

# 国の施策・予算に関する 提案・要望書



あきた移住・交流フェア



秋田林業大学校開講10周年



AKISTA成果報告会



イメージ図

再エネ100%電力の工業団地

AKITAVISION

令和7年6月  
秋田県



## << 目 次 >>

番号	提案・要望事項	項
<b>I 総合的な少子化対策</b>		1
1	総合的な少子化対策の充実と支援の強化について	2
<b>II 賃金水準の向上</b>		7
1	賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について（拡充）	8
2	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて	10
3	中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）支援施策の継続等について（拡充）	14
<b>III カーボンニュートラルへの挑戦</b>		17
1	カーボンニュートラルの実現に向けた森林整備の推進について	18
2	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について	20
3	カーボンニュートラル拠点の形成に向けた環境整備について（拡充）	24
4	風力発電設備のブレード落下事故を受けた対応について（新規）	28
<b>IV 新たな時代に対応したデジタル化の推進</b>		31
1	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について（拡充）	32
2	マイナンバー利用事務の拡大について	36
<b>V 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化</b>		39
1	新たな地方創生の実現に向けた移住施策等の強化について	40
2	地方の税財政基盤の充実・強化について	44
<b>VI 時代の変化を見据えた成長産業の拡大</b>		49
1	環日本海交流や地域の拠点となる港湾の整備促進について	50
2	中小企業・小規模事業者への経営支援の充実について（拡充）	52

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	項
<b>VII 攻めの農林水産業の振興</b>		55
1	食料安全保障の強化に向けた対策の充実について（拡充）	56
2	農業の持続的発展と国土強靱化に向けた農業農村整備事業等の予算確保について	58
3	農業の構造転換に向けた集中的な取組について（新規）	60
4	みどりの食料システム戦略の推進について	62
5	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	64
6	新規就農者と農業法人等の確保・育成について	66
7	農地集積・集約化の推進について	68
8	土地利用型作物（水稲・大豆）の安定供給に向けた取組の推進について（拡充）	70
9	各種資材価格の高騰対策について	72
10	豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について（拡充）	74
11	持続的な水産業の発展に向けた取組の推進について	76
12	林業公社の経営改善に向けた支援措置について	78
<b>VIII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備</b>		81
1	秋田新幹線新仙岩トンネルなどの高速鉄道網の整備促進について	82
2	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	84
3	持続可能な地域公共交通ネットワークの確立に向けた支援の拡充について	88
4	アリーナ（新県立体育館）整備にかかる財政支援について	90
5	インバウンドの地方誘客にかかる支援の拡充について	92
6	国立・国定公園の新規指定・大規模拡張の早期実現と公園施設の整備促進について	94
7	酒造原料米価格高騰にかかる支援について（新規）	97

## << 目 次 >>

番号	提案・要望事項	項
<b>IX 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり</b>		99
1	総合的な少子化対策への支援について（拡充）	100
2	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	106
3	新たな少子化対策に対応した働き方改革の推進について	110
4	多様性に満ちた社会づくりの推進について	114
5	安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について	116
<b>X 健康長寿・地域共生社会の実現</b>		119
1	公的病院に対する財政措置の拡充について	120
2	医療人材の確保・地域偏在の解消に向けた制度の構築等について（拡充）	122
3	国民健康保険事業費納付金の算定制度の変更等について	125
4	条件不利地域における訪問介護事業所への介護報酬上の配慮について（新規）	126
<b>XI 新たな時代を拓く教育・人づくり</b>		129
1	幼児教育・保育の提供体制の強化と質の向上について（拡充）	130
2	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	132
3	生徒用1人1台端末の導入支援について	135
4	部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備への支援について	136
5	私立学校施設災害復旧事業における専修学校及び各種学校への支援について	138
<b>XII 強靱な県土の実現と防災力強化</b>		139
1	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	140
2	災害に強く安全・安心な道路空間の整備について	142
3	県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について	144
4	持続可能な下水道事業への支援について	148
5	山地災害防止対策と森林病虫害等防除対策の推進について	150
6	大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策と被災者支援の充実について	152

<< 目 次 >>

番号	提案・要望事項	項
XIII	安全・安心な生活環境の確保	155
1	空き家対策への支援について	156
2	消費者行政の充実に向けた支援について	158
3	雪対策にかかる支援の充実について	160
4	水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について	162
5	公衆衛生獣医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について	164
6	無線警ら車・小型警ら車の増強等について	166
XIV	ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進	167
1	ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について（拡充）	168
2	八郎湖の水質保全対策に対する支援強化について	172
3	海岸漂着物対策の推進について	174

## I 総合的な少子化対策

---

## I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

内閣府、こども家庭庁、総務省、  
文部科学省、厚生労働省、経済産業省

---

国内の出生数は統計開始以来の最少を更新し、当県においても過去最少の3千人台となるなど、全国的に少子化が加速しており、早急な対策が求められている。

こうした中、地方公共団体では、それぞれが少子化対策に取り組んでいるところであり、当県においても、少子化の大きな要因である若い世代の転出超過の抑制に向けて、若者の受け皿となる産業経済基盤の整備や、性別にかかわらず活躍できる職場・地域づくりなどに重点的に取り組み、結婚支援や子育て支援といった取組と併せて総合的に実施していくことにしている。

しかしながら、少子化の克服は、我が国の社会保障制度や経済活動に与える影響が大きい国家的に取り組むべき喫緊の課題であり、地方公共団体間の施策競争では根本的な解決にはならず、我が国全体の婚姻数と出生数の向上につながる真の少子化対策としての取組が急務となっている。

一方、昨年6月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」では、我が国は146か国中118位と先進国の中でも極めて低い水準にあり、女性の賃金は男性の約7割にとどまるなど、女性の地位の向上も国家的課題となっている。多様性を受け入れる社会を実現しつつ、少子化を克服していくためには、家族のあり方の多様化や、結婚や出産に対する価値観の変化などへの対応も重要である。

国においては、昨年からこども政策の具体的な取組を一元化した「こどもまんなか実行計画」が示されたところであるが、より効果的な少子化対策を行うには、子どもや子育て当事者に関する様々な政策の推進と併せ、男女共同参画社会の実現や女性の地位向上につながる社会システムのダイナミックな変革を図ることが必要である。その上で、地域や所得にかかわらず、安心して結婚・出産・子育てすることができ、全ての子どもが等しく子育て支援や教育、医療が受けられる制度の構築が求められている。

## I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

### (1) 婚姻数の増加に向けた賃金水準の向上及び結婚支援

内閣府、こども家庭庁、総務省、厚生労働省、経済産業省

#### 【提案・要望の内容】

#### II-1 賃上げ原資の確保等について 〈P 8〉

- (1) 原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せが解消され、サプライチェーン全体で賃上げ原資や生産コスト上昇分を適切に分担し、価格への適正転嫁が可能となる体制が構築されるよう、「中小企業取引対策事業」の更なる拡充を図り、親事業者への適切な指導や普及啓発、関係機関の連携による相談体制の強化など、公正な取引環境の整備を一層進めること。

また、賃上げ原資の確保につながる労務費等への適切な価格転嫁を推進していくためには、消費者を含むサプライチェーン全体の理解促進を図っていくことも重要であることから、各種広報媒体等を活用した啓発など、気運醸成に向けた取組を強化すること。

#### II-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて 〈P 10〉

- (2) 本来、労働者の生活の安定を目的に定められるべき最低賃金が、隣県との過熱した地域間競争により設定されるなど、制度の本質とはかけ離れた実態も見られるほか、雇用における地域間格差の是正を図るため、全国一律の最低賃金の実現に向けた抜本的な制度改革に早急に着手すること。

また、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を強化すること。

- (3) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、社会保険の加入要件のあり方などの年金制度の改革を実行すること。

また、制度改革に伴い社会保険料の負担が増加する労働者や中小企業への支援を行うこと。

#### IX-3 雇用の質の向上について 〈P 110〉

- (4) 派遣労働者など非正規雇用者の待遇改善を図るため、キャリアアップ助成金を拡充するとともに、正規雇用者との労働条件の格差是正に向けた取組を強化すること。

- (5) 労働者のキャリアアップや賃金水準の向上につながるリスクリングへの支援について、地方財政措置を含め一層強化すること。

#### IX-1 地域における結婚支援の充実について 〈P 100〉

- (6) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる結婚支援等の事業は恒常的に交付対象とするほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。

(担当課室名) あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課  
産業労働部産業政策課、地域産業振興課、雇用労働政策課)

---

# I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

## (2) 女性の活躍と働き方改革の推進

内閣府、総務省、厚生労働省

---

### 【提案・要望の内容】

#### IX-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進について〈P106〉

- (1) 女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、全国的なムーブメントを創るとともに、育児休業からの復帰者が、男女とも、その後のキャリアアップや登用が不利にならないよう、復帰後も個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりや民間企業への働きかけを行うなどの取組を強力に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり計画的に行う事業が継続して採択できるようにするなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。  
また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うとともに、育児休業制度のより積極的な活用を推進すること。

#### IX-3 働き方改革の推進について〈P110〉

- (4) 労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で策定した「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施すること。
- (5) 育児休業の取得促進や育児休業期間中の経済的安定を図るため、「出生後休業支援給付」の支給日数の拡大や、「育児時短就業給付」の対象年齢の引き上げなど、育児と仕事の両立に向けた支援制度の強化を図ること。
- (6) 子育てに優しい職場風土の醸成に向けた環境整備を図るため、子の看護等休暇の対象年齢を小学校卒業まで拡大するとともに、配偶者出産休暇など育児目的休暇の取得を促進するための支援制度を強化すること。
- (7) 仕事と育児の両立を促進するため、短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を実現するための措置の対象年齢を拡大するほか、長時間労働の解消や多様な働き方の導入に向けた環境整備を促進するための助成制度を強化すること。

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課  
産業労働部雇用労働政策課）

---

# I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

## (3) 希望する出産、子育てができる環境づくり

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

---

### 【提案・要望の内容】

#### IX-1 安心して出産・子育てができる環境づくりのための経済的支援の充実について〈P100〉

- (1) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。

また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。

- (2) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

また、出産費用について、保険適用の導入に加え、自己負担部分を公費負担とするなど、安心して出産できる制度の早期実現を図ること。

さらに、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費に加え、高等教育にかかる費用について、保護者等の更なる負担軽減に向けて支援の充実を図ること。

- (3) 分娩取扱施設の減少等により、妊産婦が居住地から距離のある分娩取扱施設で分娩せざるを得ない状況が生じているほか、交通インフラが十分でないこと等により、分娩取扱施設までのアクセスに不安のある地域があることから、安心して妊娠・出産ができる環境を整備するため、「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」の時間要件を撤廃し、地域の実情を踏まえた財政支援制度とし、妊産婦の精神的、経済的な負担軽減を図ること。

#### XI-1 幼児教育・保育の提供体制の強化と質の向上について〈P130〉

- (4) 幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、保育士等の配置基準の更なる見直しを早期に実現するとともに、継続的に処遇改善を図るなど、国の責任において人材確保等における実効性のある施策や財政措置を講じること。

- (5) 人口減少地域における幼児教育・保育施設において、将来にわたり運営継続が可能となるよう、20人未満の利用定員区分を新たに設定するほか、職員配置・運営にかかる加算を充実させるなど、人口減少地域の実情に応

じた公定価格の制度改正を行うとともに、地域の子育て支援の中核的役割や場を担えるよう多機能化を図るための財政措置を講じること。

また、昨年度の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に伴う冷暖房費支援の縮小について、寒冷地にある保育施設及び児童養護施設等の負担は大きいことから、地域の実態に即した支援となるよう制度を見直すこと。

- (6) 幼保小連携を積極的に進めるため、就学前教育・保育施設と小学校の教職員間の相互理解推進の役割を担う幼児教育アドバイザーの配置などに向けた財政措置を拡充すること。

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課  
健康福祉部地域・家庭福祉課、健康づくり推進課国保医療室、  
保健・疾病対策課  
教育庁幼保推進課、保健体育課)

## Ⅱ 賃金水準の向上

---

## Ⅱ-1 賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について（拡充）

中小企業庁  
公正取引委員会

---

### 【提案・要望の内容】

原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せが解消され、サプライチェーン全体で賃上げ原資や生産コスト上昇分を適切に分担し、価格への適正転嫁が可能となる体制が構築されるよう、「中小企業取引対策事業」の更なる拡充を図り、親事業者への適切な指導や普及啓発、関係機関の連携による相談体制の強化など、公正な取引環境の整備を一層進めること。

また、賃上げ原資の確保につながる労務費等への適切な価格転嫁を推進していくためには、消費者を含むサプライチェーン全体の理解促進を図っていくことも重要であることから、各種広報媒体等を活用した啓発など、気運醸成に向けた取組を強化すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、従業員1人当たりの付加価値額は全国30位となっているほか、原材料費や燃料費の上昇等もあり、その経営環境は非常に厳しいものとなっています。
- (2) このため、県においては、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援など強力で推進しているほか、国や関係機関と協定を締結し、円滑な価格転嫁に向けた気運の醸成に努めているところです。
- (3) また、国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め、下請Gメンによる下請事業者へのヒアリングに基づく取引実態把握や、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導を行っているほか、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところです。
- (4) しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、生産コストや労務費の増加分を適正に価格へ転嫁できるよう、公

正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要であるとともに、特に小売業やサービス業などBtoCの業種において転嫁が十分に進んでいない状況を踏まえて、消費者を含むサプライチェーン全体での、価格転嫁に対する理解促進に向けた取組が不可欠です。

## 【参考資料】

都道府県	製造業付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	1人当たり 付加価値額	1人当たり 付加価値額 順位
全国計	7,751,935	109,231,946	14.09	
山口県	2,285,148	98,295	23.25	1
徳島県	941,135	47,886	19.65	2
広島県	3,804,143	214,241	17.76	3
大分県	1,173,357	66,498	17.64	4
三重県	3,507,777	204,728	17.13	5
京都府	2,501,809	147,970	16.91	6
和歌山県	890,304	52,733	16.88	7
滋賀県	2,858,418	170,383	16.78	8
愛知県	14,252,112	849,965	16.77	9
茨城県	4,637,394	277,608	16.70	10
兵庫県	5,791,799	362,845	15.96	11
群馬県	3,505,060	221,123	15.85	12
千葉県	3,307,484	210,821	15.69	13
山梨県	1,137,641	74,139	15.34	14
静岡県	6,187,909	409,607	15.11	15
愛媛県	1,219,515	82,469	14.79	16
栃木県	2,843,452	201,306	14.13	17
熊本県	1,318,984	94,371	13.98	18
大阪府	6,179,342	449,661	13.74	19
埼玉県	5,186,319	385,746	13.44	20
神奈川県	4,634,518	357,750	12.95	21
東京都	3,403,720	264,693	12.86	22
佐賀県	784,618	63,960	12.27	23
福島県	1,876,220	154,852	12.12	24
長野県	2,460,662	206,238	11.93	25
山形県	1,143,140	97,965	11.67	26
長崎県	629,551	54,106	11.64	27
富山県	1,441,161	124,001	11.62	28
福岡県	2,651,256	228,871	11.58	29
<b>秋田県</b>	<b>698,532</b>	<b>61,155</b>	<b>11.42</b>	<b>30</b>
香川県	810,465	71,636	11.31	31
宮崎県	619,298	55,038	11.25	32
奈良県	671,597	59,708	11.25	33
宮城県	1,290,106	116,346	11.09	34
福井県	830,100	74,952	11.08	35
島根県	463,491	42,194	10.98	36
石川県	1,077,668	98,394	10.95	37
新潟県	1,939,448	180,493	10.75	38
岡山県	1,605,028	149,824	10.71	39
鹿児島県	783,821	73,614	10.65	40
岐阜県	2,203,927	207,658	10.61	41
北海道	1,694,357	164,811	10.28	42
岩手県	838,297	86,593	9.68	43
青森県	536,347	55,466	9.67	44
高知県	214,956	24,068	8.93	45
鳥取県	245,586	31,770	7.73	46
沖縄県	154,974	23,384	6.63	47

注：付加価値額について従業者 29 人以下は粗付加価値額である。

(出典：2023 年経済構造実態調査)

(担当課室名 産業労働部産業政策課、地域産業振興課)

---

## Ⅱ-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて

厚生労働省労働基準局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 本来、労働者の生活の安定を目的に定められるべき最低賃金が、隣県との過熱した地域間競争により設定されるなど、制度の本質とはかけ離れた実態も見られるほか、雇用における地域間格差の是正を図るため、全国一律の最低賃金の実現に向けた抜本的な制度改正に早急に着手すること。  
また、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を強化すること。
- (2) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、社会保険の加入要件のあり方などの年金制度の改革を実行すること。  
また、制度改革に伴い社会保険料の負担が増加する労働者や中小企業への支援を行うこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

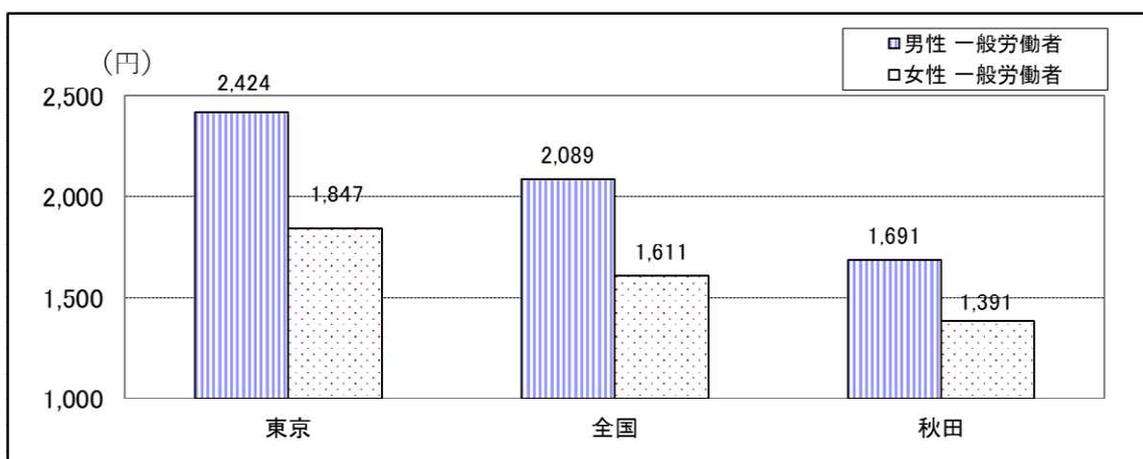
- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準をはじめとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因であるほか、女性や若者などの人材流出にもつながっています。  
また、長引く原油価格・物価高騰等が、県民生活にも大きく影響を及ぼしており、物価上昇分を加味した賃金の引き上げは必要不可欠です。
- (2) 当県では、「新秋田元気創造プラン」において、賃金水準の向上を「選択・集中プロジェクト」に位置づけ、労働生産性や県内就業率の向上により1人当たり県民所得を押し上げることで、首都圏等との賃金水準格差の縮小を図ることにしています。
- (3) 令和6年度の当県の最低賃金は、過去最大の引き上げ額となりましたが、依然として首都圏との格差が解消されていないほか、近年、経済的根拠が曖昧な地域間の過熱した上積み競争により金額が決定される傾向が顕

著となっていることから、全国一律の最低賃金の実現に向けて、抜本的な制度改正を早急に講じる必要があります。

- (4) 最低賃金の引き上げに取り組む中小企業を支援するため、「業務改善助成金」が実施されていますが、賃上げしやすい環境づくりを進めるためには、生産性の向上や経営の安定化に向けた支援制度の更なる強化も併せて行う必要があります。
- (5) いわゆる「年収の壁」の解消に向けて、国では「年収の壁・支援強化パッケージ」を時限的な措置として実施していますが、最低賃金の引き上げを世帯収入の増加につなげるためには、社会保険の加入要件のあり方など、年金制度の改革を確実に進める必要があります。
- (6) 年金制度の改革を実行するに当たっては、社会保険料の新たな負担が生じる労働者や中小企業者への配慮をする必要があります。

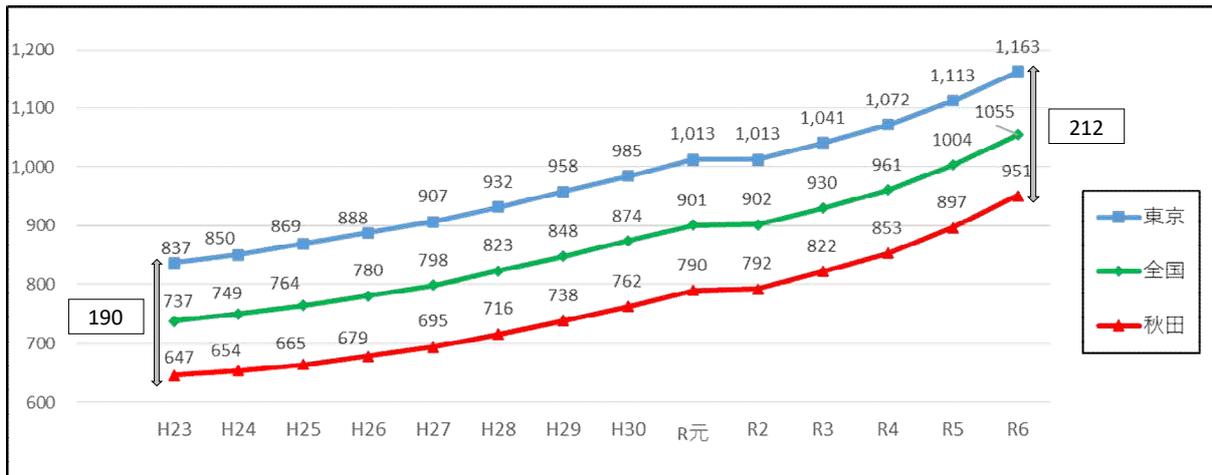
## 【参考資料】

### 1 1時間当たり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」)

## 2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

## 3 地域別最低賃金の決定方法及び問題点

- ・地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会からの目安額を参考に、地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定している。
- ・最低賃金の格差是正に向けて、各都道府県に適用される目安のランクについて、4区分から3区分への見直しが行われたほか、令和6年度には各区分の目安額が同額とされたが、依然として地域間の格差解消にはつながっていない。
- ・都道府県毎に決定する現行の方式では、同ランクや隣県等との差を意識し、下位を避けようとして金額を決定する傾向が顕著に見られる。

## 4 最低賃金改定に伴う問題点

- ・厚生労働省の統計を基に国や民間のシンクタンクがまとめた資料によると、近年、最低賃金近傍で働く短時間労働者は全国的に増加傾向にある中、所得税の非課税等の限度内に収入を抑えるため就業時間を調整するなど、時給が上昇すると労働時間が減少するという傾向が見られ、その結果、年収は僅かな増加にとどまっている。

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)



---

## Ⅱ-3 中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）支援施策の充実について（拡充）

中小企業庁

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 後継者不在や経営者の高齢化が深刻な中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）が円滑に行われるよう、「中小企業活性化・事業承継総合支援事業」において実施する事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ（M&A）支援の充実を図るとともに、県が独自に進める取組に対しても地方財政措置を講じること。
- (2) 円滑な事業承継やM&Aを促進し、企業規模の拡大や雇用を維持していくことにより、貴重な経営資源の損失を回避できることから、「中小企業生産性革命推進事業」において実施する事業承継・M&A補助金の更なる充実を図ること。
- (3) 株式等の贈与または相続に伴う税負担の軽減により、円滑な事業承継を促進するため、経営承継円滑化法に基づく個人版事業承継税制および法人版事業承継税制（特例措置）を延長すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継・引継ぎ（M&A）を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。
- (2) 当県は、後継者不在率や企業経営者の平均年齢が全国で最も高くなっており、これまで事業承継・引継ぎ支援センターと連携しながら、商工団体や金融機関などの支援機関で構成する事業承継ワーキンググループ会議における情報共有や事業承継サポート推進員の企業訪問による掘り起こしのほか、県独自の第三者承継に対する補助制度などを通して、円滑な事業承継に向けた取組を推進してきました。

- (3) 今年度も、事業承継・引継ぎ支援センター等と連携しながら、県内中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）の推進を図ることにしていますが、経営者の高齢化が深刻な中小企業の円滑な事業承継に、中長期的に継続性をもって取り組んでいくためには、引き続き国による強力な後押しが必要です。
- (4) 個人版事業承継税制及び法人版事業承継税制（特例措置）については、10年間の時限措置であり、その適用を受けるための確認申請期限が令和8年3月31日となっていることから、事業承継を更に促進していくためには、贈与税や相続税の納税猶予・免除を通じて事業者等の負担軽減を図る当該制度の延長が必要です。

## 【参考資料】

### 1 事業承継の状況

- (1) 後継者不在率（出典：帝国データバンク R6.12）

秋田県 72.3% 全国後継者不在率1位 [R5.12 後継者不在率2位]  
 全 国 52.1%

- (2) 社長の平均年齢（出典：帝国データバンク R6.4）

秋田県 62.5歳 全国高年齢1位 [R4.12 高年齢1位]  
 全 国 60.5歳

### 2 事業承継税制の確認・認定件数

		R3	R4	R5	R6
個人版事業承継税制	個人事業承継計画確認	0	1	0	0
法人版事業承継税制 (特例措置)	特例承継計画確認	13	17	21	16
	特例贈与・相続認定	11	18	10	12

(担当課室名 産業労働部産業政策課)



### Ⅲ カーボンニュートラルへの挑戦

---

## Ⅲ-1 カーボンニュートラルの実現に向けた森林整備の推進 について

農林水産省大臣官房、林野庁

---

### 【提案・要望の内容】

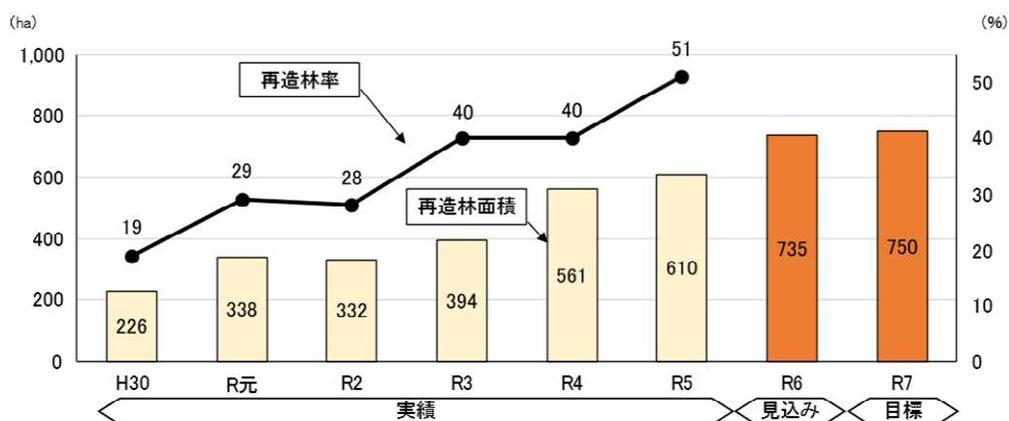
- (1) 林業成長産業化の推進に向けた森林資源の循環利用と再造林の拡大によりカーボンニュートラルの実現に貢献するため、「森林整備事業」及び「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」の予算を十分に確保すること。
- (2) 今後の森林施業を担う新規就業者の確保や、森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材の育成に向け、「森林・林業担い手育成総合対策」の予算を十分に確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

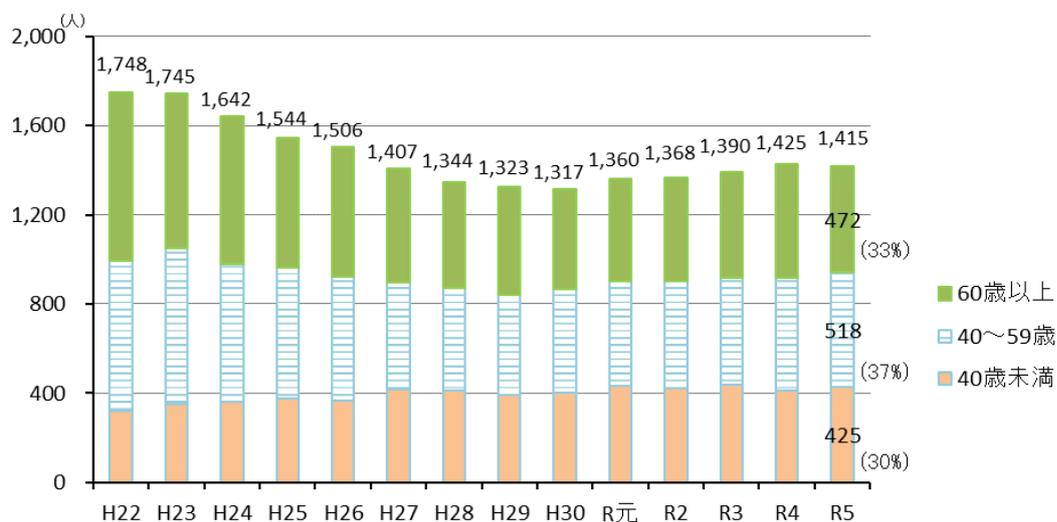
- (1) 当県では、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、県政の運営指針である「新秋田元気創造プラン」において、森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化と森林の多面的機能の持続的な発揮の両立を目指しています。
- (2) このような中、当県の森林については、再造林の拡大により、森林資源の平準化を図っていくことが重要な課題となっています。
- (3) 適切な森林整備は、CO<sub>2</sub>吸収機能向上や花粉発生源対策、さらには、地域経済の活性化や雇用の創出につながるため、間伐や主伐後の再造林に加え、路網整備や高性能林業機械の導入等に必要な予算の確保が必要です。
- (4) 平成27年度に開講した秋田林業大学校では、今後の林業を見据えた最先端の実践的研修を実施していますが、林業への就業を希望する若者の経済的負担を軽減し、安心して質の高い研修を受講できるよう、「緑の青年就業準備給付金」による支援が必要です。

## 【参考資料】

### 1 再造林の実績と目標



### 2 林業従事者数の推移



(担当課室名 農林水産部林業木材産業課、森林資源造成課、森林環境保全課)

---

## Ⅲ-2 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について

内閣府総合海洋政策推進事務局  
総務省自治税務局  
経済産業省大臣官房  
資源エネルギー庁  
国土交通省港湾局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 洋上風力発電の導入を促進するため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づく促進区域の拡大に向け、都道府県から提供される候補海域の情報を踏まえ、「有望な区域」としての整理を速やかに行うこと。
- (2) 県内に事業所等を有しない法人の風力発電施設等について、立地する都道府県において周辺環境整備等の行政サービスを受けていることから、法人事業税の分割基準の対象とすること。
- (3) 発電量の大幅な増加に伴う大消費地への送電を視野に、風力発電を電源立地地域対策交付金の交付対象に加えること。
- (4) 洋上風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入に関する住民の理解が深まるよう、再エネ海域利用法第4条第3項の規定に基づく広報活動その他の普及啓発に関する取組の充実を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」が令和2年12月に示した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」は、洋上風力発電について、2040年までに浮体式を含む3,000万kW～4,500万kWの案件の形成を目標として掲げています。

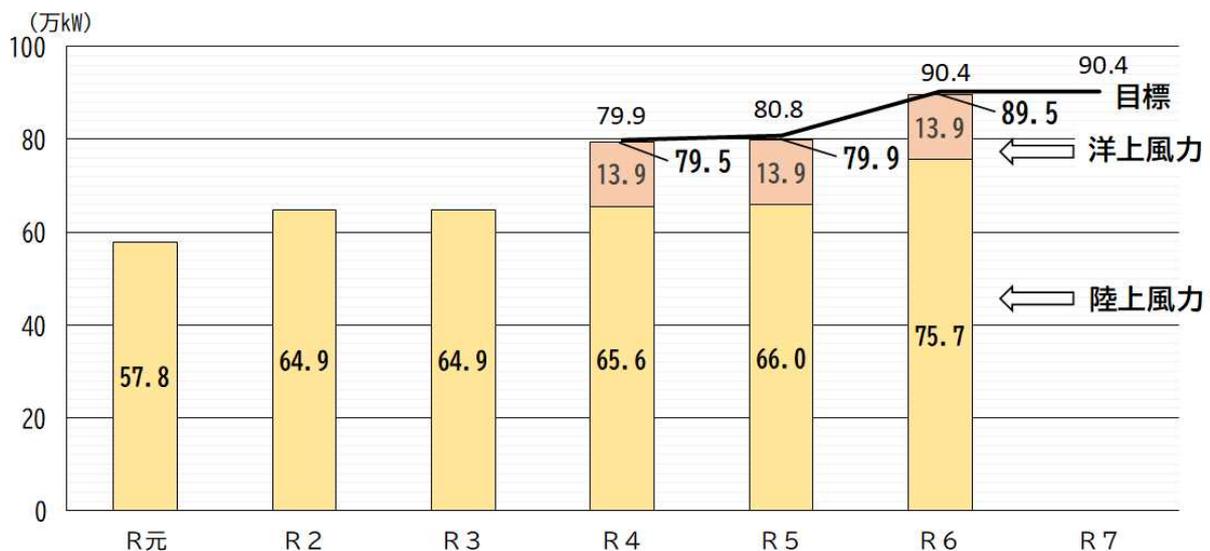
その達成に向けて、洋上風力発電の案件の形成を更に加速するためには、候補海域に関する情報提供を行う都道府県の意向を尊重しながら、「有望な区域」として整理するための所要の手續を速やかに進め、早期の促進区

域化を図る必要があるものと考えます。

- (2) 県内に事業所等を有しない法人の風力発電設備等の無人の発電施設は、周辺道路の整備・維持管理や災害防止対策等の行政サービスを受けており、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させる観点から、法人事業税の課税対象の見直しを図り、事業所とみなして分割基準の適用対象とすべきと考えます。
- (3) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた課題の一つである送電容量の確保については、国において、海底直流送電網の構築に向けた取組が進められており、今後、洋上風力発電の導入拡大と送電網の整備に伴い、大消費地への送電の増加が見込まれることから、火力発電等と同様に、風力発電を電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）の対象とすべきと考えます。
- (4) 再生可能エネルギーの導入に関して、景観・騒音等による生活環境への影響、地域経済へのメリットの有無等に関する懸念が一部の住民にあることから、長期的、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電を実現するためには、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与する再生可能エネルギー発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があると考えます。

### 【参考資料】

風力発電設備の導入量



※端数処理のため、合計と内訳の合計が一致しない場合がある。

## 秋田県における洋上風力発電の状況(令和7年3月末現在)



(担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、  
総務部税務課、建設部港湾空港課)



---

### Ⅲ-3 カーボンニュートラル拠点の形成に向けた環境整備について（拡充）

経済産業省大臣官房、イノベーション・環境局  
資源エネルギー庁  
環境省地球環境局

---

#### 【提案・要望の内容】

- (1) 「GX2040ビジョン」における「エネルギー供給に合わせた需要の集積」、いわゆるエネルギーの地産地消は、地域活性化等にもつながることから、再生可能エネルギーの豊富な地域に立地しようとする企業への税制優遇等の支援を行うこと。
- (2) 洋上風力発電の導入が進む地域や当該地域の基地港湾を中心とした関連産業のサプライチェーン構築に向けて、発電施設の大型化を踏まえた設備投資に対する支援の充実を図ること。
- (3) 全国に先駆けて大規模洋上風力発電の事業化が進む当県において、洋上風力発電事業者による水素サプライチェーンの構築に向けた取組を後押しするとともに、当県沖において実施されるCCS事業を生かしたメタネーションの推進を見据えながら、水素供給の拠点化に取り組むこと。
- (4) 再生可能エネルギーの主力電源化を見据え、石油製品の適切な備蓄に加え、秋田国家石油備蓄基地のタンクにおける水素貯蔵の可能性について検討すること。
- (5) 浮体式を含む洋上風力発電の導入や、当県での揚陸が検討されている海底直流送電線の敷設、当県沖におけるCCS事業等の複数の事業が海域及び港湾を重複して利用することが想定されるため、円滑な推進に向けて、関係漁業者の負担軽減や事業者間等の調整について、国が主体的に取り組むこと。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県内で発電された再生可能エネルギー電力を活用した工業団地を整備し、カーボンニュートラルに高い関心を持つ企業の誘致に取り組んでいくことにしています。  
令和7年2月に閣議決定された「GX2040ビジョン」では、クリー

ンエネルギーを利用した製品・サービスが大きな付加価値を創出するとし  
て、脱炭素電源などのクリーンエネルギーが豊富な地域に企業の投資を呼  
び込み新たな産業集積の構築を目指すこととしています。

- (2) 「洋上風力産業ビジョン（第1次）」において、洋上風力関連産業の立  
地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図るものとされている中  
で、一般海域における導入においては発電施設の大型化が見込まれており、  
重量や部品数量の増加に対応した設備投資が求められるものと考えます。

また、港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基  
地港湾）である秋田港及び能代港を擁する当県は、両港湾内において、国  
内初となる本格的な洋上風力発電所が稼働しているほか、海洋再生可能エ  
ネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再  
エネ海域利用法」という。）に基づき、4海域において大規模な洋上風力  
発電の導入が進められているなど、同ビジョンで示されている「競争力の  
あるサプライチェーンの構築」の観点から、関連産業の集積について国内  
有数の適地であると考えます。

- (3) 再生可能エネルギーについては、発電所建設適地の偏在や、出力変動が  
課題になっています。

このため、現在、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて  
余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築す  
るための技術開発に向けた実証が進められています。

当県は、洋上を含め、国内有数の風力発電適地であり、当県沖の海域を  
利用する洋上風力発電事業者による水素社会の実現に向けた取組の実施が  
期待されているほか、今般、CO<sub>2</sub>の貯留に適した地層が卓越している当  
県沖を貯留エリアに含む民間事業の取組が国の先進的CCS事業に採択さ  
れるなど、水素とCO<sub>2</sub>からメタンを合成するメタネーションを効果的  
に行うための条件が整っています。

- (4) 水素サプライチェーンの構築に向け、製造した水素の大量貯蔵が課題と  
なっていることから、化石燃料から水素エネルギーへの転換の加速化を見  
据え、秋田国家石油備蓄基地のタンクの有効活用等について検討していく  
必要があると考えます。

- (5) 当県では、再エネ海域利用法に基づき事業化が進められている4海域よ  
りも沖合の海域への着床式・浮体式の導入に向けた調査・検討に着手して  
いるほか、グリーンイノベーション基金による浮体式実証事業の当県沖に  
おける実施も決定しています。

こうした海域は、当県以外の漁業者も利用している可能性があり、その  
特定や所要の調整を都道府県が行うことは煩雑かつ非効率であるほか、特  
に浮体式は、その構造上、漁業者が操業できない海面下の占有面積が着床  
式よりも拡大することから、漁業への支障を懸念する声が高まりつつあり

ます。

また、洋上風力発電設備の建設や先進的CCS事業におけるパイプラインの設置など、当県の海域における複数事業の本格化に伴い、海域や港湾の利用について、関係事業者間の所要の調整を図る必要があります。

## 【参考資料】

各事業のスケジュール(予定)

年度	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
洋上風力発電							
八峰町、能代市沖		陸上工事	洋上工事			●運転開始 (2029年6月)	
能代市、三種町、男鹿市沖		陸上工事	洋上工事			●運転開始 (2028年12月)	
男鹿市、潟上市、秋田市沖	陸上工事	洋上工事			●運転開始 (2028年6月)		
由利本荘市沖		陸上工事	洋上工事			●運転開始 (2030年12月)	
浮体式実証事業 (秋田県南部沖)		環境評価・設計・製作等				●運転開始 (2029年秋頃)	
先進的CCS事業	環境影響評価 ・試掘等			●貯留開始			
海底直流送電線	●公募要綱決定		掘削・設備建設工事等			※6～10年程度の整備を想定	
		●事業実施主体の決定					

(担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、産業集積課、生活環境部温暖化対策課、農林水産部水産漁港課、建設部港湾空港課)



---

## Ⅲ-4 風力発電設備のブレード落下事故を受けた対応について（新規）

経済産業省大臣官房

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 新屋浜風力発電所（秋田市）において発生したブレード落下事故について、原因を早期に究明すること。
- (2) 風力発電設備にかかる現行の安全基準や点検のあり方について、速やかに検証し、周辺地域の安全性と点検の実効性が担保されるよう見直すこと。
- (3) 事故原因の究明や必要な安全対策の検討を速やかに行うため、事故調査委員会における外部専門家を事前に指定しておくなど、国が主体的に取り組む体制を整備すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県が取り組む、洋上風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入拡大には、県民の理解と協力が不可欠です。  
本年5月2日に発生したブレード落下事故では、因果関係については調査中であるものの、付近にいた男性が亡くなっており、県民の不安の払拭に向けて、速やかな事故原因の究明が必要です。
- (2) 風力発電事業の導入において安全性の確保は大前提ですが、当該事故においては、旋回範囲の外側にブレードが落下していることから、安全確保に向けた現行の基準は十分なものとは言えず、安全基準や点検のあり方について見直しが必要と考えます。
- (3) 電気事業法では発電事業者による自主的な保安が原則とされているものの、住民の理解を得て再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組を進めていくためには、国が主体的に関わり、事故対応を速やかに進めていく必要があります。

**【参考資料】**

ブレード落下事故の状況



(担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課)



#### IV 新たな時代に対応したデジタル化の推進

---

## IV-1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速 化について（拡充）

内閣府地方創生推進事務局  
デジタル庁  
総務省自治行政局、総合通信基盤局  
経済産業省商務情報政策局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) DXの基礎となる5Gなどの無線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とし、地域格差が生じることのないよう国の責任において通信事業者による整備を促進すること。
- (2) 地方公共団体の基幹業務システムの標準化に当たっては、地方公共団体に自己負担が生じることがないように、デジタル基盤改革支援補助金の補助上限額の更なる見直しや補助対象の拡大等、財政的支援を強化するとともに、移行後のシステム運用経費についても、移行前と比較して地方公共団体の負担が増加することのないよう、財政的支援を行うこと。
- (3) 地方行政のデジタル化を推進するため、基幹業務システムのみならず、財務や決算統計等の内部管理事務に関するシステムを標準化の対象にするとともに、その移行に当たっては財政的支援を行うこと。
- (4) 先進技術を活用してDXを推進する人材の確保・育成に向けた取組について、財政的支援を行うこと。
- (5) 中小企業等が生産性向上や競争力強化を図るため、デジタル化に対応し、業務の変革ができるよう、技術的・財政的支援を一層強化すること。
- (6) 人に優しいデジタル社会の実現を目指し、国民誰もが身近なところで、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行うことができる体制・環境の整備を加速するとともに、当県が独自に進めるデジタルデバイドの解消に向けた取組について、財政的支援を行うこと。
- (7) 複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティ対策の強化に向けた技術的・財政的支援を行うこと。

## 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「秋田県DX推進計画」において、県民一人ひとりがそれぞれのニーズに合ったサービスを選択することができる社会の実現に向け、行政、産業、くらしの各分野を施策の柱とし、これらを支える環境基盤の整備を図りながら、官民一体となってデジタル化やDXを推進することにしていきます。

国では、令和5年12月に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、引き続きデジタル基盤の整備を地域のニーズに即してスピード感を持って推進することにしており、光ファイバ等の有線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とするなど地方のデジタル基盤の整備が進められているところですが、5Gなどの無線ブロードバンドサービスは不採算地域では民間事業者による整備が進んでいない地域が存在しており、大都市圏に比べて収益性が低い地方において、5Gなどの無線ブロードバンドサービス整備の遅れが懸念されます。

- (2) デジタル基盤改革支援補助金の上限額は、システム移行に必要な経費に対して十分とは言えない状況です。

また、国は基本方針において、標準化により「情報システムの運用経費を平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指す」としてはいますが、全国的に実現が不透明な状況であり、県内でも削減効果が不安視されています。

加えて、標準化に伴うガバメントクラウド利用料及び回線費用がランニングコストとして発生するところ、利用料については交付税措置を講じることとされているものの、回線費用に対する財政支援については、いまだ明らかになっていません。

- (3) 地方行政のデジタル化を進めていく上では、地方公共団体の財務や決算統計、予算編成等、共通の内部管理事務に関するシステムについても、統合やクラウドへの移行が必要ですが、これらを各団体が個別に行うことは多大な経費を伴うとともに非効率であることから、標準化を図る必要があります。

- (4) デジタル技術やデータ分析に関する知識や能力を有し、先進技術を活用してDXを推進する人材については、地方公共団体はもとより、製造業や商業・サービス業をはじめ、農業や建設業などあらゆる分野において必要性が高まっています。

デジタル人材は首都圏等の大都市圏に集中する傾向があることから、当県では、新規学卒者やAターン求職者を対象としたマッチングや、センシ

ング技術等を活用したソリューションを自社で内製化するための実践研修など、デジタル人材の確保・育成対策を一層充実させていく必要があります。

- (5) 県内には、費用負担や人材不足等の課題により、デジタル技術の導入が進んでいない企業もあることから、産学官で構成する「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」を活用し、デジタル化を促進する取組を行っています。

今後、製造業や商業・サービス業など様々な分野において、AIやVR等の先進技術や多様なデータの活用を積極的に進め、産業の活性化や地域課題の解決につながる先進事例を創出し、横展開を行うなど、生産性の向上と競争力の強化を図っていく必要があります。

- (6) 全国的に最も高齢化が進んでいる当県では、デジタル機器に不慣れな方が多いことから、デジタルリテラシー向上に向けたスマートフォンの操作体験会の開催や、地域で寄り添いながら支援するデジタル活用サポーターの育成に取り組んでいます。

しかしながら、高齢者のデジタル機器に対する苦手意識や取組の周知不足のため、参加状況が思わしくなく、取組が計画どおりに進んでいないことから、国や市町村、民間事業者等と連携し、早急に推進していく必要があります。

- (7) 中小企業や病院等へのランサムウェアによるサイバー攻撃を受ける事案が多数発生するなど、情報セキュリティに関する危機管理の重要性は高まっています。

当県では、東北各県や新潟県等と共同で情報セキュリティクラウドを運用するなど、セキュリティ対策を強化していますが、日々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、最新の環境を整備していく必要があります。

特に、中小企業等においては、危機管理意識に温度差があることに加え、コストやノウハウの不足から、セキュリティ対策の遅れが懸念されます。

(担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課  
産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室)



---

## IV-2 マイナンバー利用事務の拡大について

デジタル庁

総務省大臣官房、自治行政局、自治税務局

国土交通省総合政策局、物流・自動車局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国においては、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組の強化はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築すること。
- (2) 納税者の利便性向上と行政の効率化のため、マイナンバーと自動車登録ファイルを紐づけて住所変更情報を課税事務に反映できるようにするなど、マイナンバー制度を活用して行う地方税の事務を拡大すること。
- (3) 国が地方公共団体向けに提供しているマイナポータル上の電子申請サービス（ぴったりサービス）において、都道府県のマイナンバー利用事務が活用できるよう早急に対応すること。
- (4) 都道府県がぴったりサービスにより審査事務をデジタル化して行う際に、必要となるシステムの構築や導入に要する経費に対して、財政支援を行うこと。
- (5) 支給要件の適合確認のために世帯総所得金額等の審査の前段で行う世帯構成員の確認について、マイナンバー情報提供ネットワークシステムと住民基本台帳ネットワークシステムを連携させ、容易に照合できるようにすること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) マイナンバー制度はデジタル社会の基盤となるものであり、その信頼性の確保は極めて重要ですが、マイナンバーカードを活用した証明書交付

サービスにおける誤交付、マイナンバーと健康保険証や公金受取口座の紐づけにおける誤登録といった、国民のマイナンバー制度への信頼を損ないかねない事案が発生しているため、安定的なシステムの運用と、国民の信頼回復に向けた対応を講じる必要があります。

- (2) 当県では、毎年、自動車税の納税通知書の返戻処理を2,500件程度行っており、その都度職員が住民基本台帳ネットワークシステムで新しい住所等を調査した上で納税通知書の再発送を行っています。  
住所の変更を行った際に、当該変更情報が自動車登録ファイルに連携されるよう環境整備が必要です。  
また、地方税関係の納税通知や督促等について、地方税法の規定により文書の発送が必要になっています。  
今後は、マイナンバー制度を活用して例えば納税通知書はマイナポータルに通知されるような仕組みを構築するなど、地方税の処分通知等について電子的送付ができるようデジタル化を加速化させることが必要です。
- (3) ぴったりサービスは、市区町村の手続から対応が進められていますが、住民の利便性向上と行政運営の効率化のためには、現在、書面による手続が行われている特別支援学校就学奨励費の支給など都道府県のマイナンバー利用事務に対しても、早急な対応が必要です。
- (4) ぴったりサービスの活用によりデジタル処理をしていくためには、システム標準仕様の情報提供といった現行の技術的支援に加え、システムの構築や導入に要する経費に対する財政支援が必要です。
- (5) ぴったりサービスを活用できるようになった場合でも、世帯構成員の確認について、マイナンバー情報提供ネットワークシステムと住民基本台帳ネットワークシステムの両方の操作が必要になっている現状のままでは効率化が図られないことから、改善が必要です。
- (6) なお、ぴったりサービスの活用が可能になるまでの間においても、マイナンバー利用事務の拡充が想定されるため、システムの構築や導入に要する経費に対して財政支援が必要です。

(担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課、総務部税務課)



V 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

---

## V-1 新たな地方創生の実現に向けた移住施策等の強化について

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局  
内閣府地方創生推進事務局  
総務省自治行政局、自治財政局  
文部科学省高等教育局

---

### 【提案・要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、大都市部における人口集中の負の側面が浮き彫りとなり、若い世代を中心に地方への関心が高まっていたものの、コロナ禍からの正常化に伴い、近年は再び東京圏への一極集中が加速し、更なる人口減少が危惧されているところである。

このような動きを捉えつつ、国がリーダーシップを執って東京一極集中を是正し、真に地方創生を実現するため、地方の特徴を生かした取組を後押しし、人材の定着・還流を図るための支援策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援の充実を図ること。

#### 《地方への人材の還流促進に対する支援等》

- (1) リモートワークやワーケーションなどの多様な働き方の普及に伴う地方への移住・定住促進や、二地域居住などの関係人口の創出・拡大に向けた取組により、若者の県内定着・回帰を図るため、新しい地方経済・生活環境創生交付金の十分な予算額の確保や対象経費の見直しを行うとともに、地方が独自に行う取組に対し財政支援の充実を図ること。

また、地域力の維持・強化にかかる担い手の確保を促進するため、都道府県が独自に行う地域おこし協力隊の活動の充実や定住・定着に向けた取組に対する財政支援の充実を図ること。

#### 《移住支援金制度の対象要件の緩和等》

- (2) 東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、移住支援金制度について、支給対象者の居住・通勤要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏からの距離や移動経費に応じて支給額を加算するなど、東京一極集中の是正に、より効果的な制度とすること。

また、令和7年度に拡充された地方就職学生支援事業については、利用促進に向け、より一層学生への早期の周知を図ること。

#### 《地方大学への支援の充実強化》

- (3) これからの時代の担い手となる若者の地方定着や地域産業を支える多様な人材の育成を図るためには、地方大学が、地域の高等教育における中核的存在として、それぞれの特色を發揮しながら、将来にわたり安定的な運営を確保する必要があることから、地方大学の運営にかかる財政支援の充実を図ること。

また、国においては東京23区内の大学定員の規制に関し、デジタル人材を育成する情報系学部・学科等に限り緩和しているが、こうした動きは東京一極集中の是正に逆行するものであり、地方大学が新たに情報系学部等を設置する際の支援や、高度デジタル人材の育成を強化するための環境整備に向けた財政支援等を一層推進すること。

#### 《地域の活力を維持するための地方公共団体間の協働・連携の取組の支援》

- (4) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、県と市町村あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、必要な財政支援等を行うこと。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和6年度補正予算で創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画等に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。

同交付金については、移住関連事業にかかる参加者の交通費への助成や販促物（ノベルティ）の製作に要する経費などが、個人への給付に当たるとして対象外とされていることから事業効果を高めるため活用しやすい制度とする必要があります。

さらに、当県では、首都圏企業等に対するPR活動や、当県独自のオーダーメイド型支援制度の提案による個別企業に対する人材誘致活動を実施していますが、こうした取組を集中的に展開するため、従業員のリモートワークにかかる通信費や就業先への交通費等を交付金の対象とするなどの財政支援も重要です。

また、人口減少や高齢化等の進行が著しい当県においては、地域おこし協力隊の活動の充実や、定住・定着を図るため、市町村を越えた広域的な

枠組を活かし、隊員OB・OGとの連携により、現役隊員向けの研修・交流会や相談サポートを独自に実施していますが、こうした取組を継続して行うため、特別交付税措置の対象とするなどの財政支援が必要です。

- (2) 「移住支援金」の支給実績については、増加傾向にあるものの、令和6年度は61世帯にとどまっています。

これまでも、支給要件の一部緩和が行われたものの、居住・通勤要件については、直近1年以上連続かつ通算5年以上の東京23区への在住又は通勤が条件とされているなど、制度を効果的に運用していく上では、更なる見直しが必要です。

また、総務省が公表した2024年の人口移動報告によると、東京圏への「転入超過」がコロナ禍以前の水準に更に近づくなど、東京一極集中が再び加速しています。

移住支援金は、移住に要する平均的な費用を想定して支給額が定められているとされていますが、当県においては、東京圏近郊エリアと比較して、距離等により、移住に必要な経費がかかり増しになることから、そのような地域には増額をするなどして、移住へのインセンティブを更に高めていく必要があります。

さらに、学生の地方移住を促進するためには、令和7年度に拡充された「地方就職学生支援事業」において、令和6年度は利用者が少ない状況にあることから、より一層の学生への周知が必要です。

- (3) 国では、令和6年度から、デジタル人材の育成に関して、東京23区における大学定員の規制を緩和しており、こうした人材の東京一極集中が懸念されます。

地方大学においても、これからの時代を担う多様な人材を育成・輩出していく必要があります。近年、当県の大学においては、国の交付金を活用した、国立大学と公立大学の共同によるシステム思考のエンジニアや、スマート農業人材の育成に向けた取組を実施しているほか、情報技術やデータサイエンス・AI等のデジタル技術を専門的に学ぶ新学部を開設するなど、デジタル人材の育成に向けた取組を強化しており、高度なデジタル人材を育成できる環境整備の一層の推進が必要です。

このため、国公私立を問わず、大学経営の基盤となる財源についても国がしっかりと支援しながら、地方創生に向けた取組を力強く後押ししていく必要があります。

- (4) 全国最速のペースで人口が減少している当県において、今後とも行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、県と市町村あ

るいは市町村同士が協働・連携して取り組むことが必要であり、地方公共団体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」（座長：辻琢也 国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授）からの提言（令和6年3月）でも、課題解決に向けた方策として「市町村との一体的な連携」を図っていくべきとのことから、そのような視点で県の業務や公共施設等のあり方の見直しを進めているところです。

また、当県では、「秋田県・市町村協働政策会議」等において、県と市町村の共通課題の克服に向けて協議を進めている中で、近年では、県・市町村・民間企業の共同出資により、全県域で生活排水処理事業の事務の補完と技術の継承を担う広域補完組織を全国で初めて設立し、経営戦略策定や事業運営を支援しているところであり、こうした取組を一層推進していくためには、更なる国の支援が必要です。

（担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、高等教育支援室、  
移住・定住促進課  
総務部行政経営課、企画振興部市町村課）

---

## V-2 地方の税財政基盤の充実・強化について

総務省自治財政局、自治税務局  
財務省主計局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 令和8年度の地方財政計画の策定に当たっては、住民に身近な行政サービスを安定的・持続的に提供した上で、地域の実情に応じた取組を進めていくことができるよう、一般財源総額を確保すること。  
特に、今後も引き上げが想定される地方公務員給与に加え、物価・金利の上昇、教員の処遇改善にかかる負担などによる避けられない歳出増について地方財政計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を増額すること。
- (2) 「こども・子育て支援加速化プラン」により、国が全国一律で行う施策の実施に加え、現在政党間等で議論されている給食費無償化などの教育無償化が実施される場合には、地方公共団体の財政力に応じて地域間格差が生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じること。  
また、地方が地域の実情に応じてきめ細かに取り組む少子化対策について、各団体の創意工夫が生かせるよう、地方財源を確実に確保すること。
- (3) 地方交付税については、「地方固有の財源」であり、総額の確保はもとより、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。  
また、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」及び「地域社会再生事業費」について、条件不利地域の実情を踏まえた現在の算定方法及び算定額を維持すること。
- (4) 職員の寒冷地手当については、地域の実態を踏まえた対応が必要であり、人材確保の観点からも特別交付税の減額措置を廃止すること。
- (5) 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」について、事業期間の延長を行うほか、公用施設への対象の拡大を図るなど、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
- (6) 東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよ

う、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、電気・ガス供給業に対する収入金額課税制度については、地方税収を安定的に確保する等の観点から、これを堅持すること。

さらに、県内に事業所等を有しない法人の風力発電施設等について、立地する都道府県において周辺環境整備等の行政サービスを受けていることから、法人事業税の分割基準の対象とすること。

- (7) 揮発油税及び軽油引取税にかかる、いわゆるトリガー条項の凍結解除や、個人住民税における基礎控除等の更なる引き上げ等を行う場合には、地方財政への影響を十分に考慮し、国の責任において代替となる財源を確保すること。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体が、人口減少対策はもとより、賃金水準の向上やDXの推進、脱炭素社会の実現、国土強靱化のための防災・減災対策などの重要課題に責任を持って取り組み、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に提供していくためには、地方交付税をはじめとして、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。

また、昨年度の人事院勧告では30年ぶりの高水準のベースアップとなり、かつ月例給・一時金共に3年連続の増勧告となりましたが、当県においても賃上げの動きに対応して人事委員会勧告がなされており、今後もその引き上げが想定されます。地方財政対策においては、令和7年度の給与改定に備えて「給与改善費」が2,000億円計上されたものの、令和6年度の引き上げ幅を考慮すると十分とは言えず、人件費の更なる財源確保が必要です。

加えて、都市部の再開発計画・事業の著しい増加を踏まえた資材・労務単価の上昇等による建設費の増嵩や行政サービス・施設管理等の委託費の増加をはじめ、物価や金利の上昇、教職調整額の引き上げなどの教員の処遇改善を進めるに当たっては、地方の負担増に対応する財源の確保が必要です。

- (2) 令和5年の国内の出生数は統計開始以来、初の75万人割れとなり、当県においても過去最少の3,611人になるなど、全国的に少子化が加速しており、早急な対策が求められています。

当県では、少子化の大きな要因である若者の転出超過の抑制に向けて、企業と連携した新たな奨学金返還助成制度を創設したところですが、ピー

ク時には約1億円の一般財源負担が見込まれています。

また、子どもの医療費助成についても所得制限を撤廃し、高校生までを対象としていることから約10億円の一般財源を負担しています。

このほか、大卒者等が専門知識を生かして活躍できる環境の整備や女性の就業に向けたサポートの充実、結婚支援など総合的に実施しています。

少子化の克服に向けては、国が全国一律に行う施策と地方が創意工夫を生かして行う施策が組み合わさることで効果的なものとなりますので、必要な地方財源を確実に確保することが必要です。

さらに、現在議論されている高校授業料無償化や学校給食費無償化などについては、全国一律に実施すべきものであり、国の責任と財源において実施する必要があります。なお、当県で高校授業料無償化に要する経費に約6億円、学校給食費無償化には約36億円が必要になります。

- (3) 広大な県土を有する一方、経済・財政基盤が脆弱で、人口の急減が大きな課題になっている当県にとっては、地方交付税等の減少が、施策・事業の推進に大きく影響することから、地方交付税総額の確保はもとより、地方公共団体間の財政力格差解消のための財源調整機能の維持・充実も重要です。

こうした地方の声を受けて、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」や「地域社会再生事業費」が地方財政計画に計上されていますが、地方創生や地域社会の維持・再生のためには息の長い取組が必要であり、また、デジタルインフラの整備における都市と地方の格差などにより、地域におけるデジタル化の推進にも一定の期間を要することから、これらの費用の算定においては、条件不利地域に対する継続的な措置が必要です。

- (4) 令和6年の人事院勧告では、過去の気象データを基に支給地域の改定が行われましたが、これにより、これまで支給対象であった秋田市をはじめとする沿岸部の市町村が支給対象外とされました。しかしながら、例えば今回支給対象外となった秋田市は、わずか0.3℃の平均気温の差により除外されており、このような機械的な線引きは、暖房用燃料費などの負担が大きい雪国の生活実感から大きく乖離しています。

こうしたことから、令和6年の秋田県人事委員会の報告・勧告において、寒冷地手当については、生活実態を考慮し、勤務地に加え、職員の居住地が支給基準を満たす場合にも支給することとするなど、地方独自の給与上の取扱いを行うこととされましたが、国における支給基準を超えて支給した場合には特別交付税の減額措置がなされません。

雪国の厳しい生活実態を踏まえた対応の必要性や人材確保の観点からも、このような画一的な基準に基づいた寒冷地手当にかかる特別交付税の減額措置は廃止すべきと考えます。

- (5) 当県では、全国に先駆けて人口減少が進んでいる状況に対応するため、「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」（座長：辻琢也 国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授）からの提言（令和6年3月）を踏まえ、現在、公共施設等の集約化・複合化などの検討を進めています。

令和7年度の地方財政対策として、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)に除却事業が追加されるなど一定の拡充が図られていますが、地域の理解を得ながら事業を進めるには時間を要することから、令和8年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間の延長による安定した支援制度が必要であるほか、地方機関の抜本的な見直しに対応するため、対象を公用施設へ拡充することも必要です。

- (6) 今後、確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、東京一極集中の状況や地域間の財政力の格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早急に構築することが必要です。

また、収入金額課税制度については、受益に応じた課税制度として定着しているほか、当県における法人事業税収の1割強に上るなど、地方にとって安定的な財源になっていることから、今後ともこれらの制度の堅持が必要で

す。さらに、県内に事業所等を有しない法人の風力発電設備等の無人の発電施設は、周辺道路の整備・維持管理や災害防止対策等の行政サービスを受けており、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させる観点から、法人事業税の課税対象の見直しを図り、事業所とみなして分割基準の適用対象とすべきと考えます。

- (7) 揮発油税及び軽油引取税にかかるいわゆるトリガー条項の凍結解除や、個人住民税の基礎控除等の引き上げ等の地方の収入減となるような取組を実施する場合には、地方の財政運営に影響が出ないよう適切な措置を講じる必要があります。

当県においては、トリガー条項の凍結解除による軽油引取税等の減少額は約53億円に及ぶものと試算しています。加えて、住民税については今回の改正による影響は小さいものと推計していますが、所得税の減収に伴い地方交付税原資が減少することも懸念されます。

(担当課室名 総務部財政課、行政経営課、税務課  
産業労働部クリーンエネルギー産業振興課)



## VI 時代の変化を見据えた成長産業の拡大

---

## VI-1 環日本海交流や地域の拠点となる港湾の整備促進について

財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、港湾局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 基地港湾である秋田港及び能代港が継続的かつ最大限に利用されるよう配慮するとともに、今後、洋上風力発電事業の進展に伴い、風車の大型化等が想定されるため、港湾機能の更なる強化について検討すること。  
また、当県沖の洋上風力発電事業の迅速化・効率化を図るため、船川港の活用に向けた施設整備に必要な予算を確保すること。
- (2) 船川港において、災害時の緊急物資受入れと半島内各地への供給支援のため、耐震強化岸壁の整備を促進すること。  
また、秋田港及び能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、国直轄事業である防波堤の整備等を促進すること。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港における施設改良や維持管理に必要な予算を確保し支援すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 一般海域における洋上風力発電事業の進展に伴い、岸壁設備をはじめとした港湾機能の更なる強化について検討していく必要があります。  
また、船川港では、洋上風力発電設備の設置・組立やその後のO&M（運転及び保守）機能を確保するため、新たな港湾施設整備が必要です。
- (2) 当県では能登半島地震を踏まえ、「男鹿半島地域等防災・減災会議」を設置し、道路の寸断等による孤立集落の発生や救助活動の難航などを念頭に、対応方針をまとめています。  
また、秋田港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加等に対応した環境整備が必要となっています。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港では、係留施設の老朽化対策や臨港道路の補修など、港湾機能を適切に維持するための整備を行う必要があります。

# 秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備

## 秋田港

秋田自動車道 秋田北IC

秋田港アクセス道路

クルーズ受入環境の整備

洋上風車取扱ふ頭

南防波堤改良

第二南防波堤延伸

本港地区航路泊地(-13m)浚渫

港湾内洋上風力発電  
(令和5年1月31日運転開始)  
4.2MW × 13基

凡 例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	直轄事業
<span style="border: 1px dashed green; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	再生可能エネルギー源を 活用する区域

秋田県へのクルーズ船寄港実績と寄港予定  
(令和7年4月1日時点)

年度	内航クルーズ	国際クルーズ	合計
H26	8	1	9
H27	10	6	16
H28	11	4	15
H29	13	12	25
H30	13	8	21
R元	11	15	26
R2	0	0	0
R3	0	0	0
R4	6	0	6
R5	5	23	28
R6	3	24	27
R7	4	34	38

## 船川港

平沢地区

洋上風力発電資材供給拠点の形成、及び関連産業の集積

岸壁(-10m)耐震化

岸壁(-12m)整備

平沢地区ふ頭用地造成

令和6年8月改訂 港湾計画

## 能代港

大森地区国際物流ターミナルの整備

洋上風車取扱ふ頭

北防波堤改良

大森地区泊地(-13m)浚渫

能代火力発電所

港湾内洋上風力発電  
(令和4年12月22日 運転開始)  
4.2MW × 20基

(担当課室名 建設部港湾空港課)

---

## VI-2 中小企業・小規模事業者への経営支援の充実について (拡充)

中小企業庁

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 人手不足や原材料・エネルギー等の物価高などにより、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の支援については、今後の経済動向や事業者の実情に応じて、生産性向上・コスト削減に向けた設備投資等による企業の収益力改善や資金繰りの支援、エネルギー価格の負担軽減策など、幅広く手厚い施策を機動的に講じること。
- (2) コロナ関連融資等による過剰債務の負担や、仕入コストの上昇などを要因として、企業倒産が増加傾向にあることを踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、経営の安定に向けた保証制度を拡充するなどの新たな施策を講じるとともに、返済猶予・条件変更等を含めたアフターケアを金融機関に指導するなど、フォローアップを強化すること。
- (3) 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型補助金（災害時））について、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、局激指定に至らない場合であっても、中小企業の復旧支援に活用できるようにするとともに、都道府県に対する補助上限の引き上げや、対象経費の拡大を含めた当該補助制度の充実を図ること。また、中小企業が策定するBCPへの助成制度や、防災・減災の事前対策として行う設備投資に対する補助制度を設けること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業・小規模事業者は、各種の融資制度や給付金、雇用調整助成金などを活用し、経営を維持してきたところですが、人口減少を背景とする構造的な人手不足や原材料・エネルギー価格の高騰等が長期にわたって続いており、企業体力が著しく低下してきています。

- (2) コロナ禍からの回復途上にある中で、コロナ関連融資等による過剰債務の負担や、仕入れコストの上昇などを要因として、当県の倒産件数（令和6年）は前年を大きく上回る状況にあります。
- 当県では、中小企業・小規模事業者の借換等の資金需要に柔軟に対応するため、国の経営力強化保証制度を活用した融資制度を創設したところですが、地域経済と雇用の維持を図るためにも、当該制度の拡充などにより、更なる資金繰りを支援していく必要があります。
- (3) 近年頻発している豪雨等の自然災害により、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たしている中小企業・小規模事業者の被災が増加していますが、コロナ禍や価格高騰などによる経営難に対処するための資金借り入れ等により経営体力が弱まっている事業者が増えています。
- 今般、国では、小規模事業者の早期の復旧と事業継続を促進する自治体連携型補助金（災害時）について、局激指定を受けた場合には、中小企業も補助対象とするなど、制度の拡充を図ったところですが、局激指定に至らない場合であっても、経営基盤が脆弱な中小企業の復旧支援に活用できるようにするなど、当該補助制度の更なる充実が必要です。
- (4) 企業の防災・減災の事前対策を支援するため、当県では昨年度から、中小企業が事業継続計画（BCP）等に基づき行う災害対策設備導入等に要する経費に対する助成制度を設けたところであり、国においては、事業継続力強化計画に基づく設備投資にかかる税制優遇措置を実施しているところですが、近年の自然災害の頻発を踏まえ、より広く企業の防災対策を促進する観点から、一層重要性が増しているBCPの策定及び防災対策のための設備投資に関する国の補助制度を設けることが必要です。

（担当課室名 産業労働部産業政策課）



## VII 攻めの農林水産業の振興

---

## Ⅶ-1 食料安全保障の強化に向けた対策の充実について（拡充）

農林水産省大臣官房、輸出・国際局、農産局、畜産局、農村振興局、農林水産技術会議

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 食料・農業・農村基本計画に基づく施策の具体化に当たっては、現場の実情を踏まえるとともに、農家が将来に展望を持てるよう実効性を確保すること。
- (2) 水田政策の見直しに当たっては、産地が持続的に発展し、多様な農作物の生産性向上が図られるよう、現場の実情を十分に踏まえた制度とするとともに、農家等への円滑な周知に向け、見直しにかかる支援内容等を早期に示すこと。
- (3) 飼料自給率の向上に向け、飼料用米等への助成水準を維持するほか、飼料用とうもろこしなどの高栄養な飼料作物の増産に向けた支援を強化すること。
- (4) 人口減少や高齢化の進行に伴い、国内の農産物需要の減少が見込まれていることから、輸出に取り組む産地・経営体を育成するための総合的な支援を強化すること。
- (5) 生産から流通、加工、販売までの各段階におけるコストを踏まえた価格形成を実現するための仕組みづくりを進めるとともに、食品事業者・消費者等への国産農産物の持続的な供給に対する理解醸成を図ること。
- (6) 食料安全保障上のリスクとなる気候変動に対応していくため、適応技術や対応品種などの開発・普及を推進すること。
- (7) 食料の安定供給に向け、農山村地域における農業生産の維持が重要であることから、条件不利農地の面的な利用・保全や農村の振興に向けた支援策を強化すること。

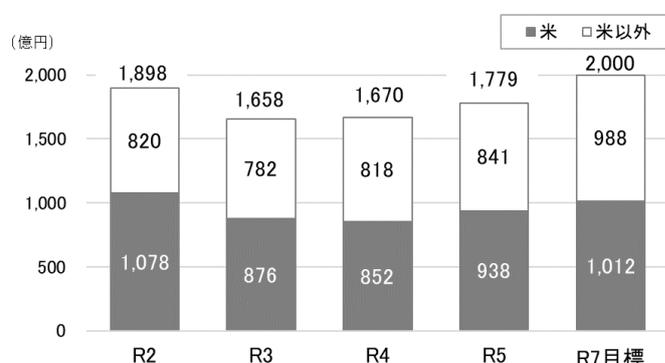
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 改正基本法の柱である食料安全保障の強化に向けては、農家が安定的に営農を継続できるよう、現場の実情を反映した実効性のある施策を展開していくことが重要です。

- (2) 当県では、大豆をはじめ、ねぎやえだまめ等の園芸品目など、特色ある産地づくりを推進しており、新たな政策においても、産地の持続性が確保されるとともに、生産性の向上が図られることが重要です。  
また、制度の見直しに当たっては、これまで同様の支援水準を維持することや、すでに畑地化に取り組んできた農家に配慮することが必要です。
- (3) 当県では、米給与による畜産物のブランド化を推進しているほか、子実用とうもろこしを組み入れた輪作体系の実証や、イアコーンサイレージ・大豆WCSの生産・給与実証に取り組み、耕畜連携による飼料作物の生産拡大を目指しています。
- (4) 台湾、タイ、シンガポール、香港を中心に、農畜産物の輸出に取り組んでおり、輸出額が増加傾向にありますが、オール秋田体制での輸出産地の育成を進めるため、輸出促進に取り組む生産者や関係機関による協議会を新たに設立し、更なる輸出拡大に取り組むことにしています。
- (5) 資材価格の高騰等に伴う生産コストの上昇を、省エネ化や効率化などにより経営全体で吸収する取組に努めていますが、収益性を確保し持続的に経営を発展させていくためには、生産コストを考慮した取引を実現するための仕組みづくりや、食品事業者や消費者といった関係者の理解増進のほか、国産農産物に対する消費拡大を促すことが必要です。
- (6) 昨今の記録的な大雨や猛暑により、農作物の品質低下や収量減少が発生しており、今後も気候変動の影響が続くことが懸念されることから、リスク対策の強化が必要です。
- (7) 農業生産基盤の整備・保全に加え、条件不利農地が農地として維持されるよう対策を講じるほか、地域資源を活用した所得の向上や、農村RMO等の地域を支える体制づくり、関係人口の拡大など、多様な観点から農村の維持や活性化を図ることが重要です。

## 【参考資料】

農業産出額の推移と目標額 (出典：生産農業所得統計)



(担当課室名 農林水産部農林政策課、農業経済課販売戦略室、農山村振興課、水田総合利用課、畜産振興課)

---

## Ⅶ-2 農業の持続的発展と国土強靱化に向けた農業農村整備事業等の予算確保について

農林水産省大臣官房、農村振興局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 農業の持続的発展を図り、食料供給能力を確保するため、農地の大区画化や排水改良など、複合型生産構造への転換を一層推進する農業生産基盤の整備に必要な予算を確保すること。
- (2) 国土強靱化に向けた農業水利施設の整備・保全や防災重点農業用ため池等の防災減災対策のほか、施設機能の持続や多面的機能の発揮にかかる地域の共同活動に必要な予算を確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

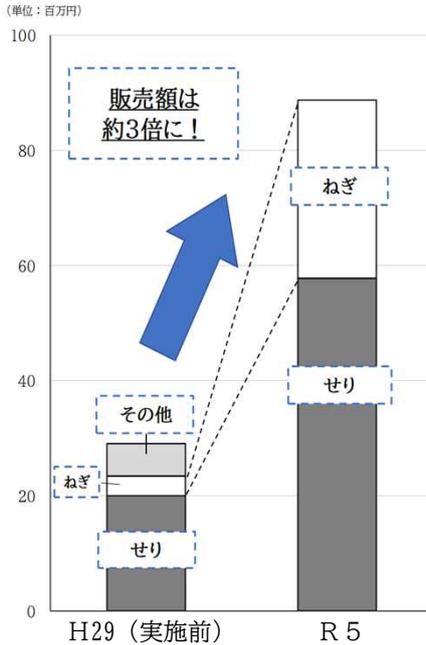
- (1) 当県では、農地集積や園芸振興施策と三位一体で行う「あきた型ほ場整備」と共に、農業水利施設の長寿命化対策や防災重点農業用ため池等の防災減災対策を重点的に推進しています。
- (2) 農業者が減少する中にも生産性の向上を図るため、スマート農業導入に資する農地の大区画化や、需要に応じた農業生産に対応する排水対策等を推進し、食料供給能力を確保することが重要です。
- (3) 当県の基幹的農業水利施設のうち、約5割が標準耐用年数を超過するなど老朽化が進む中、人口減少下においても農業生産活動を継続するため、計画的な施設の更新・補修を実施し、適切に機能保全を図ることが必要です。
- (4) 当県では、3年連続の記録的な大雨で多くの農地・農業用施設が被災しており、頻発化・激甚化する自然災害に備え、防災重点農業用ため池の防災工事をはじめとする防災減災対策の推進が強く求められています。
- (5) 地域活動を担う人材が深刻化している中、農地や水路等の地域資源を適切に維持・保全していくためには、活動組織の体制強化を図り、継続して日本型直接支払制度の取組を推進していく必要があります。

【参考資料】

1 「あきた型ほ場整備」の取組と成果

湯沢市関口地区では、ほ場整備に併せて農地集積や園芸施設整備を推進

＜関口地区における販売額の推移＞

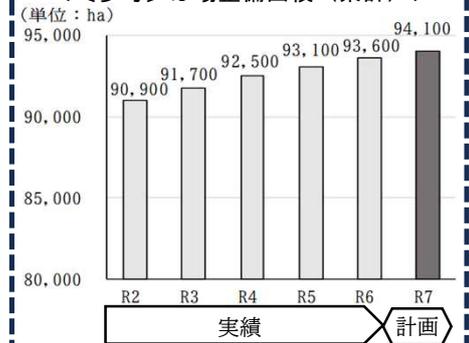


＜ねぎの収穫作業＞

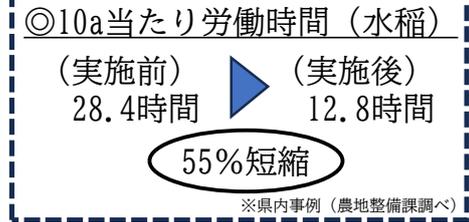


＜せりの収穫作業＞

＜〔参考〕ほ場整備面積（累計）＞



＜〔参考〕ほ場整備の主な効果＞



ほ場整備 + メガ団地 のタッグ → 販売額大幅アップ!

2 ため池改修による被災の未然防止（令和6年7月大雨）

3年連続で記録的な大雨に見舞われたが、改修済みのため池での決壊・崩落は皆無

令和6年7月 大雨発生

改修済み

決壊・崩落なし

＜新堤ため池（由利本荘市）＞

ため池等の  
防災減災対策

未改修

決壊あり

＜権現沢ため池（由利本荘市）＞

MAFF-SAT  
による  
人的・技術的支援  
↓  
改良復旧  
〔洪水吐き能力強化 など〕

防災減災対策の推進

（担当課室名 農林水産部農山村振興課、農地整備課）

---

## Ⅶ-3 農業の構造転換に向けた集中的な取組について（新規）

農林水産省大臣官房、輸出・国際局、農産局、畜産局、農村振興局、農林水産技術会議

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に当たり、初動5年間で農業の構造転換が着実に図られるよう、集中的かつ計画的に取り組むこと。
- (2) 徹底した低コスト・省力化を図り、生産構造の転換を一層推進するため、農地の大区画化に必要な予算を確保すること。
- (3) カントリーエレベーター等の多くが更新期を迎える中、産地の生産基盤の維持・強化を図るため、共同利用施設の再編・集約化に必要な予算を確保すること。
- (4) 農業者の減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い農業を実現するため、スマート農業技術の開発と導入の促進に必要な予算を確保すること。
- (5) 海外から稼ぐ力の強化に向け、需要開拓や輸出産地の育成など、農林水産物の輸出の促進に必要な予算を確保すること。
- (6) 環境と調和のとれた農業の確立に向け、農業者が環境負荷の低減に取り組みやすくなるよう、継続的な支援を行うとともに、J-クレジットの取組拡大を推進すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな食料・農業・農村基本計画を実効あるものとするためには、既存予算とは別枠による思い切った規模の予算の確保が必要です。
- (2) スマート農業技術の導入効果を最大限発揮するためにも、基盤整備により、農地の大区画化等の更なる推進を図ることが必要です。

- (3) カントリーエレベーター等の多くにおいて老朽化が課題となっており、産地の持続的な発展や収益力の向上等を図るためには、共同利用施設の再編・集約化が必要です。
- (4) 農業者の減少下においても生産水準を維持していくためには、サービス事業体を含めた多様な担い手の育成・確保と併せて、スマート農業技術の開発とその導入を推進していくことが必要です。
- (5) 人口減少に伴い国内需要の減少が見込まれる中、海外需要を開拓し、生産基盤の維持・強化を図ることが必要です。
- (6) 当県では、令和5年3月に、「みどりの食料システム法」に基づく基本計画を作成し、有機農業等の環境への負荷が小さく、持続性が高い環境保全型農業の取組を拡大することとしています。



田植作業の省力化に資する大区画ほ場  
(横手市)



県・県立大学・民間企業の連携による  
トマト自動収穫ロボットの開発



老朽化したカントリーエレベーター  
(美郷町)



海外でのPR商談  
(シンガポール)

(担当課室名 農林水産部農林政策課、農業経済課販売戦略室、農山村振興課、水田総合利用課、畜産振興課、農地整備課)

---

## VII-4 みどりの食料システム戦略の推進について

農林水産省大臣官房、農産局、農林水産技術会議

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 「みどりの食料システム戦略」が掲げる目標の実現に向け、有機農業等を広く普及させるためには、収量や品質の安定化による、持続性と生産性の両立が重要であることから、国と地方の試験研究機関や民間企業が連携し、農家が一般的に使える防除技術・資材、機械の開発を推進すること。
- (2) 有機農業や化学肥料低減の推進に向け、除草に要する省力化機械や、施肥量調節が可能なスマート農機の導入など、担い手が経営全体でコストを低減する取組について支援を強化すること。
- (3) 有機農業等の推進に当たっては、出荷規格や検査制度のあり方について議論を深めるとともに、社会全体で有機農産物等の価値を適切に評価するマーケットの拡大を図ること。
- (4) 地球温暖化の防止や生物多様性の保全等に効果の高い営農活動を普及する上で、「環境保全型農業直接支払交付金」は重要であり、「みどりの食料システム戦略」の達成に大きく寄与することから、必要な予算を安定的に確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和5年3月に、「みどりの食料システム法」に基づく基本計画を作成し、有機農業等の環境への負荷が小さく、持続性が高い環境保全型農業の取組を拡大することとしています。
- (2) 有機農業等は、気象や土壌条件によって収量や品質の変動が大きく、技術体系の標準化が必要であることから、肥料効率が極めて高い品種や高度な肥効調節型肥料、生物農薬等の各種資材、高性能な除草機械等の開発・普及により、持続性と生産性の両立を図る必要があります。

- (3) 有機農業等の普及・拡大を図るため、除草機械の現地実証等の取組を支援しているほか、化学肥料低減体系への転換を促進するため、可変施肥機や局所施肥機等の導入により経営全体のコスト低減を進めており、更なる取組拡大を図るため、省力化機械等の導入に向けた支援を強化する必要があります。
- (4) 有機農産物等の需要創出に向けては、国として、流通業者や消費者のニーズを踏まえつつ、野菜の出荷規格や米の等級検査等のあり方について議論するとともに、有機農産物等を適切に評価するマーケットの拡大や、社会全体で有機農業等に対する理解を進めるなど、生産と流通の双方からのアプローチも必要です。
- (5) 令和7年度からは、カドミウム低吸収性品種「あきたこまちR」の導入により、県内全域において、水稻の長期中干しの取組が可能となることから、引き続き、地球温暖化防止等に効果が高い営農活動の普及拡大が図られるよう、継続的な支援が必要です。

## 【参考資料】

### 秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画の目標

指標名	単位	基準年		現状		目標年	
		年	実績値	年	実績値	年	目標値
有機JAS認証ほ場面積	ha	R2	419	R4	402	R7	500
特別栽培米の作付面積	ha	R3	3,148	R5	3,265	R7	6,471
長期中干しの取組面積	ha	R3	2,783	R5	2,791	R7	2,891
施設園芸におけるヒートポンプの導入数	経営体	R3	64	R5	75	R7	80

(担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課)

---

## VII-5 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

農林水産省大臣官房、農産局、畜産局、  
農林水産技術会議

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 農業の持続的発展や農畜産物の安定した流通機能の維持に向け、ライスセンターやカントリーエレベータ等の再編整備や、地域の収益性向上等に必要となる農業機械・集出荷施設・畜舎等の整備に要する予算を十分かつ継続的に確保すること。
- (2) トマトやリンゴの収穫ロボットの開発など、園芸品目の省力化や生産性向上等に資するスマート技術の研究開発を加速するとともに、土地利用型作目を含めた技術導入にかかる負担軽減に向けて必要な予算を確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 自然災害の増加や国際的な政情不安など、食料の安定供給に影響を与えるリスクの増大や、生産者の高齢化による、労働力不足等が進行している中、当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸・畜産の大規模生産団地を整備してきたところであり、出荷量の拡大や新規就農者の確保が図られるなど、着実に成果が現れてきています。
- (2) こうした大規模生産団地の整備に加え、老朽化した共同利用施設の再編整備など、地域の実情に応じた支援を行うことが重要であり、予算を安定的に確保する必要があります。
- (3) これまで当県では、省力化や生産性の向上を図るため、スマート技術の実証に取り組んできましたが、今後、担い手不足の更なる進行が見込まれることから、より生産性を高める技術開発に加え、スマート技術の導入に対する支援が必要です。

## 【参考資料】

### 1 新基本計画実装・農業構造転換支援事業の計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和7年度計画 (R6補正)	能代市二ツ井地区、潟上市飯田川地区 横手市大森地区、横手市十文字地区	666	304
令和8年度計画	能代市荷八田地区、横手市平鹿地区 横手市大雄地区、横手市十文字地区	1,792	839

### 2 産地生産基盤パワーアップ事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和6年度実績	大館市雪沢地区、大潟村 由利本荘市松ヶ崎・西目地区	1,299	581
令和8年度計画	由利本荘市本荘地区	150	75

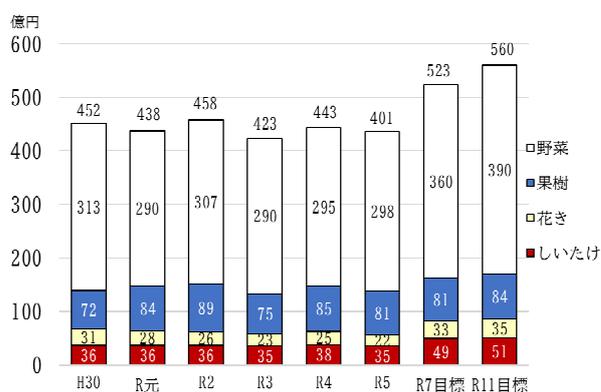
### 3 畜産クラスター事業の計画

(単位：百万円)

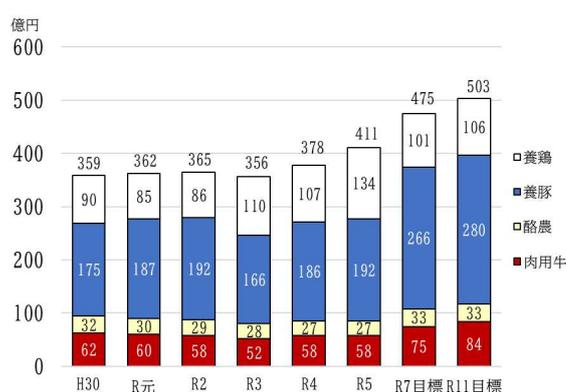
予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和7年度計画(R6補正)	由利本荘市大内地区	130	57
令和8～9年度計画	大仙市南外地区、横手市十文字地区	2,500	1,000

### 4 主要園芸作物及び畜産物の産出額の推移

(出典：生産農業所得統計、林業産出額)



〔主要園芸作物〕



〔畜産物〕

(担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

---

## VII-6 新規就農者と農業法人等の確保・育成について

農林水産省経営局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 新規就農者の確保・育成に効果的な「就農準備資金・経営開始資金」について、対象年齢を拡大するほか、長期の研修生活や営農開始に支障を来さないよう、年度当初に所要額を全額配分すること。  
また、営農開始に必要な機械等の導入を支援する「経営発展支援事業」については、予算を十分に確保するとともに、青年等就農計画の認定期間において、複数年にわたる支援を可能とすること。
- (2) 地域計画の目標地図に位置づけられた担い手の規模拡大や経営改善等を支援する「農地利用効率化等支援交付金」や「農業経営・就農支援体制整備推進事業」について、生産性向上に意欲的な農業者や、経営改善に取り組む農業法人の要望に応えられるよう、予算を十分に確保すること。

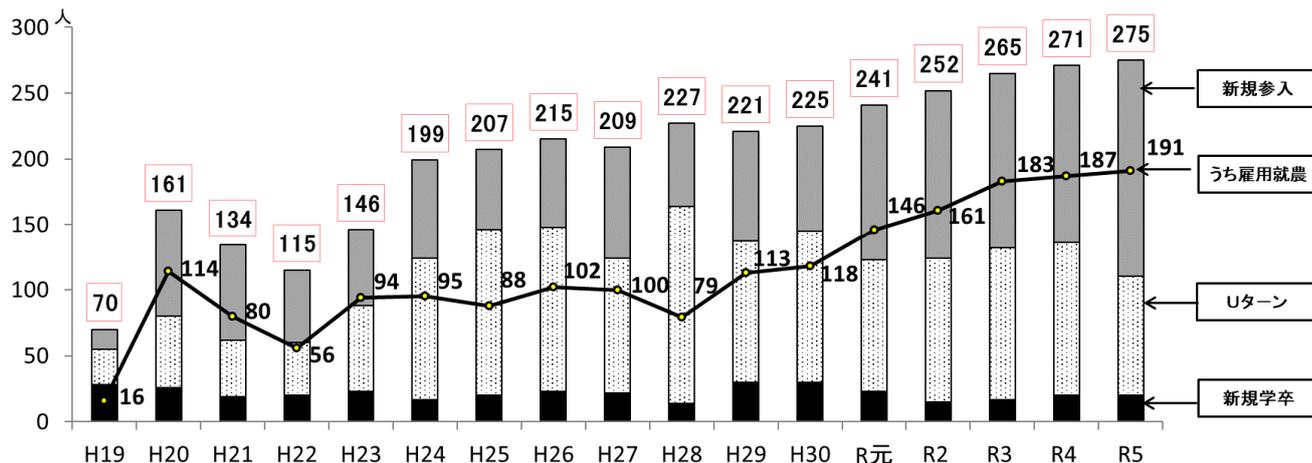
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、就農希望者の就農相談から就農前研修の実施、営農開始する際の機械・施設の導入支援など、総合的な対策を実施することにより、11年連続で200人を超える新規就農者を確保しているものの、今後の農業経営体の減少を見据え、更なる充実が必要です。
- (2) 50歳代の新規就農者には、これまでの社会経験により培ってきた多様なスキルがあり、地域の営農活動へのノウハウ活用や、集落活動の活性化などが期待されることから、拡大に向けた支援が必要です。
- (3) 「就農準備資金・経営開始資金」について、年数回に分割して配分されるため、交付対象者の生活安定と計画的な営農に支障を来しているほか、交付事務においても多大な負担が生じています。
- (4) 「経営発展支援事業」について、採択率が低いことから、営農開始に支障を来しているほか、新規就農者は青年等就農計画に基づき段階的に規模拡大を進めているため、複数年にわたる支援が必要です。

(5) 「農地利用効率化等支援交付金」や「農業経営・就農支援体制整備推進事業」について、配分額が事業要望に対応できていないことから、十分な予算確保が必要です。

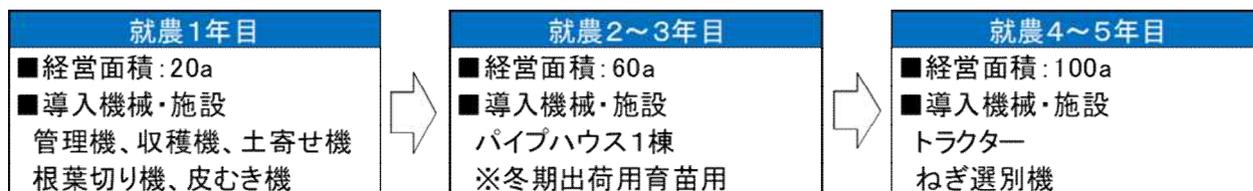
【参考資料】

1 新規就農者の推移

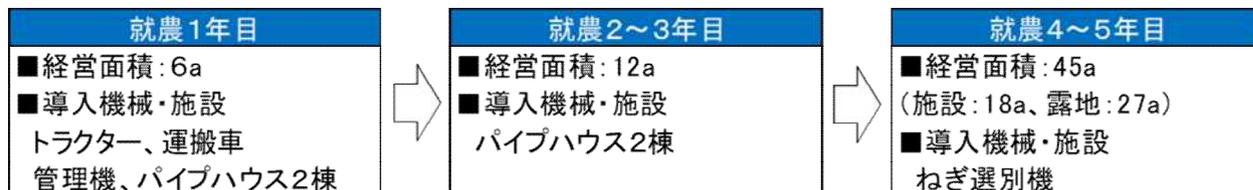


2 新規就農者における就農後5年間の営農計画の例

(1) 露地野菜（品目：ねぎ）



(2) 花き（施設栽培+露地栽培）（品目：トルコギキョウ+リンドウ）



(担当課室名 農林水産部農林政策課)

---

## VII-7 農地集積・集約化の推進について

農林水産省経営局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 農地集積・集約化の設計図となる地域計画について、各市町村で実効性を高めるための見直しを図られるよう、担い手不在地域の解消に向けた優良事例等の情報提供を行うとともに、効率的な話し合いを進めるための専門スタッフの配置など外部人材の活用等に対する支援を行うこと。
- (2) 農地の賃貸借契約の更新や受け手の高齢化・労働力不足等により、中間保有地が増加し、管理業務等が負担となる中、農地バンクの安定的な運営を維持し、目標地図の実現に向けた農地の集積・集約化を促進するため、「農地中間管理機構事業」の予算を安定的に確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

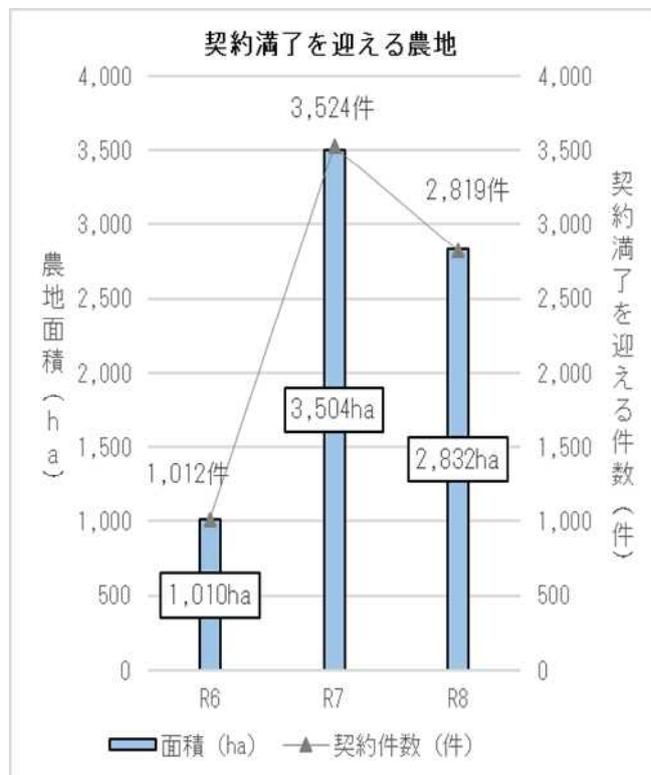
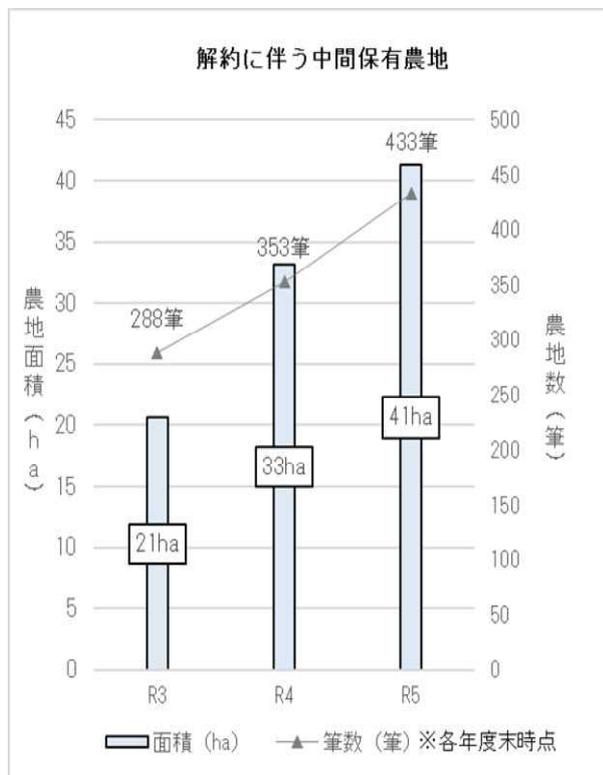
- (1) 令和6年度中に策定された地域計画については、担い手の高齢化や後継者不足等の課題があることから、更なる農地集積・集約化に向けて、話し合いの継続と目標地図のブラッシュアップを行い、将来の担い手を明確化していくことが必要です。
- (2) 目標地図の実現に向けては、農地バンクを活用した農地集積・集約化を着実に進める必要がありますが、契約件数の増加に伴い、期間が満了した契約の更新や中間保有地の管理業務など、業務量が確実に増えることから、安定的に財源を確保し円滑な運営を図る必要があります。

## 【参考資料】

### 1 当県の地域計画の話し合いや研修会の開催状況



### 2 当県の農地バンク業務の現状



(担当課室名 農林水産部農林政策課)

---

## Ⅶ-8 土地利用型作物（水稲・大豆）の安定供給に向けた取組の推進について（拡充）

農林水産省大臣官房、消費・安全局、  
農産局、農林水産技術会議

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 土地利用型作物の生産性の向上や、地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の十分な予算を安定的に確保すること。
- (2) 大豆等の土地利用型作物については、排水対策や土づくりなど、生産性の向上に向けた取組を支援するとともに、平場での作期分散や中山間地域での収量確保を可能とする大豆の早生品種を開発すること。
- (3) 米のカドミウム低吸収品種については、有機認証すべきでないとする等の動きがあることから、国が主体となって、消費者や流通業者等へ正しい情報を伝えるとともに、国内外の基準の見直しを見据え、各産地が一体となって取り組めるよう体制整備を行うこと。
- (4) 主食用米の需給見通しに当たっては、安定供給に支障が生じないよう端境期における在庫水準を含め、生産や消費の実態を考慮した見通しを示すこと。また、備蓄米の放出が7年産米の生産者の販売価格の低下につながるような対策を講じること。
- (5) 米の消費拡大を図るとともに、米価の高騰が消費に影響しないよう、ごはん食の普及など、消費喚起対策の充実・強化を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、生産の目安を示しつつ、事前契約の早期締結や複数年契約により、確かな需要に基づく米づくりを推進しており、引き続き、農業者が安心して作付転換に取り組めるよう、十分な予算の確保が必要です。
- (2) 大豆を組み合わせ、収益性の高い輪作体系を確立するため、プロジェクトチームを設置し、難防除病害や排水対策など、単収向上に向けた指導体制と技術普及を強化していますが、大豆については、中山間地域における

収穫遅れへの対応や、作期の拡大により担い手の規模拡大を図るため、当県の気候に適した早生品種の導入が必要です。

- (3) 令和7年から一般作付けしているカドミウム低吸収品種「あきたこまちR」について、有機認証のほか、安全性や表示等について問題視する動きがあることから、国として、低吸収品種の導入方針や安全性等について、消費者や流通業者等にしっかり伝え、理解してもらうことが必要です。
- (4) 主食用米の需給見通しは、需要に応じた米生産の根幹に関わる重要な情報であり、国産米の需給ギャップに伴う価格高騰を受け、その要因を詳細に分析し、8年産米の需給見通しに反映させる必要があります。また、政府備蓄米が安価に販売されていますが、7年産米の生産者の販売価格の低下につながらないよう対策を講じる必要があります。
- (5) 米の消費量が年々減少する中、国として日本型食生活を推進するなど、米の消費拡大に向けた取組の更なる強化が必要です。

## 【参考資料】

### 1 水田活用の直接支払交付金の交付状況

(単位：億円)

項目	令和4年	令和5年
戦略作物助成等	83.8	71.8
産地交付金	31.9	28.7
計	115.7	100.5

### 2 相対取引価格の状況（年産平均価格）

(単位：円/60kg)

	令和5年産	令和6年産	比較
全銘柄平均	15,315	24,597	+9,282 (161%)
秋田あきたこまち	15,317	24,921	+9,604 (163%)

※令和6年産は令和7年4月の速報値。

(担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

---

## VII-9 各種資材価格の高騰対策について

農林水産省大臣官房、農産局、畜産局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 配合飼料価格高騰の影響緩和のため、配合飼料価格安定制度の充実と共に、飼料費の低減を図るため、高栄養な飼料作物の生産拡大など、飼料自給率の向上に必要な予算の確保を図ること。
- (2) 「施設園芸セーフティネット構築事業」について、燃油使用量の削減目標等の要件を緩和し、積雪寒冷地の農家も使いやすい制度にすること。
- (3) 燃油の高騰に伴い、物流コストが増大しており、パレット共同利用システムの整備や、市場荷受けシステムの統一など、農産物の効率的な物流体制を構築すること。

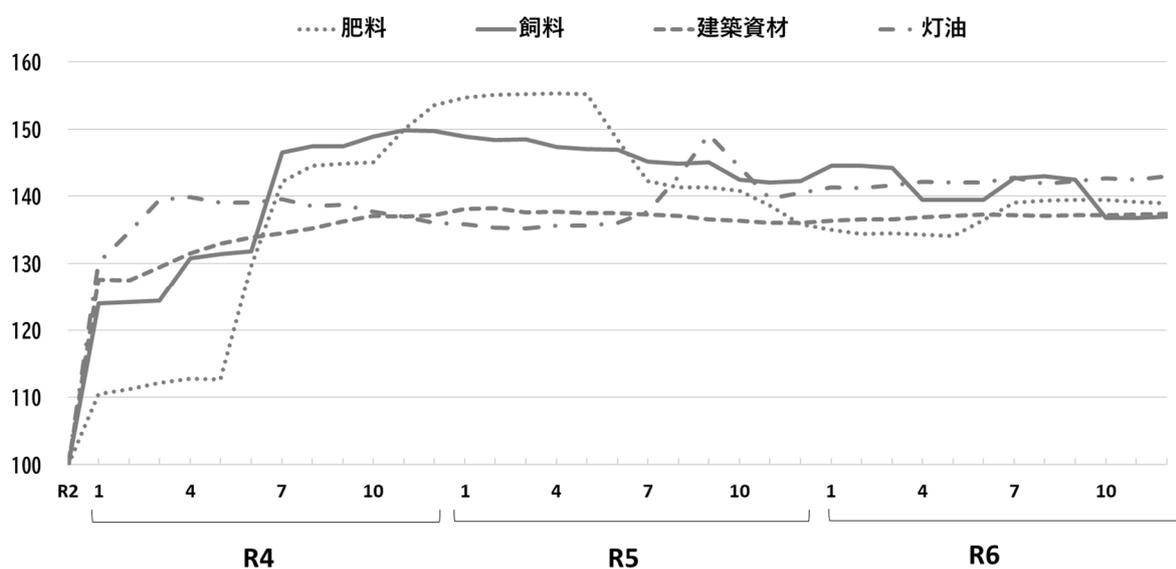
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等の影響により、各種資材価格が高騰し、担い手の懸念材料となっていることから、不安が広がらないよう支援を継続することが重要です。
- (2) 配合飼料価格の高止まりにより、農家の経営環境が悪化しているため、配合飼料の供給と価格の安定化を図る制度の充実が必要です。  
また、自給飼料の増産が急務となっており、草地整備等の公共事業や畜産クラスター事業等の継続的な予算確保が必要です。
- (3) 積雪寒冷地である当県の園芸施設においては、通常、二重被覆等の対策が講じられており、特に「施設園芸セーフティネット構築事業」を活用した農家が再度同事業を活用する際、燃油使用量を更に削減することが困難なことから、農家がより加入しやすい制度とする必要があります。

- (4) 首都圏等への輸送にかかるドライバー人数の確保や燃油高騰により、物流にかかるコスト負担が大きくなっており、県内の事業者も集荷体制の改善などに取り組んでいます。これまで以上に物流の効率化を推し進め、コストの削減を図ることが重要です。

**【参考資料】**

農業物価指数（令和2年基準）



(出典：農業物価統計調査)

(担当課室名 農林水産部農業経済課販売戦略室、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

---

## VII-10 豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について（拡充）

農林水産省消費・安全局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 豚熱については、当県においても野生イノシシでの感染が拡大していることから、全県域における経口ワクチンの継続散布に必要な予算を確保すること。
- (2) 豚熱及び鳥インフルエンザ発生時の防疫措置において、かかり増しする地方公共団体の人件費等を「消費・安全対策交付金」、「家畜伝染病予防費負担金」等の補助対象に拡充すること。
- (3) 産業動物獣医師を確保するため、国が事業実施する「産業動物獣医師修学資金」について、十分な予算を確保すること。
- (4) 家畜防疫に関する検査機器等の整備を円滑に行うため、「消費・安全対策交付金」等について、十分な予算を確保すること。

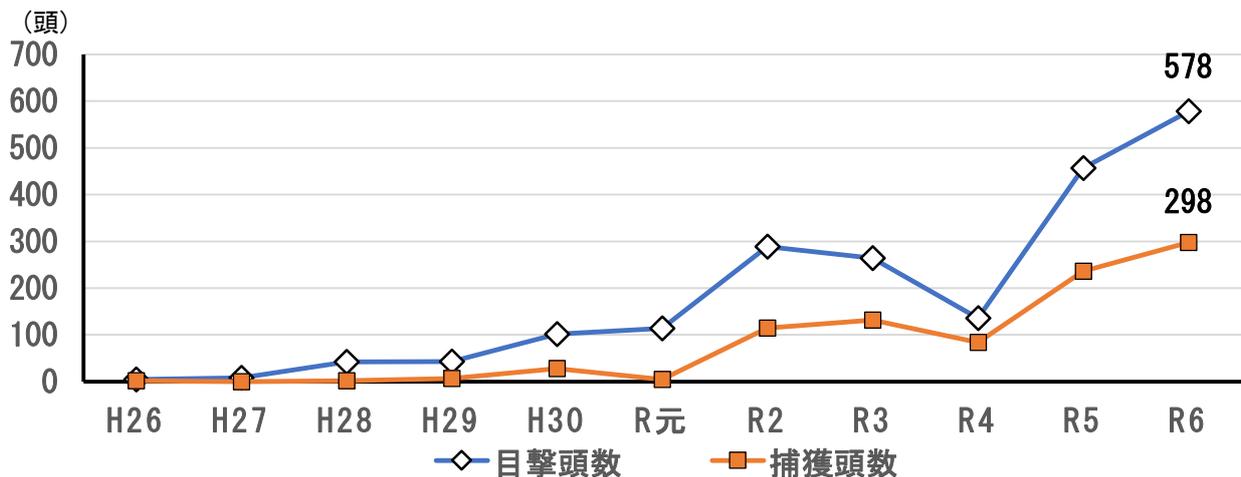
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内でも野生イノシシの豚熱感染が継続して確認されるなど、確実に豚熱ウイルスが浸潤しており、今年度は経口ワクチン散布地域を23市町村に拡大していますが、効果を高めるためには更なる散布箇所数の増加と中長期にわたる散布が必要です。
- (2) 家畜伝染病が発生した際、その防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費及び家畜防疫員以外の旅費等が、国交付金等の補助対象外になっています。
- (3) 全国的に特定家畜伝染病が頻発する中、防疫対策に支障を来さないよう獣医師数を確保するため、国が事業実施する「産業動物獣医師修学資金」の十分な予算の確保が必要です。  
また、職域偏在の解消に向け、獣医大学生の理解醸成を図る取組を推進するとともに、受け手となる産業動物獣医療分野の業務環境を改善する取組への支援も必要です。

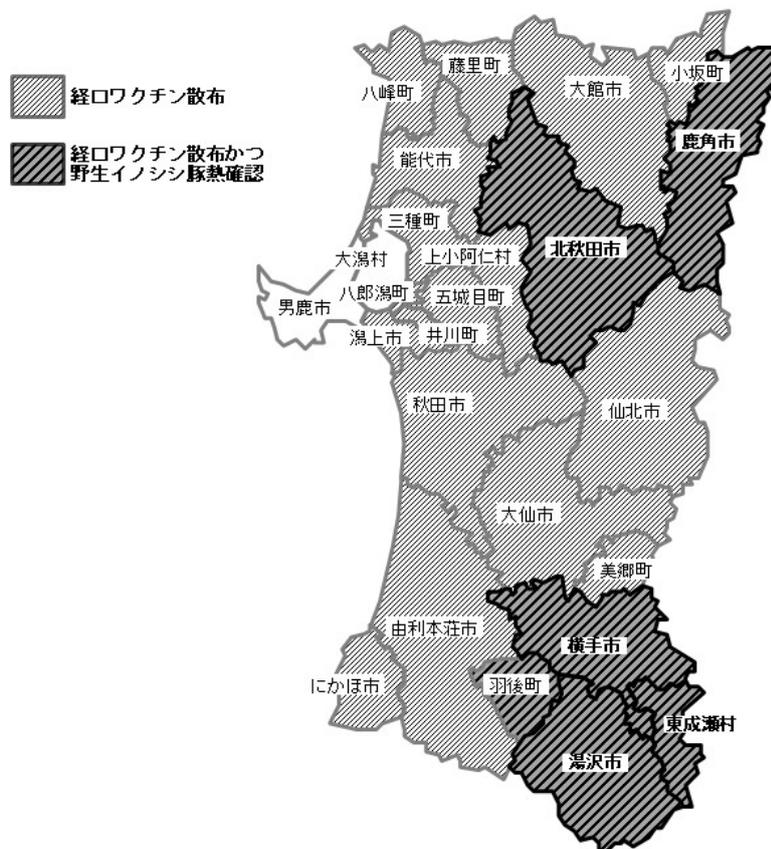
- (4) 家畜伝染病の診断に必要な機器の導入や更新にかかる費用が増大していることから、計画的な整備を進めるためには、「消費・安全対策交付金」等による十分な支援が必要です。

【参考資料】

1 野生イノシシの目撃頭数及び捕獲頭数



2 野生イノシシ経口ワクチン散布・豚熱確認市町村（令和7年4月末日現在）



(担当課室名 農林水産部畜産振興課)

---

## VII-11 持続的な水産業の発展に向けた取組の推進について

水産庁

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 安定的な漁業生産のため、消波施設の延伸による養殖拠点や漁港等の水産基盤の整備に必要な予算を確保すること。
- (2) つくり育てる漁業を推進するため、種苗生産施設の整備に必要な予算を確保すること。
- (3) 年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立するため、次代を担う漁業人材の確保・育成に必要な予算を確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年の海洋環境の変化等により、ハタハタやカレイなど、これまで当県水産業を支えてきた魚種が不漁となるなど、漁業生産が低迷しており、安定的な生産が可能となる蓄養殖に取り組む必要があります。
- (2) 八峰町岩館漁港におけるサーモン養殖拠点の整備のほか、漁港施設の長寿命化や地震・津波対策による安全性の確保が重要であり、「水産基盤整備事業」による継続的な支援が必要です。
- (3) さらに、当県の重要魚種であるサケの漁獲量が低迷する中において、健全な種苗の効率的な生産を目指したサケふ化場を整備することが重要であり、「浜の活力再生・成長促進交付金」による継続的な支援が必要です。
- (4) また、令和元年度に設置した「あきた漁業スクール」において、技術研修から着業までの総合的な対策に取り組んでおり、次代を担う人材を安定的に確保・育成するためには「経営体育成総合支援事業」による継続的な支援が必要です。

(5) こうした取組により、漁業者の所得向上や若手漁業者の確保を図るとともに、水産物の特産化・観光利用を通じ地域活性化につなげていくことが水産業の持続的な発展に向けて重要です。

【参考資料】

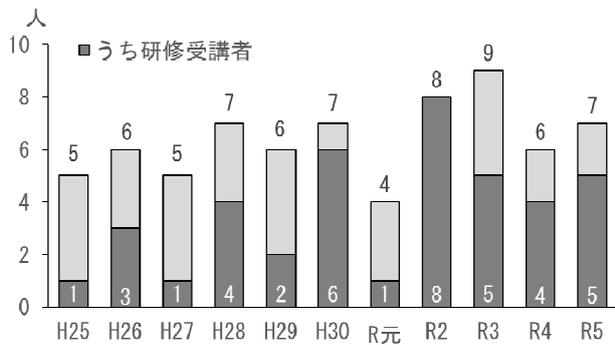
1 岩館漁港の養殖生産拠点整備



2 大仙市営水産ふ化場のふ化施設



3 新規就業者数の推移（45歳未満）



(担当課室名 農林水産部水産漁港課)

---

## VII-12 林業公社の経営改善に向けた支援措置について

総務省自治財政局  
林野庁

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 秋田県林業公社の経営が日本政策金融公庫資金の利息負担により大きく圧迫されていることから、任意繰上償還の受入れや低利資金への借換え、利子助成などの支援策を講じること。
- (2) 県が行う林業公社への支援に対する地方財政措置の拡充を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田県林業公社は、国の拡大造林政策による分収林特別措置法に基づく森林整備や、間伐を積極的に進めるなどの分収林地の適正管理の実施を通じて、国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能の発揮に大きく寄与しています。  
しかしながら、森林整備等の財源を日本政策金融公庫からの借入金に大きく依存してきた結果、いまだ本格的な主伐期を迎えていない中で、多額な利息負担が経営を圧迫しています。
- (2) このため、林業公社では、契約者の理解を得ながら、分収割合の変更等を進めるとともに、J-クレジットの発行に取り組んでおり、当県でも、無利子長期貸付や職員派遣などの支援に努めていますが、林業公社の自助努力や県による支援だけでは抜本的な改善が困難な状況です。

## 【参考資料】

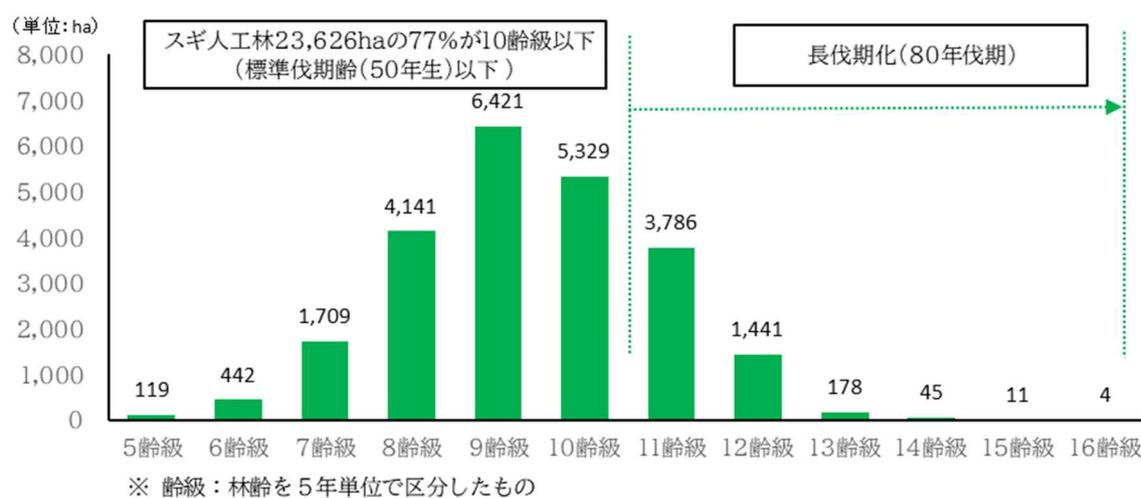
### 1 秋田県林業公社の概要

#### (1) 契約面積等

契約面積		契約件数	契約者数
	うちスギ人工林		
27,892ha	23,626ha	1,906件	9,140人

(令和7年3月末現在)

#### (2) スギ人工林の齢級構成



(令和7年3月末現在)

### 2 日本政策金融公庫借入金の償還状況

(単位：百万円)

借入額	償還済額		残高	
	元金	利息	元金	利息見込額
15,855	11,065	14,961	4,790	468

(令和7年3月末現在)

(担当課室名 農林水産部林業木材産業課)



## VIII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備

---

## VIII-1 秋田新幹線新仙岩トンネルなどの高速鉄道網の整備促進について

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、総合政策局、鉄道局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 秋田新幹線は、当県の経済・社会を支える重要な役割を担っており、JR東日本が計画している秋田～岩手間の新仙岩トンネル整備事業は、同新幹線の安全で安定的な運行を確保する上で欠かせないプロジェクトであることから、同事業への国庫補助制度の適用のほか、新たな財政支援制度の創設など、支援の具体化を図ること。
- (2) 奥羽新幹線及び羽越新幹線は、地方創生や多軸型の国土形成等に大きく寄与するものであることから、必要な調査を実施し整備計画を決定するなど、整備の促進を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 首都圏や大都市圏と遠距離にある当県にとって、高速鉄道ネットワークは、交流人口の一層の拡大と県勢の維持・発展を図る上で不可欠なインフラであり、その高機能化と整備の促進は、当県の重要な課題です。
- (2) その核となっている秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、自然災害による輸送リスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来していることから、その抜本的対策として、県と同社は、新仙岩トンネルの整備に向け地質調査等を協力して実施し、昨年度、事業費及び工期の再算出を終えたところです。
- (3) また、今年3月には、県、JR東日本秋田支社及び「秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進期成同盟会」の3者において、「秋田新幹線と沿線地域の持続的発展プロジェクトアクションプラン」を取りまとめ、本トンネルの整備効果を高めるため、日常利用の促進に向けた取組などを実施することとしています。
- (4) 奥羽・羽越両新幹線についても、令和3年度に公表した沿線6県合同のプロジェクトチームの調査によって、費用便益比(B/C)は、整備手法の工夫などにより、整備の妥当性の基準となる1.0を上回ることが確認されており、当県でも、官民で組織する「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」が母体となって、要望活動や啓発活動を展開しています。

## 【参考資料】

### 1 秋田新幹線新仙岩トンネル整備計画



### 2 「秋田新幹線と沿線地域の持続的発展プロジェクトアクションプラン」での取組

#### (1) 日常的な場面における利用の喚起及び拡大

- 広い県土を有し、マイカー通勤や親の送迎による通学が定着している当県にあって、環境意識の高まりやガソリン価格の高止まりなどを背景として、通勤・通学時での新幹線利用を促すための取組を実施。

⇒日常的な場面における新幹線利用促進キャンペーン など

通勤時間帯に秋田新幹線を利用するビジネス客



#### (2) 交流人口の更なる拡大に向けた活用

- 沿線地域の社会・経済活動を維持し、外からの人的・物的資源を沿線の活力として取り込んでいくため、沿線の文化やプロスポーツチームなどの多様な資源を最大限に活用。

⇒プロスポーツにおけるアウェイツーリズムの推進 など

サッカーJ2ブラウブリッツ秋田ホームゲームでの物販ブース



#### (3) 他分野との共創の推進による沿線地域の活性化

- 産業振興や農業等、多様な分野の諸課題に対し、秋田新幹線の持つ機能と沿線自治体や商工団体等の持つノウハウを総動員し、沿線地域の活性化を推進。

⇒インターンシップ等に参加する学生への支援 など

秋田市で開催された学生向けの合同就職説明会



### 3 奥羽・羽越新幹線の費用便益比 (B/C) の算出結果

羽越新幹線	最小値	0.53	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.21	単線・土構造 (路盤) 等	× 展望 × 3%
奥羽新幹線	最小値	0.50	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.13	単線・土構造 (路盤) 等	× 展望 × 3%
羽越+奥羽新幹線	最小値	0.47	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.08	単線・土構造 (路盤) 等	× 展望 × 3%

※ 需要予測における成長率は「ベース」、「展望」の2ケースを想定。「4%」、「3%」は社会的割引率。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

## Ⅷ-2 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

### ①高速道路ネットワークの早期完成

国土交通省大臣官房、道路局

#### 【提案・要望の内容】

高速道路は、防災・減災、国土強靱化に資するとともに、産業集積の促進や物流の効率化、観光周遊エリアの拡大など、地域経済の活性化に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道の「二ツ井今泉道路」、「能代地区線形改良」、「遊佐象潟道路」等の早期完成に向けて、整備を促進すること。  
特に、「二ツ井今泉道路」については、「今泉～蟹沢間」の早期着工を図ること。
- (2) 東北中央自動車道「真室川雄勝道路」の早期完成に向けて、整備を促進すること。
- (3) 県内高速道路における暫定2車線区間の4車線化を図ること。  
特に、4車線化の優先整備区間である秋田自動車道「北上JCT～大曲IC間」について、事業中区間の整備を促進するとともに、残る区間である「北上JCT～北上西IC間」を早期に事業化すること。  
また、「秋田南IC～秋田北IC間」について、4車線化へ必要な措置を講じること。  
併せて、料金徴収期間の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を着実に進めること。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 日本海沿岸東北自動車道周辺は、再生可能エネルギー関連事業などの新たな企業の立地が進んでいるほか、世界遺産である北海道・北東北の縄文遺跡群や白神山地を有しており、高速道路を利用した周遊観光など、観光振興が期待されています。  
また、国道7号とのダブルネットワークの構築による交通機能の確保が重要であることから、事業中区間の早期完成が必要です。
- (2) 東北中央自動車道は、県境をまたいだ物流道路としての役割を担っており、着実に整備が進められていますが、残された山形県境区間が開通することにより、産業集積の促進や物流の効率化など、暮らしと地域経済を支える様々な効果の更なる発現が期待されています。
- (3) 暫定2車線区間は、災害・工事等による全面通行止めや冬期の排雪作業に伴う交通規制が発生するなどの課題があり、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が25%以上と高くなっています。  
また、IC周辺への産業集積を促進させている中において、企業からは「定時性・時間信頼性の確保」のため、秋田自動車道における早期の4車線化が求められています。

# 秋田の成長を支える高速道路ネットワーク

「能代地区線形改良」等の整備促進

「ニッ井今泉道路」の整備促進

青森市



■ 高速道路の供用率(%)の実績と今後の目標(KPI)

	R4	R5	R6	R7
目標	92	93	93	96
実績	92	92	92	

新秋田元気創造プラン(2022～2025年度)より

## ～高速道路開通による経済波及効果～

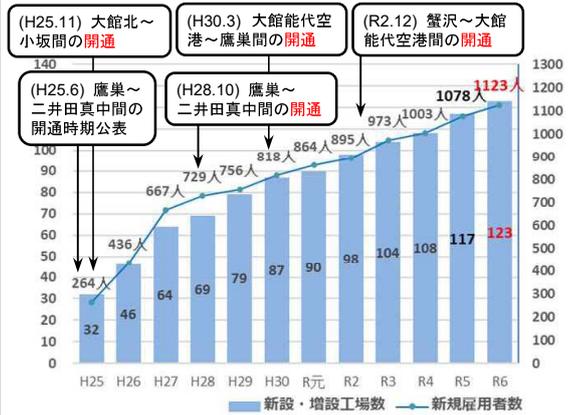
### 1 企業進出・設備投資を後押し

県北部では、高速道路の開通を見据え、企業進出や工場の新増設等の設備投資及び新規雇用が増加。



▲分譲が進む大館工業団地

### 123工場が新増設、1,123人の雇用創出 設備投資は、延べ約1,324億円



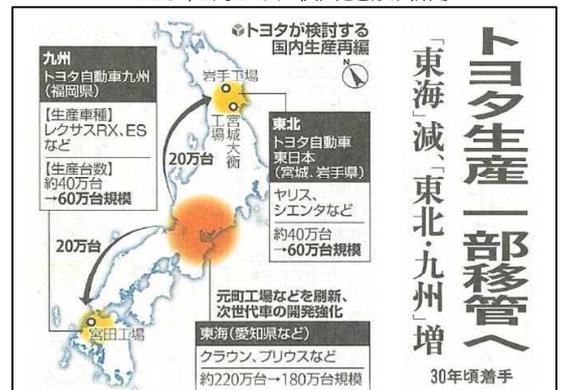
### 2 自動車関連企業の増加

県南部では、高速道路を利用した輸送の効率化により、自動車関連企業が集積しており、トヨタ自動車の国内生産体制の再編計画に伴う東北地方の生産台数増加は、県内自動車関連部品産業の需要を押し上げる好機であるため、『ミッシングリンク区間の解消』と『暫定2車線区間の4車線化』が急務。



▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地

### 秋田杉の柱、出荷開始



## Ⅷ-2 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

### ②高速道路を補完する幹線道路網の整備

国土交通省大臣官房、道路局

#### 【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し、各地域が自立していくためには、都市間や観光地間等の時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する幹線道路網を早期に整備すること。

- (1) 新広域道路交通計画を踏まえ、広域道路ネットワークを形成する路線の機能強化や整備実現に向けた支援を行うこと。  
特に、計画段階評価を行っている「盛岡秋田道路（生保内～卒田）」について、早期計画策定に向け、調査を促進するとともに、国道105号「大覚野峠防災（直轄権限代行事業）」の整備を促進すること。
- (2) 主要な幹線国道の整備及び機能強化を図ること。  
特に、国道7号「秋田南拡幅」、国道13号「河辺拡幅」等について、整備を促進するとともに、国道13号「横手北道路」の早期着工を図ること。
- (3) 安全で円滑な交通を確保するため、当県が進めている国道105号「幸屋渡工区」や国道107号「本荘道路」などの整備に必要な予算を確保し支援すること。  
特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結ぶ「秋田港アクセス道路」について、重点支援を行うこと。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 盛岡秋田道路は、秋田・岩手両県の県都を結び、物流や観光等に欠かすことのできない「横軸」であり、高規格道路として早期の機能強化が必要となっています。  
特に、現道である国道46号「生保内～卒田」は急カーブが多く、交通事故が多発していることから、早期の整備が必要です。  
また、国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、早期の整備が必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路との相互補完によってリダンダンシーを確保する重要な路線です。  
特に「秋田南拡幅」は、臨海十字路交差点からの慢性的な渋滞の解消や、冬期における安全で円滑な交通確保のため、早期の4車線化延伸が必要となっています。
- (3) 当県は、全国6位の面積を誇る広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、幹線道路網の充実・強化を図る必要があります。  
特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や交流人口の拡大を図るため、重点化により、早期の整備が必要です。

# 高速道路を補完する幹線道路網

## 凡例

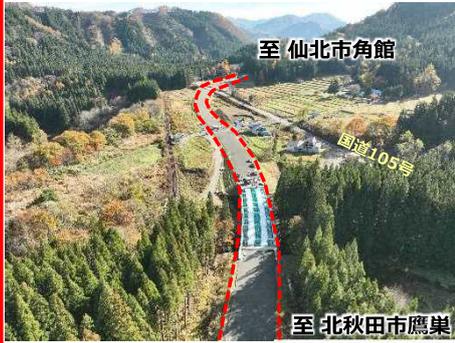
### 高速道路

- 供用済
- 整備中

### 自専道

- 供用済

## 国道105号「幸屋渡工区」の 予算確保を要望



工事進捗: 橋梁上部工を実施中

## 「盛岡秋田道路(生保内～卒田)」の 早期計画策定に向けた調査促進を要望



トラック同士の交通事故 (H24年2月)

急カーブが多い国道46号「生保内～卒田」

## 国道105号「大覚野峠防災(直轄権限 代行)」の整備促進を要望



起工式の開催 (R6.12.15)

## 「秋田港アクセス道路」の 重点支援を要望

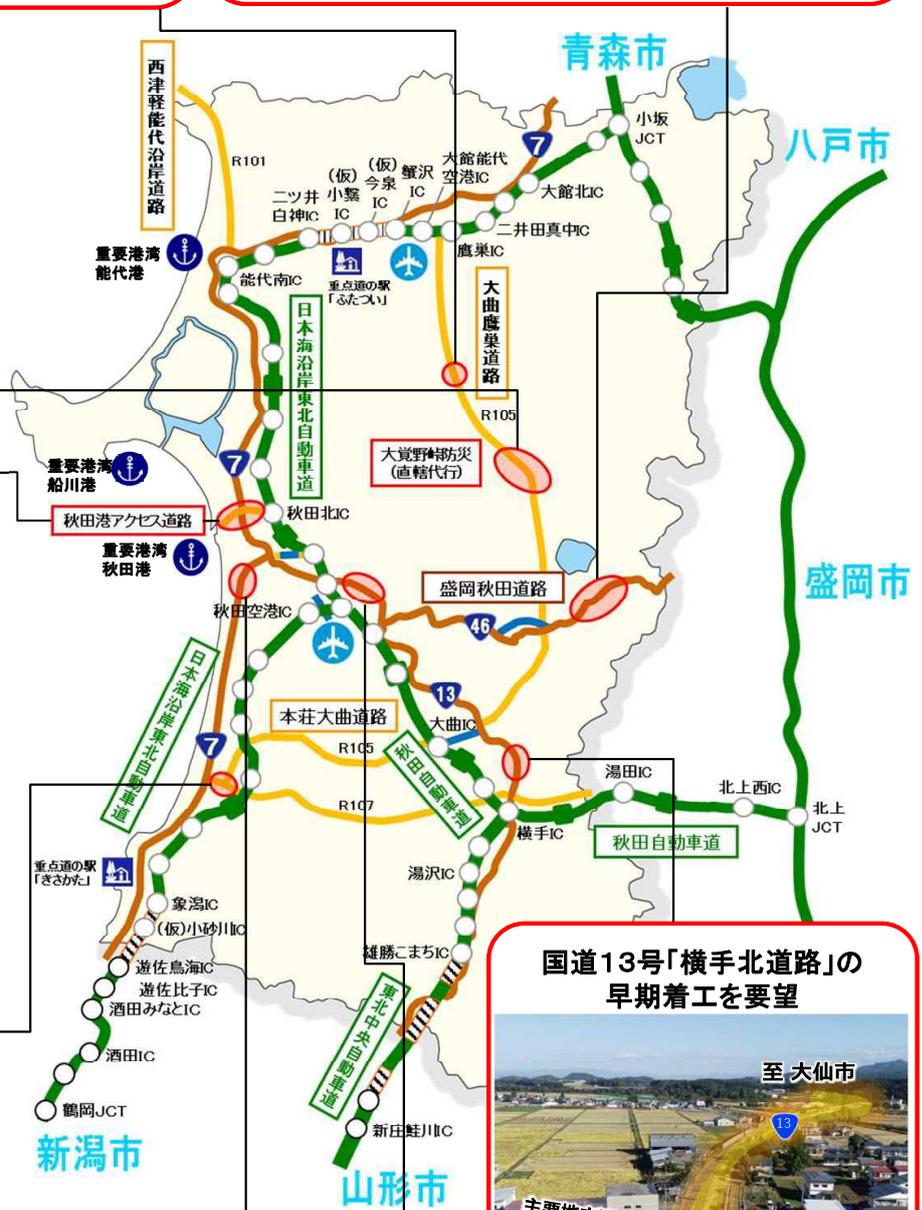


秋田港と秋田北ICを結ぶアクセス道路

## 国道107号「本荘道路」の 予算確保を要望



工事進捗: 切土工、法面工を実施中



国道7号「秋田南拡幅」の  
整備促進を要望

国道13号「河辺拡幅」の  
整備促進を要望

## 国道13号「横手北道路」の 早期着工を要望



起点部  
(横手市石町交差点付近)

(担当課室名 建設部道路課)

---

## Ⅷ-3 持続可能な地域公共交通ネットワークの確立に向けた支援の拡充について

国土交通省大臣官房、総合政策局、鉄道局、物流・自動車局

---

### 【提案・要望の内容】

地域公共交通を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、住民生活や地域の活性化を支える地域公共交通ネットワークを維持・拡充するため、次のとおり支援を強化すること。

- (1) 乗合バス等の運行のほか、公共ライドシェア等の新たな交通モードの導入や、交通事業者等が行う利便性の向上に資する取組等に対し、十分な予算措置を講じて支援の拡充を図ること。
- (2) 第三セクター鉄道について、「鉄道事業再構築事業」の実施による持続的な運行を図るため、軌道、橋梁等の鉄道施設の整備や、車両検査等の維持修繕に対し、十分な予算措置を講じること。
- (3) JRローカル線について、鉄道の維持を基本とする沿線地域の意向を尊重し、JRと地域が一体となった維持・活性化策に対し、積極的な財政支援を行うこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 乗務員不足の深刻化等により、バス路線の廃止や縮小が進行していることから、当県では、比較的利用の多い路線については維持を図りつつ、利用の少ない路線については地域の実情に即したコミュニティ交通への転換を促進するなど、地域にある様々な交通手段を組み合わせることで、人口減少や高齢化が進展する中であっても、移動の利便性が確保される社会の構築を目指しています。
- (2) 第三セクター鉄道である秋田内陸線及び鳥海山ろく線について、本年1月に「鉄道事業再構築実施計画」の認定を受けたところであり、今後10年間、沿線市と共に鉄道事業者の経営改善を図りつつ、鉄道を核とした国

内外からの誘客拡大や沿線地域の活性化につなげていくことを目指します。

- (3) 改正地域交通法によるローカル鉄道の再構築に関する仕組みに対し、鉄道の廃止を危惧する地域の声が寄せられていることから、秋田・岩手両県及び沿線自治体において、利用促進に向けた施策を独自に展開しています。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

---

## VIII-4 アリーナ（新県立体育館）整備にかかる財政支援について

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局  
内閣府地方創生推進事務局、民間資金等活用事業推進室  
総務省自治財政局  
国土交通省都市局

---

### 【提案・要望の内容】

老朽化した県立体育館について、PFIによりBリーグプレミア等で利用できるアリーナに建て替える計画であり、昨年度に事業者を選定し、本年度から設計業務等に着手したことから、財政支援を次のとおり拡充すること。

- (1) 都市公園の機能向上に資する公園施設の整備であり、「社会資本整備総合交付金（都市公園事業）」について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。
- (2) 地域の賑わいづくりに貢献するアリーナ整備であり、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。
- (3) 公共施設の集約化を行うこととしており、事業期間が令和8年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）」について、期間の延長を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 築56年が経過した県立体育館について、今後の人口減少を見据え、関連した機能を有するスポーツ科学センターと集約し、PFIにより建て替える計画となっており、建設地である都市公園の機能向上の観点も加えながら、整備を進めています。
- (2) 昨年7月に新県立体育館整備・運営事業の入札公告を行ったところ、建設費の高騰により入札不調となったため、12月に事業費を大幅に増額した上で、再度の入札を行い、本年3月に事業者を決定し、令和10年秋のアリーナのオープンを目指しています。
- (3) 新県立体育館は、Bリーグプレミアのライセンス基準を満たし、最先端のデジタル技術を備えたアリーナとして整備するものであり、ホームアリーナとすることで、昨年12月に秋田ノーザンハピネッツは、Bプレミアライセンスの交付を受けています。

【参考資料】

**「秋田の元気を創造する拠点」として都市公園内に整備**

<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 子供達に夢を与える</li> <li>◎ 選手と観客が躍動する</li> <li>◎ 賑わいづくりに貢献する</li> </ul>	未来志向の施設整備	<b>R10.秋 オープン</b>
	都市公園の機能向上	

**アリーナ(みる)・体育館(する) + 医・科学(ささえる)**



アリーナ (イメージ)



体育館 (イメージ)



トレーニング室 (イメージ)

Bプレミア基準アリーナ  
(6,000席以上確保)

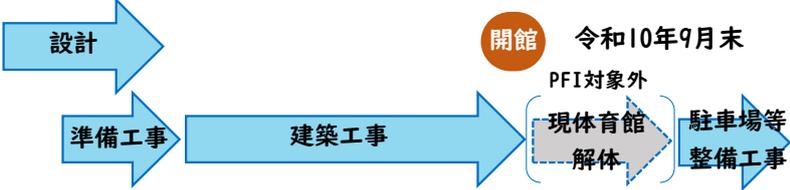
映像・照明・音響装置

最先端デジタル技術

大会・育成・県民利用  
の体育館(公式2面)

スポーツ医・科学

**整備運営手法 民間の資金とノウハウを活用するPFI**

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
PFI事業者 公募・選定	事業者選定 → <b>★Bプレミア参入決定 (R6.12)</b> 事業者選定 → <b>★事業者決定 (R7.3)</b>						
設計・施工	<div style="text-align: center;">  <p style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <b>開館</b> 令和10年9月末  <small>PFI対象外</small>                      現体育館 解体 → 駐車場等整備工事                 </p> </div> <div style="background-color: #0070C0; color: white; text-align: center; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     社会資本整備総合交付金・新しい地方経済・生活環境創生交付金                      公共施設等適正管理推進事業                 </div>						

(担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

---

## Ⅷ-5 インバウンドの地方誘客にかかる支援の拡充について

外務省アジア大洋州局  
国土交通省大臣官房、航空局  
観光庁

---

### 【提案・要望の内容】

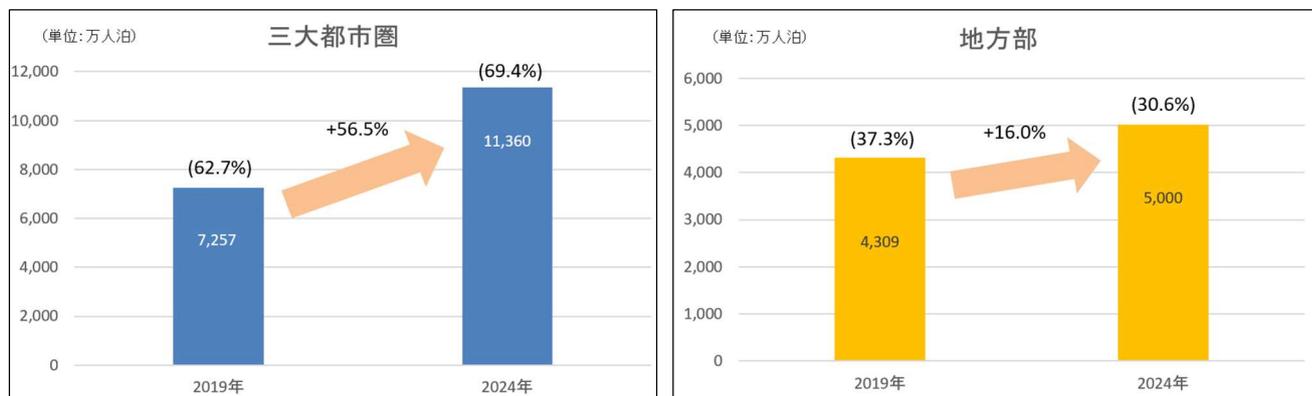
- (1) 大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の地方への流動を促すため、回復が遅れている地域の実情を踏まえた戦略的な訪日プロモーションを拡充するとともに、地方空港におけるグランドハンドリング業務や保安検査を行う民間事業者の人材の確保や育成に向けた更なる支援策を行うこと。
- (2) 地方における国際航空路線の安定的な運航の確保により、持続的なインバウンド誘客を促進するため、秋田空港の台湾定期路線の早期認可に必要な措置を講じること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 我が国を訪れる訪日外国人旅行者は、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、円安傾向も追い風となり、大都市圏を中心に大幅に増加しており、最近では地方においても回復が顕著になりつつありますが、当県においてははまだコロナ禍前を下回る状況にあります。
- (2) こうした状況を踏まえ、一部地域でのオーバーツーリズムの解消や、当県を含む地方におけるインバウンド需要の底上げを図るため、回復が遅れているエリアの集中的なプロモーションや高付加価値旅行者向けのプロモーションを行うなど、大都市圏から地方へ誘客を促す取組を国全体として強化する必要があります。
- (3) また、地方空港では、グランドハンドリングや保安検査を行う民間事業者における離職率の高さや人材育成が引き続き課題となっており、県独自の対策を行っているものの、依然として解消していないことから、必要に応じた応援職員の派遣体制の構築など、更なる支援策が求められています。
- (4) 加えて、秋田空港では、令和5年12月に台湾チャーター便が就航し、本年3月までの搭乗率が9割を超えるなど好調を維持していますが、インバウンドの地方への分散や、地方における持続的なインバウンド誘客の促進に当たっては、早期に定期路線としての認可を得て、継続的な利用促進を図る必要があります。

## 【参考資料】

### ▼三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較



出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

※（ ）内は構成比を表している。

※三大都市圏とは「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。

### ▼外国人宿泊者数の推移

(単位：人泊)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
青森県	356,550	78,420	17,090	32,930	265,280	435,010
岩手県	343,970	87,780	17,750	25,640	282,510	383,040
宮城県	563,040	131,270	49,490	65,620	525,870	769,540
秋田県	139,400	25,380	7,910	16,280	95,600	114,690
山形県	234,050	87,440	15,920	25,900	178,790	246,190
福島県	214,690	87,680	34,840	38,350	213,080	345,300
合計	1,851,700	497,970	143,000	204,720	1,561,130	2,293,770
全国	115,656,350	20,345,180	4,317,140	16,502,920	117,751,450	163,598,990

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」(全施設)

(担当課室名 観光文化スポーツ部誘客推進課)

---

## VIII-6 国立・国定公園の新規指定・大規模拡張の早期実現と公園施設の整備促進について

環境省自然環境局

---

### 【提案・要望の内容】

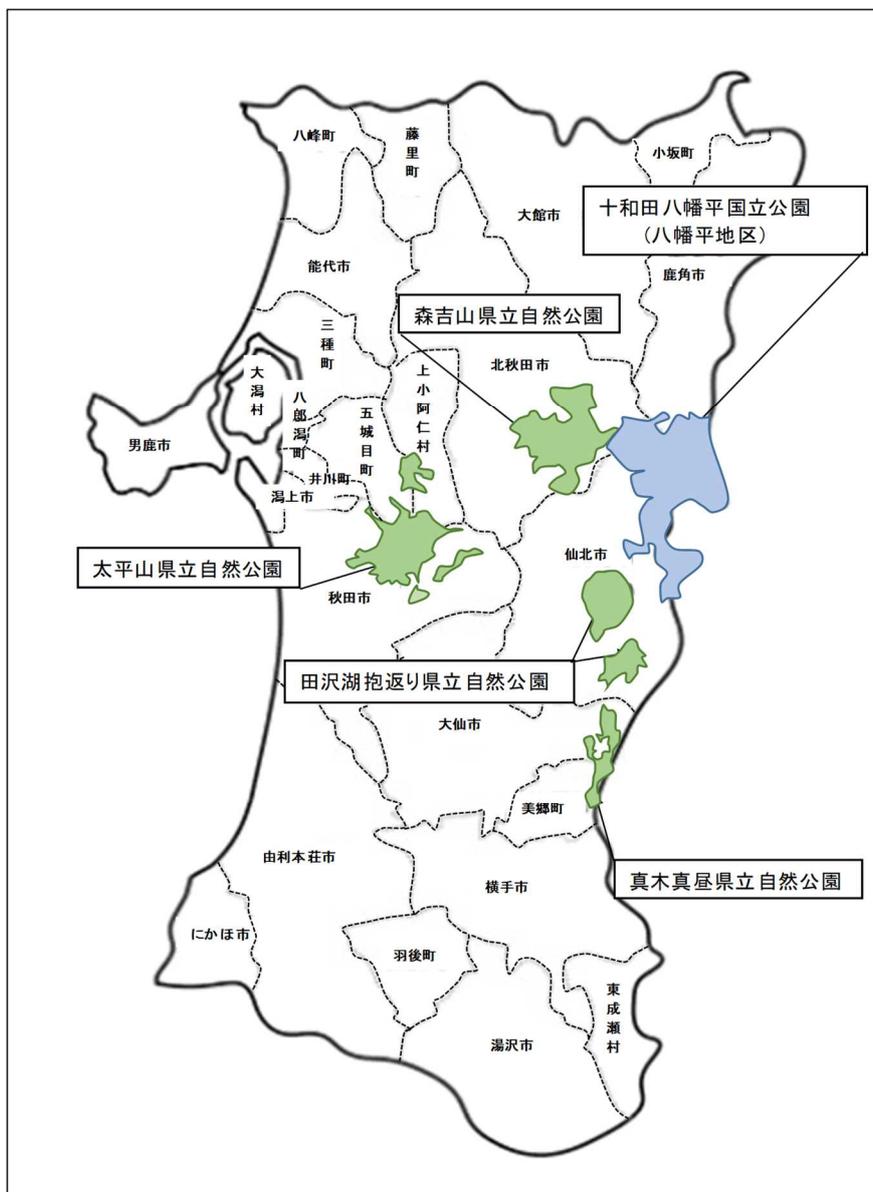
- (1) 国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地に選定された「八幡平周辺（森吉山・真昼山地・田沢湖等）」については、調査を着実に進めるとともに、関係機関との調整など、新規指定・大規模拡張に向けた取組を早期に進めること。
- (2) 国立・国定公園の施設整備については、公園利用者の安全性・快適性の向上を図る必要があることから、十分な予算を確保すること。  
また、国立公園において県が国庫補助事業等により整備した既存施設については、国と地方の役割分担の原則に基づき、国への移管を進め、直轄事業として国が改築や改修を実施すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国立・国定公園の新規指定・大規模拡張については、令和5年から候補地において調査に着手されたところであり、当県では調査への協力や候補地の関係市町村との意見交換等による情報共有を図っているほか、「生物多様性のための30by30アライアンス」に参加登録し国や関係機関との連携を強化したところです。  
また、関係市町村からは、着実な調査の進捗や新規指定・大規模拡張の早期実現を求める声が上がっています。
- (2) 国立・国定公園については、自然環境整備計画に基づき、施設の改修を進めていますが、過去数年間、要望に対して十分に予算が確保されず、事業の進捗に遅れが出ているほか、年々施設の老朽化が進んでおり、大規模な改修を引き続き進めていく必要があります。  
また、ここ数年頻発している自然災害に伴い、施設の早期復旧や公園の安全管理のための改修などが課題となっていることから、それらに適切に対応するための継続的な財源確保が必要です。

【参考資料】

1 国立・国定公園新規指定・大規模拡張候補地図



2 市町村等の動向

森吉山県立自然公園を擁する北秋田市では、平成29年から民間団体が国定公園昇格運動に取り組んでおり、選定結果を受けて、令和5年2月に関係団体が北秋田市長に要望書を提出し、また、同年6月に北秋田市が国立・国定公園化キックオフシンポジウムを開催するなど、地元の動きが活発化しています。

3 十和田八幡平国立公園の利用者数

(単位:万人)

年次	H30	R元	R2	R3	R4	R5
利用者数	459	470	268	249	325	413

注)国立公園利用者数(公園、年次別)【環境省】

#### 4 当県での自然環境整備交付金の要望と内示額

(単位:千円)

年度 項目		R3	R4	R5	R6	R7
		要望額	22,000	32,650	31,750	26,500
国立公園	内示額	12,000	15,600	30,500	18,000	12,000
	配分率	54.5%	47.8%	96.1%	67.9%	93.0%
	要望額	29,475	27,585	22,500	19,350	16,271
国定公園	内示額	22,671	15,135	9,000	14,000	11,000
	配分率	76.9%	54.9%	40.0%	72.4%	67.6%
	要望額	51,475	60,235	54,250	45,850	29,169
計	内示額	34,671	30,735	39,500	32,000	23,000
	配分率	67.4%	51.0%	72.8%	69.8%	78.9%

#### 5 自然環境整備交付金を活用して整備した例



- ・法体の滝園地吊橋改修工事（令和6年度）  
鳥海国定公園地内にある老朽化した法体の滝園地吊橋について、高欄と主索吊橋装置の塗装及び木床板の交換を実施した。

(担当課室名 生活環境部自然保護課)

## VIII-7 酒造原料米価格高騰にかかる支援について（新規）

国税庁

### 【提案・要望の内容】

- (1) 主食用米の価格高騰が酒造好適米や加工用米などの酒造原料米の価格に大きく影響することが懸念されており、当県の伝統的産業である酒造りに取り組む清酒製造事業者の経営悪化が危惧されることから、安定的に経営を継続できるよう、緊急的な支援策を講じるとともに、新たな財政支援制度を創設すること。
- (2) 日本酒の課税移出数量が減少傾向にある中、輸出は増加傾向にあり、酒蔵の収益改善策の一つとして期待されることから、日本酒の一層の輸出拡大が図られるよう、認知度向上及び海外販路の拡大などの取組を強力に推進すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年から原料米価格が上昇する中、令和7年産の価格については、現在、当県酒造組合と農業団体等の中で協議中ですが、昨年よりも大幅な値上げが提示されるなど、原料米の急激な価格高騰が懸念されます。  
当県としても、商品改良や販路開拓など、清酒製造事業者による価格転嫁や収益改善に資する取組に支援しているところですが、原料米の急激な価格高騰に応じた緊急的な支援策を講じる必要があります。
- (2) 昨年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録され、海外での日本酒の需要拡大が期待されています。  
当県では、ブランディングの向上及び販路開拓について支援しているところですが、国においても輸出拡大に向けた取組の加速・強化に資する更なる支援策を講じる必要があります。

### 【参考資料】

当県のJA概算金の状況

(単位：円/60kg)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
原料米(秋田酒こまち)	11,550	12,550	13,050	15,050	未定
主食用米(あきたこまち)	10,600	11,100	12,100	18,800	(24,000※)
価格差	950	1,450	950	▲3,750	

(出展：JA全農あきたの公表値による)

※令和7年産「あきたこまち」概算金は今年3月時点のJA全農あきたの目安額

(担当課室名 観光文化スポーツ部食のあきた推進課)



## IX 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり

---

## IX-1 総合的な少子化対策への支援について（拡充）

こども家庭庁  
総務省自治財政局  
文部科学省初等中等教育局、高等教育局  
厚生労働省大臣官房、保険局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 少子化対策は国家的に取り組むべき課題であることから、我が国が持続的に発展していくために、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つことができるよう、経済的支援と併せて子育てしやすい社会システムの構築に向けて、育児休業制度や子育てのための更なる有給休暇制度の充実など制度改革を推進すること。
- (2) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。  
また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (3) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる結婚支援等の事業は恒常的に交付対象とするほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。
- (4) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。  
また、出産費用について、保険適用の導入に加え、自己負担部分を公費負担とするなど、安心して出産できる制度の早期実現を図ること。  
さらに、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費に加え、高等教育にかかる費用について、保護者等の更なる負担軽減に向けて支援の充実を図ること。
- (5) 分娩取扱施設の減少等により、妊産婦が居住地から距離のある分娩取扱施設で分娩せざるを得ない状況が生じているほか、交通インフラが十分に

ないこと等により、分娩取扱施設までのアクセスに不安のある地域があることから、安心して妊娠・出産ができる環境を整備するため、「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」の時間要件を撤廃し、地域の実情を踏まえた財政支援制度とし、妊産婦の精神的、経済的な負担軽減を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 出生数及び出生率の全国値は年々減少が続き、少子化が急速に進展しており、少子化対策は国家的に取り組むべき喫緊の課題となっていることから、国は、その責任において、若者が将来に希望を持ち、安心して結婚、妊娠・出産、子育てできるための経済的支援に加え、有給休暇制度や育児休業時の所得補償等の充実と取得促進、仕事と家庭の両立ができる働き方改革、男女の労働待遇の平等化など、子育てしやすい社会システムの構築に向けて、各種の施策を抜本的に見直していく必要があります。  
また、出生率の全国値は人口千対6.0（令和5年）であるのに対し、当県においては、4.0と全国最下位であることなどから、人口減少問題の克服を、県政運営指針である「新秋田元気創造プラン」の最重要課題とし、2歳以下の乳幼児も第1子から保育料助成の対象にするなど、思い切った経済的負担の軽減策を講じるほか、結婚・出産・子育てに前向きな意識の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。
- (2) 幼児教育・保育の果たす役割は重要であり、地域や子どもの年齢、世帯の構成や所得にかかわらず等しく支援を受けられるようにするため、現在、国が実施している保育料の無償化について、対象外となっている2歳以下の乳幼児も無償化の対象とするなど、制度を拡充する必要があります。  
また、制度が拡充されるまでの間、先進的な地方公共団体が独自に行っている2歳以下への保育料助成等については、地方財政措置を講じる必要があります。
- (3) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、官民協働で運営している結婚支援センターの運営費の構成員負担分も交付金の対象とし、結婚支援センターの運営事業が安定して実施できるよう継続的かつ確実に助成対象とするほか、結婚新生活支援事業においては、若い世代に対しては補助上限額が高いものの、地方公共団体の厳しい財政状況の中で、負担も大きくなっていることから、更なる補助率の嵩上げが必要です。

- (4) 福祉医療費については、従来、乳幼児と小中学生を助成対象としていましたが、令和6年8月からは対象範囲を高校生まで拡大するとともに所得制限を撤廃しています。

出産費用については、正常分娩の場合、医療保険の適用外となっているため、医療機関がその額を決定しており、負担額に差がある中、地域によっては医療機関を選択できない状況です。現在は、医療保険から出産育児一時金として給付がありますが、安心して出産できるよう、出産費用を公費負担とするなどの制度の早期構築が必要です。

また、義務教育にかかる費用のうち、原則保護者の負担となっている学校給食費については、全国的にも無償化を実施している地方公共団体が増加しており、県内でも15市町村が独自に無償化等の支援を行っています。

当県の令和6年度子育て支援に関するアンケート調査によれば、理想とする子どもの人数が持てないと思う理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎることが1位となっています。

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めることは、地方公共団体毎の対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じることが必要です。

- (5) 令和6年3月に策定した「秋田県医療保健福祉計画」に基づき、分娩取扱施設へのアクセスを適切に確保し、安心して出産できる体制を整備するため、令和7年度から国の「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」を活用し、妊婦に対する交通費等の助成を行う市町村を支援することにしています。

しかしながら、少子高齢化が進行している当県では、分娩取扱施設が減少し、施設が一つもない空白市町村が25市町村中17市町村までになっています。これに加え、山間部を中心に冬期間のアクセスが極端に悪くなることや、タクシーを含む公共交通機関の脆弱さから、広い県土を有する当県においては、分娩取扱施設へのアクセスが困難な地域が多く、出産を迎える妊産婦や家族の不安に繋がっています。

少子化対策の一環として、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを整備することは基本的事項であり、おおむね60分という要件を撤廃し、妊産婦に交通費等の支援を行っている市町村に対しては財政支援を導入するなど、地域の実情を踏まえた支援制度の充実が必要です。

## 【参考資料】

### 1 「新秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

#### (1) 保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

##### ① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 世帯年収約640万円※までの世帯 第2子以降の保育料全額

iii 第3子以降が生まれた世帯年収約640万円～930万円※までの世帯  
第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

##### ② 子育てファミリー支援事業（平成30年度開始）

ア 対象者 第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

##### ③ 副食費助成事業（令和元年10月開始）

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ 助成率等

i 世帯年収約360万円※を超える世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 世帯年収約360万円※を超える世帯 第2子以降の副食費全額

※世帯年収は保育所利用の場合の目安

#### (2) 乳幼児・小中高生に対する福祉医療費助成

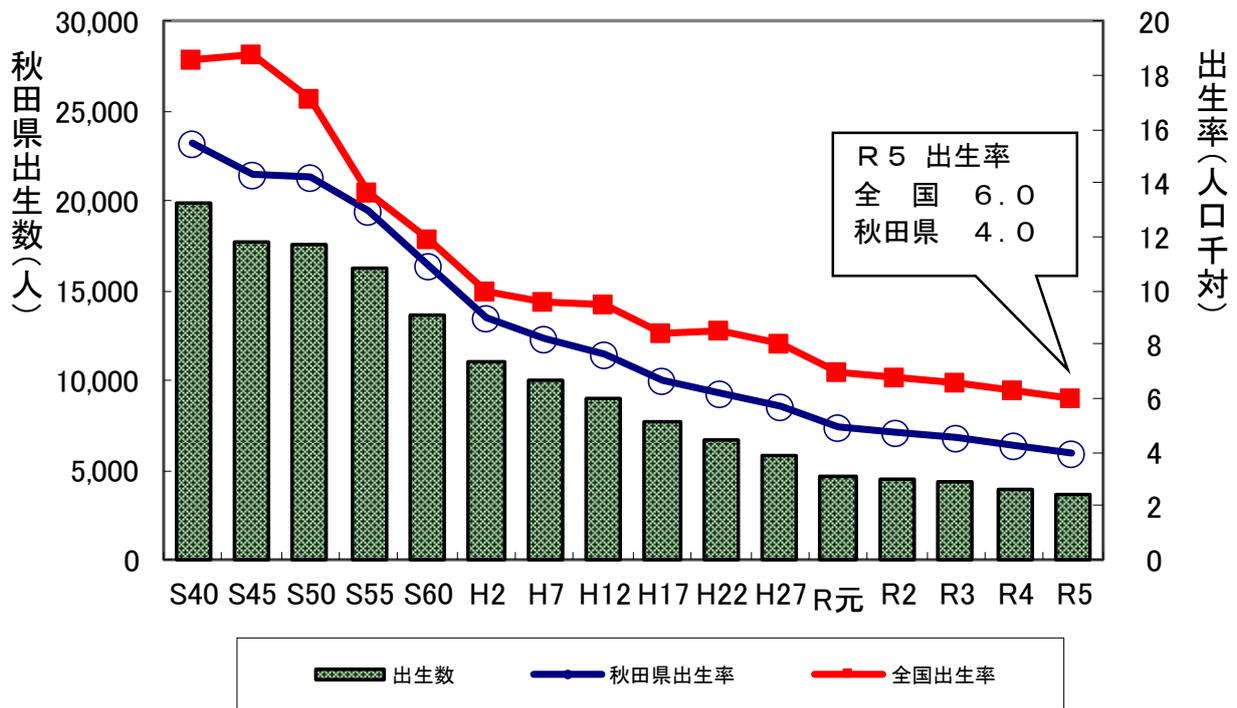
乳幼児・小中高生に対する福祉医療費を助成する。

・対象：0歳から18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある児童生徒等（保護者の所得制限なし）

・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税世帯の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

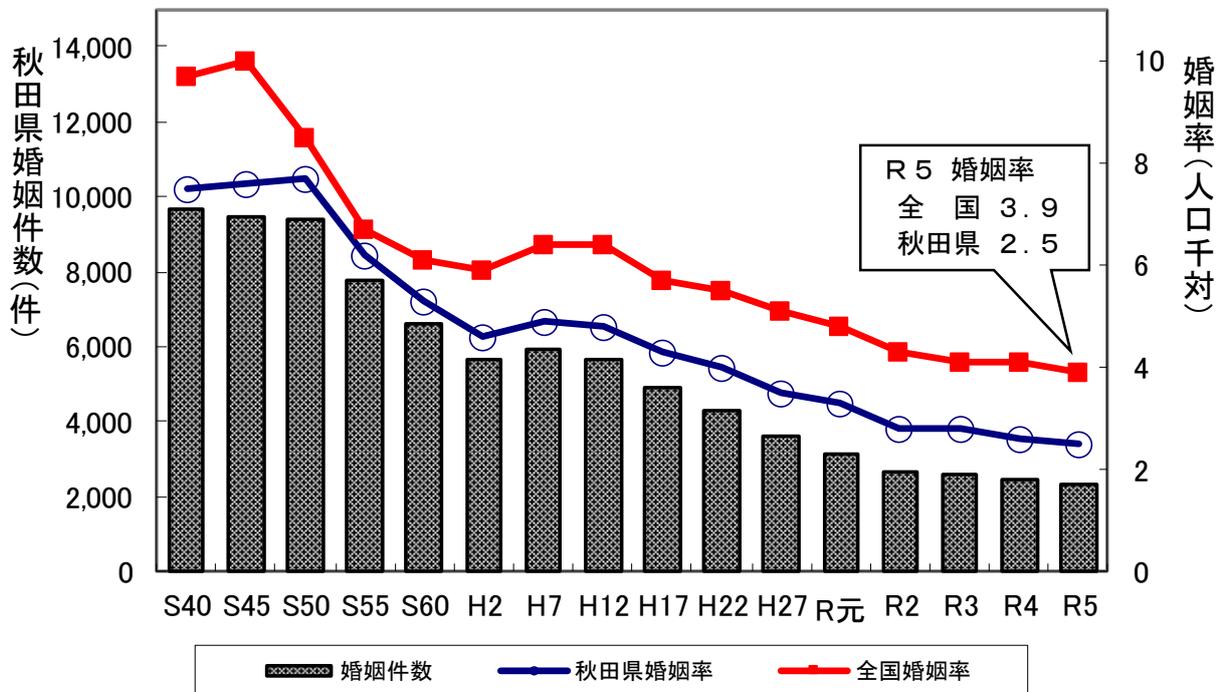
②上記①に該当しない子どもの場合、窓口で支払う自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1か月あたり1,000円が上限）

## 2 当県の出生数・出生率



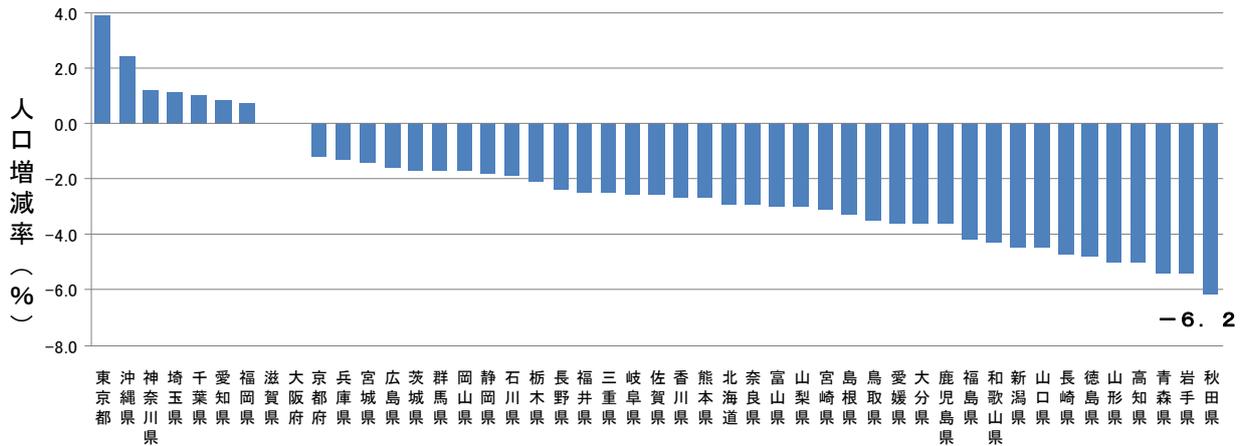
出典：人口動態調査【厚生労働省】

## 3 当県の婚姻件数・婚姻率



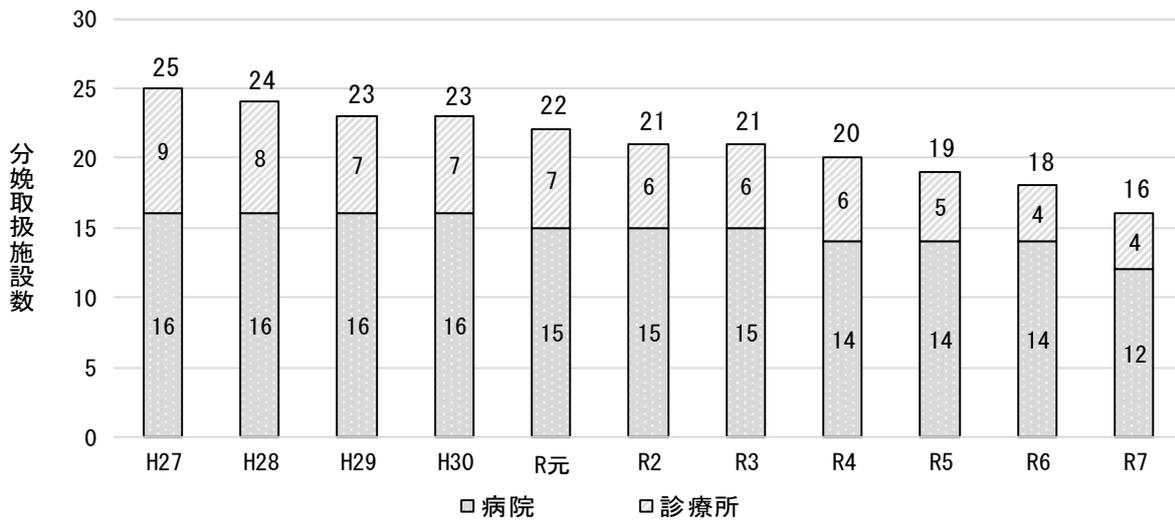
出典：人口動態調査【厚生労働省】

#### 4 都道府県別人口増減率（平成27～令和2年）



出典：令和2年国勢調査【総務省統計局】

#### 5 当県の分娩取扱施設数（平成27～R7年 各年4月現在）



出典：周産期医療に関する実態調査【秋田県健康福祉部医務薬事課】

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課  
健康福祉部健康づくり推進課国保医療室、保健・疾病対策課  
教育庁保健体育課）

---

## IX-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局  
厚生労働省雇用環境・均等局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 昨年6月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は146か国中118位と先進国の中でも極めて低い水準にある。  
女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、全国的なムーブメントを創るとともに、育児休業からの復帰者が、男女とも、その後のキャリアアップや登用が不利にならないよう、復帰後も個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりや民間企業への働きかけを行うなどの取組を強力的に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり計画的に行う事業が継続して採択できるようにするなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。  
また、女性活躍に資する施策を強力的に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うとともに、育児休業制度のより積極的な活用を推進すること。

## 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国では、「第5次男女共同参画基本計画」において、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会を目指して取組を進めていますが、いまだにジェンダー・ギャップの状況は世界的に低い水準にあることから、政策・方針決定過程への女性参画の全国的なムーブメントを起こすとともに、女性が出産や育児休業からの復帰後も、個性と能力を十分に発揮できる環境整備を推し進めるなど、国が率先して、この道筋を一層強化していく必要があります。

特に、人口減少や少子化が進む当県においては、進学や就職を契機とした県外転出が多い若年女性の定着が大きな課題となっており、県内定着・回帰を進めるためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援などの魅力ある職場づくりのほか、共働き・共育ての意識醸成を進めていくことが不可欠になっています。

こうしたことから、当県では、民間企業において豊富な経験や知見を有し、総合的に施策を推進できる女性を県の幹部職員に採用することにより、「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に掲げる男女共同参画の推進、女性が活躍しやすい環境づくり、女性の指導的立場への登用など、女性活躍に資する施策を強力に進めています。

- (2) また、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、県内企業の99.9%を占める中小企業を対象に、一般事業主行動計画の策定や、えるぼし・くるみん認定等について専門家派遣による指導・助言等を実施しています。

こうした地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い女性活躍に資する施策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域女性活躍推進交付金」については、複数年度にわたり計画的に行う事業が継続して採択できるようにするなど、柔軟で使いやすい運用ができる制度にし、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、十分な予算措置を講じる必要があります。

- (3) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、県内企業における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進める必要があるものの、県内企業のほとんどが中小企業であることから、地域の実情に応じた取組を進めるためにも、政府公共調達における加点評価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度の充実や、えるぼし・くるみん認定等に

に向けた中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

また、女性の活躍やワークライフバランス推進のためには、男女を問わず、育児休業の取得を促進することが重要であり、より取得しやすい制度にするとともに、実効性を高めていくことが必要です。

## 【参考資料】

### 1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める女性の割合 (%)		順位		生産年齢人口における女性の有業率 (%)	
東北	全国			東北	全国		
1	5	青森県	20.9	1	1	山形県	77.7
2	9	山形県	18.7	2	9	岩手県	75.2
3	12	宮城県	17.5	3	13	秋田県	74.8
4	24	秋田県	15.6	4	30	青森県	72.5
5	29	岩手県	15.0	5	37	福島県	71.8
6	37	福島県	13.1	6	42	宮城県	71.4
		全国平均	15.3			全国平均	72.8

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」

### 2 東北の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び えるぼし・プラチナえるぼし認定企業数等の状況（令和6年9月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		えるぼし認定企業数		順位		プラチナえるぼし認定企業数	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	3	秋田県	509	1	13	岩手県	36	1	12	青森県	1
2	7	福島県	369	2	17	宮城県	30	〃	〃	岩手県	1
3	14	岩手県	237	3	19	山形県	29	3	25	宮城県	0
4	27	宮城県	99	4	25	福島県	22	〃	〃	秋田県	0
5	33	山形県	79	5	29	青森県	19	〃	〃	山形県	0
6	36	青森県	58	6	34	秋田県	15	〃	〃	福島県	0
		全国平均	194			全国平均	64			全国平均	1

出典：厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

3 東北の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及びくるみん・プラチナくるみん認定企業数等の状況（令和6年9月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		くるみん認定企業数		順位		プラチナくるみん認定企業数	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	24	宮城県	880	1	21	山形県	62	1	17	山形県	8
2	25	福島県	863	2	23	宮城県	61	2	22	宮城県	7
3	30	岩手県	742	3	25	福島県	56	〃	〃	福島県	7
4	32	秋田県	687	4	27	岩手県	54	4	29	青森県	5
5	38	山形県	449	5	36	青森県	42	5	38	岩手県	3
6	42	青森県	381	6	38	秋田県	37	6	44	秋田県	1
		全国平均	1,195			全国平均	101			全国平均	14

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

4 当県独自の取組

[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・設置時期 平成30年6月1日
- ・設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・委託先 秋田県商工会連合会
- ・センターの機能
  - ①女性活躍・両立支援コーディネーターによる相談業務
  - ②専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
  - ③その他中小企業における取組の支援に関する業務

5 県内民間事業所の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	目標値 (R7)	目標値根拠
秋田県	18.9	19.5	20.7	21.1	22.2	23.1	23.0	県男女計画
全国	11.9	12.4	12.3	12.7	12.7	R7.7月	※各階層毎	国男女計画

出典：【秋田県】労働条件実態調査(従業員数5人以上)(県雇用労働政策課)  
【全国】雇用均等基本調査(従業員数10人以上)(厚労省)

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課)

---

## IX-3 新たな少子化対策に対応した働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局  
総務省自治財政局  
厚生労働省雇用環境・均等局

---

### 【提案・要望の内容】

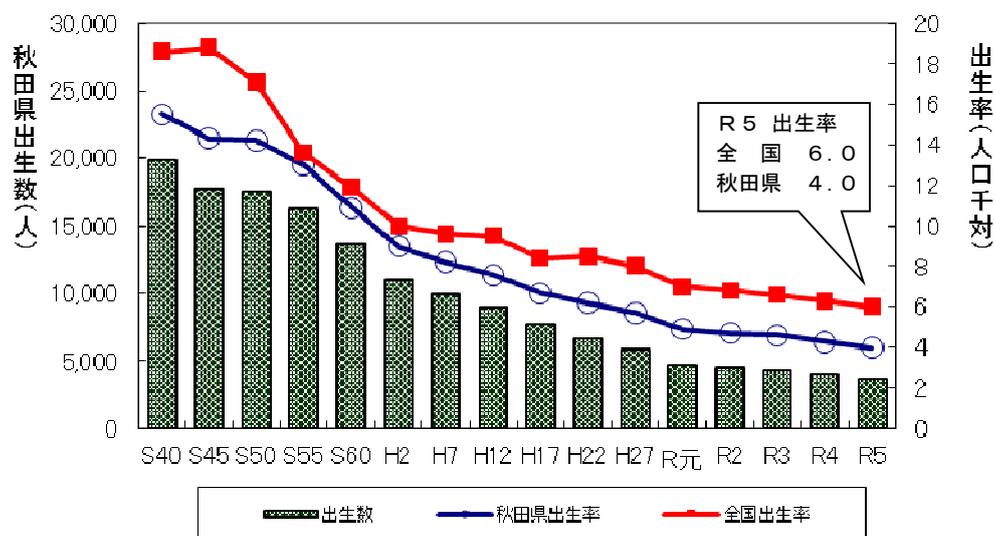
- (1) 労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で策定した「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施すること。
- (2) 育児休業の取得促進や育児休業期間中の経済的安定を図るため、「出生後休業支援給付」の支給日数の拡大や、「育児時短就業給付」の対象年齢の引き上げなど、育児と仕事の両立に向けた支援制度の強化を図ること。
- (3) 子育てに優しい職場風土の醸成に向けた環境整備を図るため、子の看護等休暇の対象年齢を小学校卒業まで拡大するとともに、配偶者出産休暇など育児目的休暇の取得を促進するための支援制度を強化すること。
- (4) 仕事と育児の両立を促進するため、短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を実現するための措置の対象年齢を拡大するほか、長時間労働の解消や多様な働き方の導入に向けた環境整備を促進するための助成制度を強化すること。
- (5) 派遣労働者など非正規雇用者の待遇改善を図るため、キャリアアップ助成金を拡充するとともに、正規雇用者との労働条件の格差是正に向けた取組を強化すること。
- (6) 労働者のキャリアアップや賃金水準の向上につながるリスキングへの支援について、地方財政措置を含め一層強化すること。

## 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和5年の全国の出生数は、73万人まで減少し、当県でも過去最少となるなど、自然減の進行に歯止めがかからず、少子化対策は待ったなしの状況にあり、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で策定した「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施する必要があります。
- (2) 国においては、育児休業給付の給付率の引き上げや短時間労働者への給付に向けた雇用保険の適用拡大のほか、短時間勤務の活用を促すための給付金の創設、子の看護休暇の取得事由の拡大などが行われていますが、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくりを進めるためには、更なる取組の強化が必要です。
- (3) 少子化対策に向けた働き方改革を推進するに当たっては、企業経営者や労働者の意識改革と行動の変化が伴うような国民的な運動の展開や、人材の価値を最大限引き出す「人への投資」などに、国を挙げて総合的な対策に取り組むことが必要です。
- (4) 非正規雇用で働く女性の正規雇用化を促進するため、当県では、キャリアアップ助成金活用企業への奨励金制度を実施していますが、国においても、非正規雇用者の安定的な就労につなげるためにも、正規雇用者との格差是正に向けた取組を更に強化する必要があります。

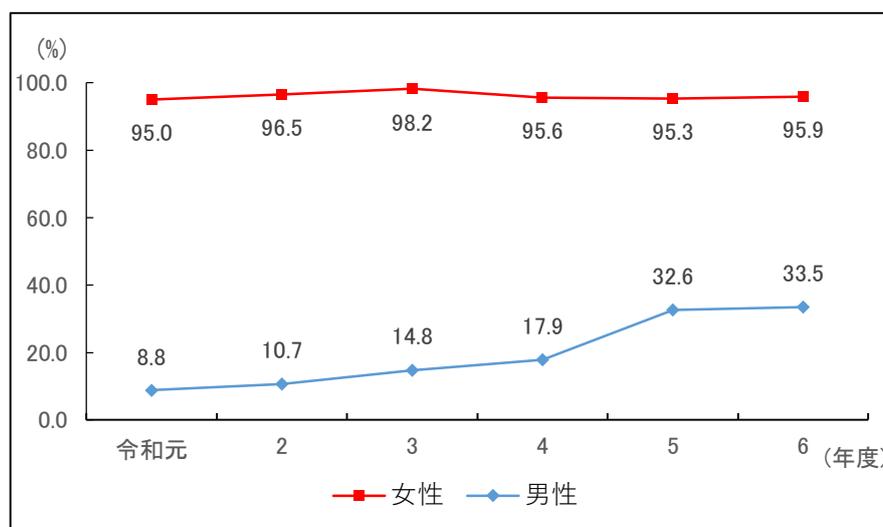
【参考資料】

1 当県における出生数及び出生率の推移



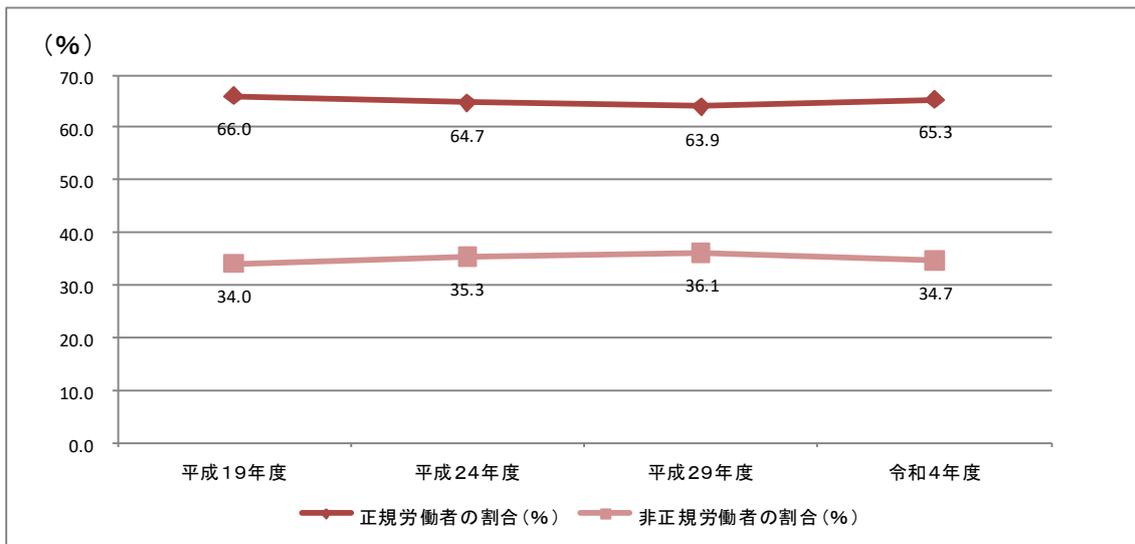
(出典：厚生労働省「人口動態統計」)

2 当県における育児休業取得率の推移



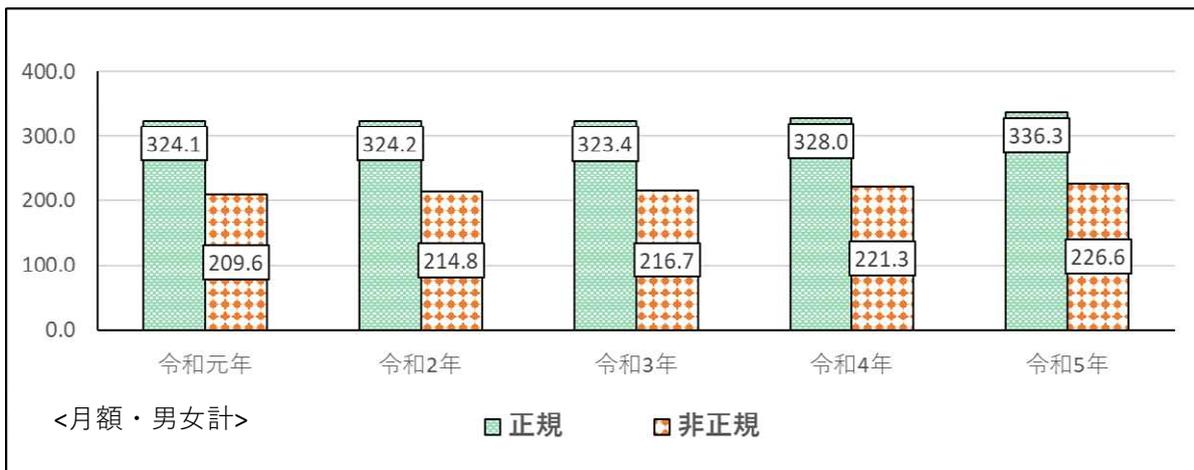
(出典：秋田県「労働条件等実態調査」)

### 3 当県における正規、非正規労働者の推移



(出典：総務省「就業構造基本調査」)

### 4 全国における正規、非正規雇用労働者の所定内給与額の推移



(出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

---

## IX-4 多様性に満ちた社会づくりの推進について

内閣府政策統括官（共生・共助担当）  
消費者庁  
法務省人権擁護局  
厚生労働省雇用環境・均等局

---

### 【提案・要望の内容】

性的指向、性自認、性別、年齢、障害、病歴等を理由とした差別など、SDGsの基本理念にも掲げられる「誰一人取り残さない」社会づくりの支障となる問題に対処するため、各種法令等の整備と共に、広報・啓発や教育の充実を図ること。

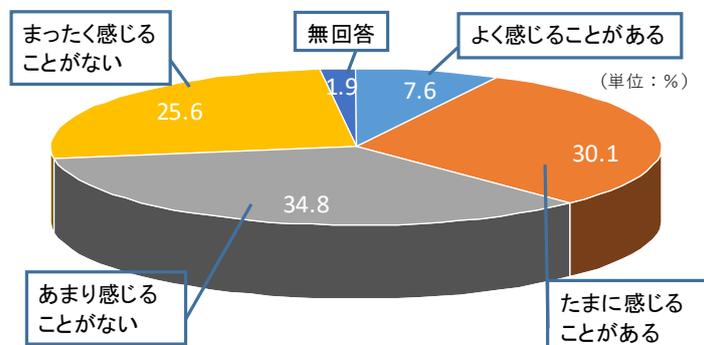
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県民意識調査や各種団体等への意見聴取の結果によると、県民は、性的指向、性自認、性別、年齢、障害、病歴等を理由とした差別など、様々な差別等を感じており、当県では、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」の下、差別等に関する理解促進動画のウェブ配信や学校への副読本の配布・講師派遣等による啓発や教育を行っています。
- (2) また、性的指向が異性のみではない人等を対象にしたパートナーシップ宣誓証明制度のほか、カスタマーハラスメントの防止に向けたウェブによる発信、法務省の「人権啓発活動地方委託関係予算」を活用した性別や障害をはじめとする様々な人権問題に関する啓発活動を市町村と共に実施し、人権尊重の精神の涵養と理念の普及を図っています。
- (3) 差別等については、当県のみの問題ではなく、社会的な議論や対策の全国的な展開が必要であり、とりわけ性的少数者については、施設利用にかかる取扱いなどに関して「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づく指針を速やかに策定するほか、良好かつ平穏な生活に向け、性の多様性に関する理解促進を進める必要があります。

## 【参考資料】

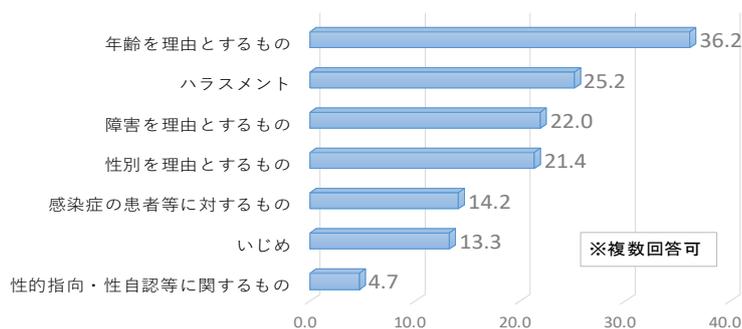
### 1 差別等を感じる機会の有無

- ・差別等をよく感じることもある人及びたまに感じることもある人の合計は37.7%であった。



### 2 感じる差別等の種類

- ・「年齢を理由とするもの」が36.2%と最も多く、次いで「ハラスメント」が25.2%、「障害を理由とするもの」が22.0%、「性別を理由とするもの」が21.4%であった。



出典：令和6年度 県民意識調査報告書

(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課)

---

## IX-5 安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 市街地における交通の円滑化に加えて、無電柱化に取り組んでいる「新屋土崎線（秋田市）」や通学路の交通安全を確保する「川尻広面線（秋田市）」等の街路整備に必要な予算を確保すること。
- (2) 中心市街地の交流拠点である「千秋公園（秋田市）」や、子どもの屋内遊び場施設を整備する「神岡中央公園（大仙市）」等の公園整備のほか、都市公園の安全で快適な利用を確保するため、公園施設の老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法の運用に当たり、盛土等の情報の適正な管理及び許可審査や検査等の事務を円滑・効率的に実施できるよう、国においてシステムを構築するとともに、必要な人員に対する交付税措置の拡充など、地方公共団体の負担を軽減するための措置を講じること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 安全・安心なまちづくりの基盤となる街路は、防災機能の向上を図る無電柱化や通学路合同点検を踏まえた交通安全対策を計画的に進めていく必要があります。
- (2) 地域の賑わい創出を図る公園の再整備や、子どもや子育て世帯の遊び・交流の場となる公園整備のほか、人々の憩いの場で災害時の避難場所ともなる都市公園の施設の老朽化対策を着実に推進するため、安定的な予算の確保が必要です。
- (3) 当県では、今年5月に規制区域を指定したところですが、全国で隙間のない規制を確実に進めていくためには、許可審査等の新たな事務や不法・危険盛土等への対応について、各地方公共団体が適正に法を運用していく必要があることから、国の積極的な関与や継続した支援が必要です。

# 安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備

## 都市内交通の円滑化を図る街路整備



新屋土崎線 旭南工区 (県施行)  
【渋滞→4車線化・無電柱化】



川尻広面線 横町工区 (市施行)

【一方通行→2車線化・歩道整備・無電柱化】



横町工区(県施行) R5.8供用



秋田市・千秋公園



秋田芸術劇場ミルハス



堀への遊歩道設置 (R6.7供用)

## にぎわいを創出する都市公園の整備、施設の老朽化対策

県立北欧の杜公園



老朽化で機能を失った池に替えて噴水広場を整備 (R6.6供用)



県立小泉瀧公園



県立中央公園



### 公園施設の老朽化

休憩所



デッキ手すりの腐朽

テニスコート



劣化による凹凸

園路



根上りによる舗装損傷

(担当課室名 建設部都市計画課)



X 健康長寿・地域共生社会の実現

---

## X-1 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局  
厚生労働省医政局

---

### 【提案・要望の内容】

二次医療圏における中核病院として地域医療提供体制の維持・確保に欠かすことのできない公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、秋田県厚生農業協同組合連合会が運営する病院等の公的病院が、二次医療圏における中核的医療機関として、救急医療やへき地医療など、不採算部門を含む医療提供を担っているほか、新型コロナウイルス感染症にかかる病床の確保や発熱外来の設置、災害時におけるDMATの派遣といった災害医療の対応など、有事の際にも公立病院と同様に大きな役割を果たしてきたところです。
- (2) こうした中で、公立病院の建設改良や設備整備に要する借入れについては、その元利償還金に交付税措置があるものの、公的病院に対して県・市町村が建設改良費や設備整備費を助成する場合については、財政的な支援制度がありません。
- (3) 平時における地域の医療提供体制の維持・確保のみならず、災害や新興感染症発生時など、有事の際の医療提供においても、公的病院は必要不可欠な存在であり、今後、老朽化していく公的病院施設の長寿命化や機能強化等を進めるためには、更なる財政支援の充実が必要です。

## 【参考資料】

### 秋田県内の主な医療提供体制

二次医療圏	旧二次医療圏	救命救急センター	周産期母子医療センター	救急告示病院	災害拠点病院	へき地医療拠点病院
県北	大館・鹿角	大館市立総合病院 (地域)	大館市立総合病院 (地域)	★かつの厚生病院 ほか2病院	★かつの厚生病院 大館市立総合病院	★かつの厚生病院
	北秋田			北秋田市民病院	北秋田市民病院	北秋田市民病院
	能代・山本			★能代厚生医療センター ほか2病院	★能代厚生医療センター	
県央	秋田周辺	秋田大学医学部附属病院 (高度) ★秋田赤十字病院	★秋田赤十字病院 秋田大学医学部附属病院 (地域)	★秋田赤十字病院 ★秋田厚生医療センター ほか6病院	秋田大学医学部附属病院 (基幹) ★秋田赤十字病院 ほか2病院	男鹿みなの市民病院
	由利本荘・にかほ			★由利組合総合病院 ほか2病院	★由利組合総合病院	★由利組合総合病院
県南	大仙・仙北			★大曲厚生医療センター ほか2病院	★大曲厚生医療センター 市立角館総合病院	
	横手		★平鹿総合病院 (地域)	★平鹿総合病院 ほか2病院	★平鹿総合病院	★平鹿総合病院
	湯沢・雄勝			★雄勝中央病院 町立羽後病院	★雄勝中央病院	

※★は公的病院（公立病院を除く）

(担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

---

## X-2 医療人材の確保・地域偏在の解消に向けた制度の構築等について（拡充）

厚生労働省医政局、医薬局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 医師については、依然として大都市と地方との地域偏在は大きく、このままでは地域医療の維持が困難になることから、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」による取組を着実に進めるなど、国の責務として診療科を含めた実効性のある偏在是正対策に取り組むこと。
- (2) 地域医療の維持には、看護職員や薬剤師等の医療人材が重要な役割を担っているため、学生への修学資金貸与や看護師養成所運営への支援、ナースセンターの機能強化など、都道府県が独自に行う医療人材の確保と地域偏在の解消に向けた取組に対し、地域医療介護総合確保基金の弾力的な活用をはじめとした、必要な財政支援の充実を図ること。
- (3) 地域での看護師確保を維持していくため、看護師養成所の専任教員の配置について柔軟な取扱いを可能とするよう、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の基準を見直すこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和5年度に国が示した医師偏在指標では、当県は全国第41位であり、また、二次医療圏別では、県央以外の二次医療圏が医師少数区域となっています。
- (2) 新専門医制度の開始以降、医師の地域偏在是正を図る上では、適正な募集定員設定となっていないことから、全国において大都市圏（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）の専攻医が占める割合は、40%台の高い水準で推移しているほか、その周辺県の専攻医が増加しています。  
その結果、当県においては、臨床研修修了後の医師の県内定着率が、制度開始前の78.7%と比べて、69.9%と大きく低下しています。

(3) 当県では、医師不足と地域偏在の解消に向け、平成18年度以降、秋田大学の地域枠等の医学生に修学資金を貸与してきたほか、平成28年度から東北医科薬科大学の医学生に修学資金の貸与を開始するとともに、令和3年度には岩手医科大学に地域枠を新設するなど、医師確保対策に取り組んできましたが、県単独の取組には限界があります。

(4) 令和6年12月25日に示された「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」については、地域の実情を十分に踏まえながら対策を具体化し、実効性のある取組を進める必要があります。

(5) 看護職員や薬剤師等の医師以外の医療人材について、全国的に増加傾向にあるものの、当県では令和4年に減少に転ずるなど、必要な人材の確保が難しくなっています。

具体的には、看護職員を確保できない病院が医療機能を縮小する例が生じているほか、病院薬剤師偏在指標で全国第46位となるなど、人材不足が深刻です。

(6) 少子化の影響等により、地域に根ざした看護師養成所の学生確保が困難となっている中、一部の養成所では学生数の減少が著しく、効率的な運営が求められています。現行制度では、学生数にかかわらず専任教員8人以上が必要となっており、経費の節減には限界があります。

一定の要件のもとで、多様なメディアを利用した授業も可能とされていることから、専任教員以外の教員による授業でも教育の質を低下させることなく実施できる環境が整備されています。効率的な運営を実現するためには、非常勤教員を活用した柔軟な取扱いも必要となっています。

## 【参考資料】

### 専攻医数の推移

(単位：人)

		H30		R元		R2		R3		R4		R5		R6	
秋田県		60	0.7%	49	0.6%	55	0.6%	55	0.6%	47	0.5%	52	0.6%	48	0.5%
大都市圏	東京都	1,824	21.7%	1,771	20.6%	1,783	19.6%	1,748	19.0%	1,749	18.5%	1,832	19.6%	1,791	18.9%
	神奈川県	497	5.9%	516	6.0%	546	6.0%	607	6.6%	639	6.8%	665	7.1%	652	6.9%
	愛知県	450	5.4%	476	5.5%	520	5.7%	552	6.0%	571	6.0%	612	6.6%	585	6.2%
	大阪府	649	7.7%	652	7.6%	683	7.5%	669	7.3%	684	7.2%	676	7.2%	733	7.8%
	福岡県	450	5.4%	444	5.2%	424	4.7%	451	4.9%	470	5.0%	434	4.7%	475	5.0%
大都市圏計		3,870	46.0%	3,859	44.8%	3,956	43.6%	4,027	43.9%	4,113	43.5%	4,219	45.2%	4,236	44.8%
周辺県	埼玉県	228	2.7%	256	3.0%	343	3.8%	317	3.5%	381	4.0%	366	3.9%	378	4.0%
	千葉県	267	3.2%	332	3.9%	381	4.2%	388	4.2%	395	4.2%	397	4.3%	410	4.3%
全国合計		8,410	100%	8,615	100%	9,082	100%	9,183	100%	9,448	100%	9,325	100%	9,454	100%

(出典：一般社団法人日本専門医機構資料)

当県の3年目県内勤務(定着)医師数の推移

(単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29	R2	R3	R4	R5	R6
臨床研修修了者数(前年度末)	61	70	63	65	60	76	62	74	71	66
3年目県内勤務(定着)医師数	38	63	54	46	50	49	50	52	47	46
定着率(%)	73.1	90.0	85.7	70.8	83.3	64.5	80.6	70.3	66.2	69.7
	78.7%					69.9%				

(出典:医療人材対策室資料)

看護職員・薬剤師数の推移

(単位:人)

		H26	H28	H30	R2	R4
秋 田 県	看護職員	14,698	15,136	15,364	15,386	15,267
	薬剤師	1,961	2,009	2,056	2,066	2,055
全 国	看護職員	1,509,340	1,559,562	1,612,951	1,659,035	1,664,378
	薬剤師	288,151	301,323	311,289	321,982	323,690

(出典:厚生労働省 衛生行政報告例、医師・歯科医師・薬剤師統計)

薬剤師偏在指標 (令和5年6月厚生労働省公表)

		薬剤師全体	病院薬剤師	薬局薬剤師
秋 田 県	偏在指標	0.84	0.56	0.96
	順位	39位	46位	24位
全国偏在指標		1.00	0.80	1.08

(担当課室名 健康福祉部医務薬事課医療人材対策室)

---

## X-3 国民健康保険事業費納付金の算定制度の変更等について

厚生労働省保険局

---

### 【提案・要望の内容】

現行制度による国民健康保険事業費納付金の算定では、賦課限度額超過世帯の割合が高い市町村の事業費納付金額が過大となることから、当該算定制度の変更又は県で対応可能な仕組みの提示を行うこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県は、国民健康保険法等の関係法令や「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定について（ガイドライン）」に基づき、市町村毎の事業費納付金と標準保険料率を算定しています。市町村は、これを踏まえて国民健康保険税を賦課・徴収し、県に事業費納付金を納付しています。
- (2) 国民健康保険税の賦課に当たっては国民健康保険法施行令の基準に基づき条例により賦課限度額が定められており、農業による高所得者が多い当県の一部市町村では、令和5年度調査で約36%（全国平均約1.7%、全県平均約1.1%）の世帯が、基礎課税分の賦課限度額超過世帯に該当しています。
- (3) 現行の事業費納付金の算定方法では、賦課限度額超過世帯の「課税できない所得」を含む所得を積み上げて算定されますが、一方で、税率を引き上げても賦課限度額超過世帯の課税額が増加しないため、標準保険料率を大幅に超えた税率を設定する必要が生じ、結果として中間所得世帯に過大な負担が求められることとなります。
- (4) 当県では、税負担軽減のための激変緩和措置を講じるとともに、今後、他道県の取組を参考に所得金額推計方法の見直しを検討する予定ですが、費用や期間の面で課題が多く、また、全国的にも同様の事例が見られることから、国のガイドラインの見直し等が必要です。

（担当課室名 健康福祉部健康づくり推進課国保医療室）

---

## X-4 条件不利地域における訪問介護事業所への介護報酬上の配慮について（新規）

厚生労働省老健局

---

### 【提案・要望の内容】

中山間地域等の条件不利地域における訪問介護サービスを維持するため、特別地域加算にかかる対象地域拡大などの加算取得要件の緩和等、介護報酬上の配慮を行うこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の訪問介護事業所数は年々減少しており、特に今般の介護報酬改定以降、3市町（秋田市、潟上市、美郷町）において社会福祉協議会が運営する訪問介護事業所が収支の悪化等を理由に廃止に至るなど、地域で暮らす高齢者の生活に大きな影響が生じかねない事態となっています。
- (2) 訪問介護を含む県内の訪問系介護サービス事業所へのアンケート調査では、「介護報酬改定前と比べて経営状況が悪化している」と回答した事業所が過半数を超えたほか、今後の経営見通しについて、「経営を継続するのは厳しい状況」や「廃止する可能性がある」等と回答した事業所が2割以上を占めるに至っています。
- (3) 今般の介護報酬改定では、有料老人ホーム等に併設されている訪問介護事業所と移動時間が必要な訪問介護事業所の基本報酬が同列に扱われ、一律で減額されたことから、移動距離が長く降雪量が多い当県のような地域では、基本報酬の減額の影響が特に大きくなっていると考えられます。
- (4) こうした条件不利地域の経費のかかり増しを是正するための制度として、特別地域加算、小規模事業所加算及び特定事業所加算Ⅴが設けられていますが、要件が厳しく、一定数の事業所が取得できない状況にあります。  
なお、小規模事業所加算につきましては、今般、要件が緩和されたことから、加算を取得できる事業所が増える見通しとなっています。

【参考資料】

当県の訪問介護事業所数の推移（各年度4月1日時点） （単位：事業所）

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
事業所数	267	264	262	264	255	252	248	247
増減	-3	-3	-2	2	-9	-3	-4	-1

訪問系介護サービス事業所に対するアンケート調査結果（県実施（令和6年10月））

介護報酬改定後の経営状況	
改善傾向にある	8 (3.6%)
特に変わらない	85 (37.8%)
悪化傾向にある	117 (52.0%)
その他	15 (6.7%)
合計	225

今後の経営見通し	
今後も問題なく経営を継続できる見込み	28 (12.4%)
課題はあるが経営を継続できる見込み	130 (57.8%)
経営を継続するのは厳しい状況	42 (18.7%)
事業を廃止する可能性がある	7 (3.1%)
経営戦略上の統廃合を行う見込み	2 (0.9%)
わからない	16 (7.1%)
合計	225

当県の訪問系介護事業所の訪問1件に要する移動時間		
	春～秋 (平均17分)	冬 (平均27分)
0～5分	38	33
6～10分	32	6
11～15分	63	22
16～20分	37	31
21～25分	8	20
26～30分	35	53
31～35分	1	4
36～40分	2	18
41～45分	2	16
46～50分	1	6
51～55分	0	0
56～60分	2	9
61分以上	2	5
未回答	2	2
合計	225	225

当県の訪問介護事業所の中山間地域等の加算の取得状況 （令和7年3月時点）

事業所数	加算取得	特別地域加算	小規模事業所加算	特定事業所加算V
248	59 (23.8%)	21 (8.5%)	11 (4.4%)	27 (10.9%)

（県担当課室名 健康福祉部長寿社会課）



XI 新たな時代を拓く教育・人づくり

---

## XI-1 幼児教育・保育の提供体制の強化と質の向上について（拡充）

こども家庭庁  
文部科学省初等中等教育局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、保育士等の配置基準の更なる見直しを早期に実現するとともに、継続的に処遇改善を図るなど、国の責任において人材確保等における実効性のある施策や財政措置を講じること。
- (2) 人口減少地域における幼児教育・保育施設において、将来にわたり運営継続が可能となるよう、20人未満の利用定員区分を新たに設定するほか、職員配置・運営にかかる加算を充実させるなど、人口減少地域の実情に応じた公定価格の制度改正を行うとともに、地域の子育て支援の中核的役割や場を担えるよう多機能化を図るための財政措置を講じること。  
また、昨年度の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に伴う冷暖房費支援の縮小について、寒冷地にある保育施設及び児童養護施設等の負担は大きいことから、地域の実態に即した支援となるよう制度を見直すこと。
- (3) 幼保小連携を積極的に進めるため、就学前教育・保育施設と小学校の教職員間の相互理解推進の役割を担う幼児教育アドバイザーの配置などに向けた財政措置を拡充すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 幼児期の教育・保育の質を向上させ、子どもの死傷事故や不適切な保育を防止するためには、保育士等の負担を軽減し、子どもたちにしっかりと気を配ることができる環境整備が重要です。  
また、公定価格における職員配置基準は、3歳児及び4・5歳児の基準は見直されたものの、0歳児をはじめ、依然として保育の実情に合わないものとなっており、低い賃金水準や多忙化の要因ともなっています。  
保育士等の処遇改善については、国では、累次にわたって取り組んでい

るものの、他業種と比較して賃金水準が低いことなどにより離職者も多く、保育士等の不足が課題となっています。

- (2) 幼児教育・保育施設及び児童養護施設等は、子育て支援の拠点としての役割が期待されているほか、その安定的な運営は、地域の子育て世代にいつでも子どもを預けられる安心感を与え、将来にわたり地域の魅力が維持されることにもつながります。

現在の公定価格は、利用定員区分が20人以上として設定されているため、利用児童の減少等により、保育施設の安定的な運営の継続に不安が見られていることから、より小規模な定員区分（20人未満）が設定可能となる制度改正が必要であるほか、保育現場の現状を踏まえ、職員配置基準を超える保育士の配置や、子育て家庭への支援や多様な保育ニーズに対応した保育施設の多機能化が図られるよう、制度面・財政面での支援が必要です。

また、幼児教育・保育施設及び児童養護施設等の冷暖房費については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律で定める級地区分に準拠して加算されていますが、同法の改正により冷暖房費の支給地域が大きく縮小されたことから、対象外となった地域の施設運営の悪化が懸念されます。

- (3) 当県では、幼児教育推進体制の充実強化に向け、県及び市町村に幼児教育アドバイザーを配置していますが、就学前教育・保育施設と小学校の教職員間の相互理解を進め、幼保小連携を加速させるためには、幼児教育アドバイザーの更なる配置が求められることから、財政支援の拡充が必要です。

また、就学前の子どもの数が少ない市町村においても幼保小連携を進めるためには、研修の開催や専門家の招聘などに対する財政支援が必要です。

(担当課室名 教育庁幼保推進課  
健康福祉部地域・家庭福祉課)

---

## XI-2 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 小学校における教科担任制の強化に向けて、専科教員による指導の充実を図るとともに、学校の働き方改革を一層推し進めるために、更なる加配の拡充と運用条件の改善を図ること。
- (2) 急増する不登校児童生徒等への対応をはじめ、学校が抱える課題に対する組織的な取組の充実を図るための加配を拡充することと併せて、児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するための支援スタッフの配置にかかる財政措置の拡充を図ること。
- (3) 当県の最重要課題となっている人口減少の加速と共に学校統廃合が進むことが想定されることから、児童生徒の教育環境の変化への対応や小規模校における教育環境の充実を図るための加配を拡充すること。
- (4) 特別な支援を要する児童生徒が年々増加していることから、よりきめ細かな対応が可能となるよう、特別支援学級及び通級指導にかかる算定基準を見直すこと。
- (5) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ることと併せて、多様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。
- (6) ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、働き方改革を実現し、新時代の学びを支える教育環境を充実させるために(1)から(5)までの内容に対応した教職員定数改善計画を早急に策定すること。

## 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 専門性を生かした指導の充実と学校における働き方改革への支援とし、指導方法工夫改善加配として小学校専科指導のための定数が措置されていますが、専科指導教員の配置を望む市町村は多いものの、当県は小規模の学校が多いことから、一部の教科において国が示す配置要件を満たすことが困難な状況が続いています。

全ての学校が専門性を生かした指導体制の強化・充実と働き方改革を推進して教員の負担軽減を図るために、更なる加配の拡充と運用条件の改善が必要です。

- (2) 近年、不登校等の生徒指導上の対応など、学校が抱える課題の解決のためには、学級を越えて、学校全体での組織的・協働的な取組が不可欠となっており、教師や様々な職員が効果的に連携し学校の組織的な教育力を高めるため、学校内外を繋ぐ人材の配置が必要です。

加えて、不登校児童生徒が急増する中、校内教育支援センター等できめ細かな支援を行い、学校生活への適応を支援するための支援スタッフの配置にかかる財政支援の更なる拡充も必要です。

- (3) 少子化に伴い児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模化が進んでいる中、児童生徒が教育環境の変化に適切に対応できるよう、支援体制の充実が必要です。

こうした児童生徒の個別の課題や教育環境の変化に対応するとともに、学級数にかかわらず、個々の学校課題に対応していく体制を構築するためにも、基礎定数以外の教員の加配が必要です。

- (4) 現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の算定基準では、特別支援学級は、1学級8人までとなっていますが、この基準では、通常の学級の児童生徒よりも、よりきめ細かな支援を要する特別支援学級の児童生徒に対して十分な対応ができない状況です。十分な教育環境を整え、児童生徒及び保護者が安心して教育を受けられるようにするとともに、特別支援学級を担当する教員の負担を軽減するため、算定基準の改善が必要です。

また、通級指導にかかる定数の算定基準は13人に1人となっていますが、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加し、それに伴い通級指導教室の需要が高まっており、市町村からの要望に十分に対応できていない状況です。通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対するきめ細かな指導を充実させるため、通級指導にかかる算定基準

の改善も必要です。

- (5) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化、困難化しており、それぞれの課題に対応していくためには、専門的役割を担う教職員の拡充が必要です。

養護教諭については、保健室利用者の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化、多様化する問題の解決などに対応することが求められており、学校規模の違いによる教職員の負担の格差を是正するため、複数配置の算定基準を引き下げる必要があります。

栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村から職員の配置を求められていることから、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進む中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引き下げと併せて、外部人材を積極的に活用するためのコーディネート役等を担う専門スタッフの配置の拡充も必要です。

- (6) 当県の地方創生、地域の活性化を担う人材を育成していくためには、志の高い教員を計画的に採用し、その資質を高めていく必要があります。

しかしながら、加配定数が毎年度の予算編成において決定されていく近年の状況においては、地方において、中・長期的な見通しを持った採用計画・育成計画を立てていくことは困難となっています。

また、教員としての採用の見通しを持ちにくい状況では、有望な若者がふるさとへの貢献意欲を持ちながらも、教員への志望を敬遠することにもつながりかねません。

加えて、人口減少が大きな課題となっている当県にとっては、働き方改革を実現し、教員を志望する若者を増加させることが喫緊の課題です。

教員を志望する若者に将来の見通しを持たせ、志の高い教員を計画的に採用、育成していくことができるよう、新たな「公立義務教育諸学校定数改善計画」を早急に策定し、中・長期的な計画を示すことが必要です。

(担当課室名 教育庁義務教育課)

## XI-3 生徒用1人1台端末の導入支援について

デジタル庁  
文部科学省初等中等教育局

### 【提案・要望の内容】

GIGAスクール構想に基づき整備した高等学校及び特別支援学校高等部の生徒用1人1台端末の更新に当たり、都道府県の調達経費だけでなく、端末の個人購入に対する助成費を対象経費に含むなど、多様な整備手法に対応する財政措置を講じること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

新型コロナウイルス感染症への対応として整備した生徒用1人1台端末の更新について、小中学校等は国の財政措置により、基金を造成し、今後5年程度をかけて計画的に更新することとなりましたが、高等学校等については対象外となっています。

このため、当県では、現在使用中の端末のサポート期間が終了する令和9年度よりBYODを導入し、各家庭に端末の購入費用を負担いただくことを検討していますが、低所得世帯に対しては、端末購入経費の一部助成による負担軽減策を講じる必要があるほか、BYOD端末の故障に備え、短期間貸与可能な端末を学校に整備するなど、多額の経費が見込まれます。

〔 BYOD (Bring Your Own Device)  
・・・生徒が所有する端末を学校の教育活動において利用すること 〕

### 【参考資料】

端末導入状況 (令和2年度導入)

学校種別	導入台数	導入経費
高等学校	19,822台	9億5,066万3千円
県立中学校	590台	2,355万9千円
特別支援学校	1,028台	3,875万7千円
計	21,440台	10億1,297万9千円

(担当課室名 教育庁高校教育課、特別支援教育課)

---

## XI-4 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動 移行に向けた環境の一体的な整備への支援について

文化庁  
スポーツ庁

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 次期改革期間においても、地方公共団体が地域の実情に応じた体制整備を推進できるよう、地域連携・地域展開にかかる財源措置を含めた国の適切な支援を継続すること。  
また、経済的に困窮する世帯の生徒の支援については、地方公共団体間での格差が生じないように、公的負担部分に対する国の継続的な財源措置や新たな支援措置を講じること。
- (2) 部活動指導員を高等学校も含め希望する全ての公立学校に配置できるよう、国における予算総額の増額を図り、地方の負担割合を軽減するなど、教員の働き方改革の推進に向けた環境整備に必要な財政措置を次期改革期間後も見据えて拡充すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和6年度、6市1町において部活動の地域展開に向けた実証事業に取り組んだところです。  
実証事業の取組から様々な課題が見出されるとともに、モデル地域の取組を参考に、地方公共団体単独での取組が進められるなど、地域展開に向けた動きが徐々に広がりつつあります。  
しかしながら、指導者の確保や関係者間の合意形成が難しいため取組が滞っている地方公共団体やまだ様子見している地方公共団体もあり、地域間の取組差や進捗差が広がることが懸念されます。  
全国の中でもっとも少子化が深刻な当県では、従来の学校部活動の維持が困難になりつつあり、こうした面からも地域連携・地域展開を着実に進めていく必要があります。  
当県では、改革推進期間の最終年度の目標として「各市町村における一つ以上の地域クラブの立ち上げ」を設定し、市町村の具体的な動きを促進するとともに、地域間の取組差をできる限り埋めていくことにしていま

す。そのため、各地方公共団体の事情に応じた持続可能な形を探りながら取組を進めていけるよう、次期改革期間における国の継続した財政支援が必要となります。

また、地域クラブ活動にかかる経費等の負担が増えることで、生徒が希望する活動に参加できない体験差が生じることが懸念されるため、受益者負担と公的負担のバランスに配慮した支援の在り方を検討する必要があります。

特に、生活困窮世帯の生徒への支援は必要であり、地方公共団体の財政状況等により支援の差が生じないよう、公的負担にかかる国からの十分な財政措置が必要です。

- (2) 当県の調査では、県内中学校教員の多忙化を感じる要因の第1位が部活動指導となっています。

平日はもとより、週休日の大会引率等による時間外勤務が増えているほか、競技経験のない部活動を担当することにより、専門的な指導ができないなどの不安を抱えている教員も多い状況であり、高等学校教員でも同様の傾向にあります。

当県では、令和6年度、16市町村2県立中学校に計103名（運動部89名、文化部14名）の部活動指導員を配置していましたが、この事業成果を他市町村や県立中学校、さらには高等学校に周知することにより、本事業の活用希望が一層増加するとともに、教員の働き方改革の推進や部活動の質的な向上が期待されます。

部活動指導員の財源については、次期改革期間内は国の支援が見込まれるものの、教員の働き方改革をより推進するためには、本事業にかかる国の予算総額の増額を継続するとともに、地方の負担割合を軽減するなど、次期改革期間後も見据えた財政支援の更なる拡充が必要です。

(担当課室名 教育庁保健体育課、義務教育課)

---

## XI-5 私立学校施設災害復旧事業における専修学校及び各種学校への支援について

文部科学省大臣官房

---

### 【提案・要望の内容】

私立専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）の安定的な運営と質の高い教育の維持を図るため、大規模災害の発生時に国が激甚災害に指定し実施する私立学校施設災害復旧事業において専修学校等を補助対象に追加すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 現在、国が実施している私立学校施設災害復旧事業の対象は、学校教育法第1条に規定する学校（以下「一条校」という。）であり、専修学校等は補助の対象外となっています。
- (2) 専修学校等の災害復旧事業については、個別の災害事案に応じて国の補助制度が設けられる場合がありますが、被災時に補助の有無が不透明であることから、被災した専修学校等が積極的な原状復旧を差し控える可能性があります。
- (3) 当県では、令和5年7月の大雨により、県内の一部の専修学校等が床上浸水の被害を受けたほか、令和6年7月にも激甚災害に指定されるほどの大雨被害があるなど、近年は自然災害が続いている状況にあります。現行制度下において、仮に専修学校等が被災した場合は補助制度が設けられるまでに相当の時間を要し、過去の経緯からすれば、激甚災害の指定により直ちに補助が適用される一条校と比較して、少なからずタイムラグが生じることが想定されます。
- (4) 災害が起こった際の当県の対応として、専修学校等の被害状況の把握に努めるとともに、被害を受けた学校に対する融資制度や学生に対する支援制度について情報提供を行っていますが、専修学校等における迅速な復旧を促進し、質の高い教育を維持するためにも、私立学校施設災害復旧事業において専修学校等を補助対象に追加することが必要です。

（担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課高等教育支援室）

## XII 強靱な県土の実現と防災力強化

---

## XII-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、総合政策局、都市局、水管理・国土保全局、  
道路局、住宅局、港湾局、航空局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 地方創生を支える社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理・更新等を計画的に推進するとともに、地域経済の下支えや、災害対応・除排雪作業等の担い手として地域社会を支える建設産業の活性化を図るため、当初予算において公共事業関係費を拡大し、持続的に確保すること。
- (2) 「国土強靱化実施中期計画案」で示された事業を計画通りに実施し、防災・減災、国土強靱化とインフラ老朽化対策、生産性向上等を切れ目なく、計画的・継続的に事業を推進していくため、資材価格の高騰等を勘案し、現行の5か年加速化対策を大きく上回る事業規模について定め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。  
特に、八潮市で発生した道路陥没のような事故を再び起こさぬよう、老朽化が進行するインフラ施設の改築更新を加速化させるとともに、迅速かつ着実に対策できるよう十分な予算の確保及び制度の拡充等を図ること。  
また、社会インフラ及び住宅・建築物の耐震化について、能登半島地震における甚大な被害を教訓とし更に加速化させる必要があることから、財政的支援を強化すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 豊かで活力ある地方づくりと分散型国づくりを推進させていくためには、地方創生回廊の構築は必要不可欠であり、社会資本の計画的な整備が必要です。国の公共事業関係費は、当初予算比でピーク時の6割程度となっており、今後はより一層安定的な必要額の確保が重要です。
- (2) 当県においては、令和4年8月、令和5年7月、昨年7月と3年連続で大雨災害に見舞われており、防災・減災対策の更なる推進が急務となっているため、頻発化・激甚化する自然災害に対し、国土強靱化実施中期計画に基づく抜本的な対策が必要です。

# 秋田の創生と災害に強い県土づくりを支える社会資本整備



岸壁(-10m)耐震化

岸壁(-12m)整備

地域の拠点形成や洋上風力発電の推進に向けた港湾の機能強化

(船川港)



環日本海交流拠点の整備

(秋田港)



県内産業や地域の救急医療を支える幹線道路の整備

(東北中央自動車道

横堀道路((仮)役内川橋)R6.11撮影)



- 凡例
- 供用済 (4車線) ○ I C
  - 供用済 (暫定2車線) ⊙ SIC
  - 事業中 ● JCT



R 7 部分開通予定  
(仮)小繋IC～(仮)今泉IC

至(仮)今泉IC

日本海沿岸東北自動車道の整備により  
県北部の企業進出・設備投資が増加

(日本海沿岸東北自動車道  
二ツ井今泉道路((仮)小繋IC付近) R6.12撮影)



浸水被害が発生した河川の改修

(太平洋：R7.4撮影)



令和5年7月豪雨により浸水被害発生  
(秋田市広面)

## 令和6年7月大雨災害



複数箇所破堤した石沢川  
(由利本荘市雪車町)



破堤した五反沢川  
(上小阿仁村五反沢)



国道107号の土砂崩落  
(由利本荘市東由利)

## 国土強靱化に関する実績と今後の目標(KPI)

新秋田元気創造プラン (2022～2025年度) より

河川整備率	R4	R5	R6	R7
目標	46.6	46.7	46.8	46.9
実績	46.7	46.8	46.9	

橋梁耐震化率	R4	R5	R6	R7
目標	85.1	86.1	87.1	88.1
実績	84.8	85.9	87.3	

(担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

## XII-2 災害に強く安全・安心な道路空間の整備について

財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、道路局

### 【提案・要望の内容】

- (1) 橋梁やトンネルなど道路施設の老朽化対策について、計画的・集中的な財政支援を行い、予防保全への移行を促進すること。  
特に、積雪寒冷地域において顕著な舗装の損傷・劣化へ対応するため、舗装修繕を道路メンテナンス補助制度の対象にするとともに、気候変動による凍上被害に対し、国の支援を行うこと。
- (2) 交通事故発生箇所や、通学路における危険箇所等への集中的な安全対策を推進するため、歩道の整備等のハード対策に必要な予算を確保すること。
- (3) 冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、除排雪及び除雪機械の更新に必要な予算への更なる支援を行うこと。  
また、近年発生している短期間集中的な降雪に対応するため、防雪柵や融雪施設など雪寒施設の老朽化対策について、国土強靱化実施中期計画の対象とするほか、堆雪場の整備に対する支援制度を創設すること。
- (4) 除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても最低限必要となるオペレーターの待機費用や機械経費等に対する支援制度を創設した上で、必要な予算を確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理を実現するためには、定期点検等により確認された修繕が必要な橋梁、トンネル等の道路施設への老朽化対策を加速化するとともに、積雪寒冷地域において特有な凍結融解などによる舗装損傷箇所の修繕や対策が必要となっています。
- (2) 学校・教育委員会、警察、道路管理者等が連携して行っている通学路の合同点検を踏まえ、危険箇所の安全確保については、ソフト対策の強化に加え、歩道や防護柵の設置等の恒久的なハード対策が必要です。
- (3) 暴風雪や大雪時に発生するリスクに対応するためには、防雪柵、雪崩予防柵及び融雪施設など、雪寒施設の老朽化対策を行う必要があります。  
また、大雪時には、交通の確保や住民の暮らしを守るため、頻繁な除排雪を行うことになり、排雪時に使用する堆雪場の確保が必要となっています。
- (4) 近年は、短期間集中的な降雪に加え、労務費や資材価格の上昇などにより除雪費が増加しており、財政を圧迫しているほか、少雪となった令和5年度は、適正な道路除雪体制を維持していくため、除雪機械の管理費など、一定の固定経費に対して単独費による保証を行っており、国による支援制度の創設と予算の確保が必要です。

# 災害に強く安全・安心な道路空間の整備について

## 1 予防保全型インフラメンテナンスへの早期移行・舗装損傷への対応



支承劣化

▲小安橋  
(国道398号 湯沢市)



壁面剥離

▲大館能代空港地下道  
(鷹巣川井堂川線 北秋田市)



鋼部材劣化

▲北の沢3号スノーシェッド  
(国道107号 横手市)

## 2 通学路等の安全対策



▲新町地区  
(新崎十文字線 横手市)



▲新町地区  
(大曲大森羽後線 湯沢市)



降雨・融雪に伴う舗装損傷(全面に渡る損傷)

▲八幡平地区  
(国道341号 鹿角市)



▲上到米地区  
(国道398号 羽後町)

## 3 雪寒施設の老朽化対策、堆雪場の整備



▲防雪柵の老朽化  
(国道101号 八峰町)



▲融雪施設の老朽化  
(秋田停車場線 秋田市)



▲雪崩予防柵の老朽化  
(比内森吉線 北秋田市)



▲堆雪場整備の必要性  
(横手市)

## 4 少雪時の固定経費支援

○令和5年度の少雪時は、除雪費が5か年平均に比べ**15億円以上も減少**

○道路除雪業者の安定した経営維持や担い手確保のため、少雪時における人件費や固定経費に対する支援が必要



### ■県管理橋梁の修繕着手率(%)の実績と今後の目標(KPI)

	R4	R5	R6	R7
目標	60	70	80	100
実績	67	85	93	

新秋田元気創造プラン(2022~2025年度)より  
※R2時点で損傷区分がⅢ判定の橋梁

(担当課室名 建設部道路課)

---

## XII-3 県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について

### ①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

---

#### 【提案・要望の内容】

気候変動の影響により増大する水災害リスクを低減し、県民の生命・財産を守るため、支川の背水対策を含めた直轄河川事業及び直轄砂防事業の更なる促進を図ること。

- (1) 「雄物川」、「米代川」、「子吉川」の直轄管理河川における治水事業の促進に必要な予算の更なる拡大を図ること。  
また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しを加速化させること。
- (2) 直轄ダム事業について、「成瀬ダム」及び「鳥海ダム」の整備促進を図るとともに、コストの縮減に努めること。
- (3) 雄物川中流部における治水対策に伴い水位上昇の影響を受ける「平尾鳥川」の治水対策について、早期に工事着手すること。
- (4) 「八幡平山系」にかかる直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 激甚化・頻発化する水災害に備えるため、直轄河川の改修など流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策を計画的かつ集中的に進めていく必要があります。
- (2) 両ダムが建設される地域では、洪水被害を未然に防止するとともに、水源の安定確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。  
ダムの基本計画について、鳥海ダムが令和5年8月に、成瀬ダムが昨年8月にそれぞれ変更され、全体事業費が増額となっています。
- (3) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防を整備することで、合流部の水位が上昇し、浸水被害のリスク増大等が想定されることから、沿川住民の安全・安心確保のため、早急な治水対策が必要です。
- (4) 秋田駒ヶ岳を中心とする火山地域において荒廃地からの土砂流出による土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤によるハード対策の促進が必要です。

# 国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

流域治水協議会により策定した流域治水プロジェクト内容(国事業:河川・ダム・砂防関係)

## 【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】

- ・米代川水系:河道掘削(能代市:能代地区)
- ・雄物川水系:築堤(秋田市:新波地区)、河道掘削(大仙市:大仙地区)、山田堰改築(湯沢市:下関地区)  
河川防災ステーション(秋田市:秋田地区)等
- ・子吉川水系:河道掘削(由利本荘市:石脇地区)等
- ・八幡平山系:砂防堰堤整備(仙北市)
- ・成瀬ダム(東成瀬村)・鳥海ダム(由利本荘市):ダム建設

## 令和7年度 国による主要事業箇所図



(担当課室名 建設部河川砂防課)

## XII-3 県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について

### ②河川改修事業、土砂災害対策及び老朽化対策等の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局  
総務省自治財政局

#### 【提案・要望の内容】

気候変動の影響により増大する水災害リスクを低減し、県民の生命・財産を守るため、流域治水対策や老朽化対策等について、更なる支援を図ること。

- (1) 浸水被害が発生した流域において、河川整備に加え流域全体のあらゆる関係者が協働で実施する取組に十分な支援を行うこと。
  - ① 河川激甚災害対策特別緊急事業「太平川」の予算を十分に確保すること。
  - ② 「三種川」、「新城川」、「内川川」等の河川改修にかかる補助率の嵩上げや更なる予算の拡大を図ること。
  - ③ 内水氾濫も踏まえた雨水貯留機能の拡大や土地のリスク情報の充実など、流域治水の取組に対し財政的・技術的な支援を行うこと。
- (2) 令和7年度までの時限措置となっている「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間延長を図ること。
- (3) 土砂災害防止施設の整備を推進するための予算を十分に確保するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査にかかる補助率の嵩上げを図ること。
- (4) 公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率になるよう見直しを行うとともに、災害復旧事業に関する調査・設計費等の国庫補助対象要件について、拡充を図ること。
- (5) 長寿命化計画に基づく河川やダム、海岸、砂防関係施設等の老朽化対策に必要な予算を十分に確保すること。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 激甚化・頻発化する水災害に備えるため、国・県・関係市町村が協働で流域治水対策に集中的に取り組んでおり、「太平川」などの県管理河川の改修をはじめとしたこれらの対策を加速化させる必要があります。
- (2) 地方単独で行う護岸整備などは、防災・減災対策として継続的に実施する必要があり、交付税措置率の高い同事業債の事業期間延長が必要です。
- (3) 土砂災害対策にかかるハード対策や、最新の高精度な地形情報に基づく警戒区域指定などのソフト対策に要する財源確保が課題になっています。
- (4) 災害復旧事業では、過年の地方債充当率が現年より10%低く、調査・設計費の多くが補助対象外であるため、より一層の財政支援が必要です。
- (5) 老朽化対策の必要な箇所が、砂防関係施設で4分の1を超えるなど相当数あることから、計画的な実施のための財源確保が課題です。

# 河川改修事業、土砂災害対策及び老朽化対策等の推進

## 流域治水協議会により策定した 流域治水プロジェクト概要(県事業:河川・砂防関係)

### 【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためのハード対策】

- ・米代川水系:下内川河川改修、米内沢砂防堰堤 等
- ・雄物川水系:太平川河川改修、寺沢・芽沢砂防堰堤 等
- ・子吉川水系:芋川河川改修、東鮎川沢砂防堰堤 等
- ・馬場目川水系:三種川河川改修、内川川河川改修 等

### 【被害の軽減、早期復旧復興のためのソフト対策】

- ・水害リスク空白域解消のための浸水想定区域図の作成
- ・避難行動の目安となる水位計・カメラの設置運用・更新
- 危機管理型水位計設置済み数 188基
- 簡易型河川監視カメラ設置済み数 69基

## 長寿命化計画に基づく老朽化対策

河川管理施設(樋門・樋管)の補修等	1,028基
ダム設備の更新等	14基
海岸保全施設(護岸)の補修等	42,309m
砂防関係施設(砂防えん堤ほか)の補修等	4,778施設

## 令和7年度 秋田県による主要事業箇所及び補助ダム位置図



河川改修事業 ①三種川(三種町)



河川改修事業 ②太平川(秋田市)



河川改修事業 ③芋川(由利本荘市)

### 凡例

- 主要河川改修事業箇所
- 主要砂防事業箇所
- 主要事業箇所にかかる  
県管理河川
- ▤ 1級水系補助ダム(14基)
- ▥ 2級水系ダム(1基)

## 県管理河川の整備率に関する実績と今後の目標(KPI)

	R4	R5	R6	R7
目標	46.6	46.7	46.8	46.9
実績	46.7	46.8	46.9	

新秋田元気創造プラン(2022~2025年度)より

(担当課室名 建設部河川砂防課)

---

## XII-4 持続可能な下水道事業への支援について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局  
環境省大臣官房

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 県民生活や事業活動を支える基幹的なインフラ施設として、機能を適切に維持するとともに、災害発生時にも機能不全に陥らないよう、下水道施設の点検、老朽化対策及び耐震化に必要な予算を確保すること。
- (2) 局地的な豪雨や都市化の進展に伴う内水氾濫被害の防止・軽減に向け、ハード・ソフト対策の迅速かつ効果的な推進に必要な予算を確保すること。
- (3) 流域下水道の資源と資産を活用し、地域の脱炭素化と事業運営の効率化を目指す「秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業」の推進に必要な予算を確保し、支援すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県において、下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没は増加傾向にあり、年間70件以上発生しているほか、主要な管きよの耐震化率も約6割にとどまるなど、対策の加速化が必要です。  
一方で、人口減少に伴う使用料収入の減収等により各地方公共団体の下水道事業の経営は厳しさを増しており、財源の確保が課題となっています。
- (2) 令和5年7月の大雨で大規模な内水氾濫が発生した秋田市では、秋田駅西地区等において集中的に浸水対策に取り組むこととしており、安全・安心な暮らしを切望する地域の声に応えるため、財政的な支援が必要です。
- (3) 脱炭素先行地域計画に基づく当事業は、周辺公共施設群も含めてエネルギー自立化と脱炭素化を目指すものであり、早期の効果発現に向けては、再生可能エネルギー発電施設の整備にかかる財政支援が必要です。  
また、下水道特有の資源である消化ガスを最大限利用し、経営改善につなげるため、汚泥処理設備の機能増強も併せて実施する必要があります。

# 持続可能な下水道事業に向けた取組

## 老朽化対策と災害時の機能確保に向けた耐震化の推進

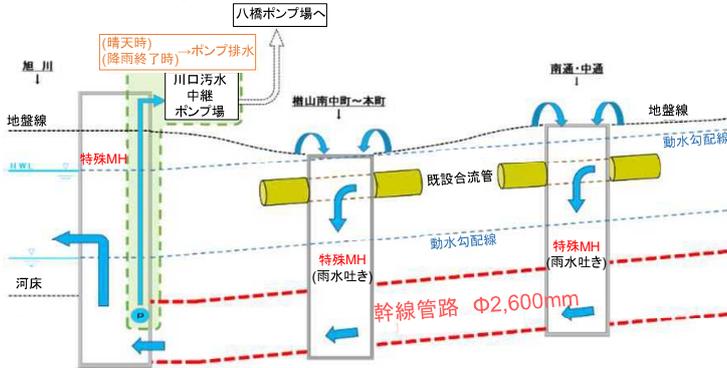


鉄筋が腐食したマンホール内部



耐震性能を有する2条目管の整備

## 内水氾濫被害の防止・軽減に向けたハード・ソフト対策



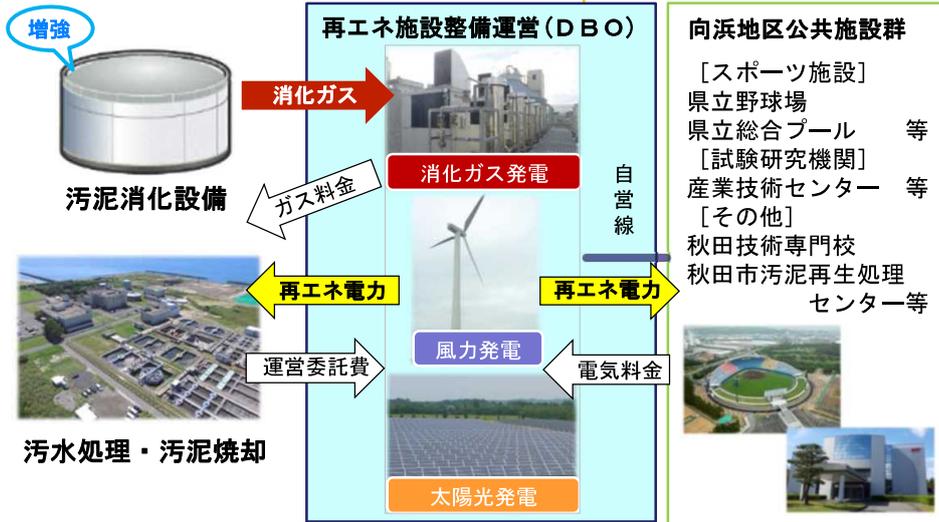
貯留機能を備えた雨水幹線管路の整備イメージ



秋田駅西地区 雨水幹線整備 位置図

## 脱炭素化と事業運営効率化に向けた拠点整備

### 県流域下水道 秋田臨海処理センター



#### [下水道事業における効果]

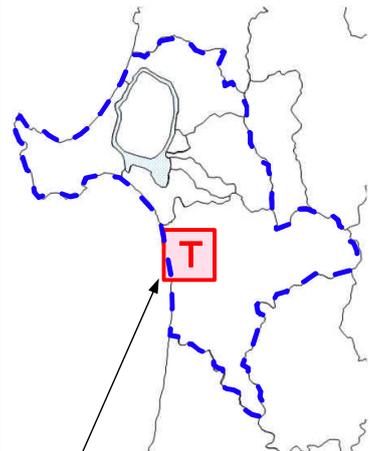
- ✓ 消化ガス販売による収入
- ✓ 電気コスト縮減
- ✓ CO<sub>2</sub>排出ゼロ
- ✓ 電力レジリエンス向上

#### [地域経済への効果]

- ✓ 雇用創出
- ✓ エネルギー地産地消による地域経済循環

#### [県有施設における効果]

- ✓ 電気コスト縮減
- ✓ CO<sub>2</sub>排出ゼロ



秋田臨海処理センター

- ・ 昭和57年4月供用開始
- ・ 3市4町1村の汚水を処理

(担当課室名 建設部下水道マネジメント推進課)

---

## XII-5 山地災害防止対策と森林病虫害等防除対策の推進について

林野庁

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 地球温暖化に伴い、近年多発している大雨による山地災害への復旧・予防対策及び、治山施設の長寿命化・補修に必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 松くい虫被害の拡大を防止するため、補正予算を含め、森林病虫害被害対策に必要な予算を十分に確保すること。  
また、国庫債務負担行為を設定するなど、十分な事業期間を確保できるよう対策を講じること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和4年から3年続けて激甚指定となる大雨による山地災害が発生しており、被災箇所の復旧対策に多くの費用を要しています。  
一方、計画的な予防対策が必要な山地災害危険地区での施設整備が十分に実施できていない状況となっています。
- (2) また、インフラ長寿命化計画において、補修が必要な治山ダムや機能低下した地すべり防止施設が440基あることから、更なる予算の確保が必要です。
- (3) 近年、夏季の高温少雨により、松くい虫被害が増加傾向にあることから、引き続き、十分な予算の確保が必要です。
- (4) また、春の伐倒駆除については、マツノマダラカミキリの脱出前までに終える必要がありますが、温暖化に伴い脱出日が早まっていることや、被害量の増加により、被害木処理に要する日数が長期化していることから、早期に着手する仕組みが必要です。

【参考資料】

1 大雨により発生した山地災害及び老朽化した施設の状況

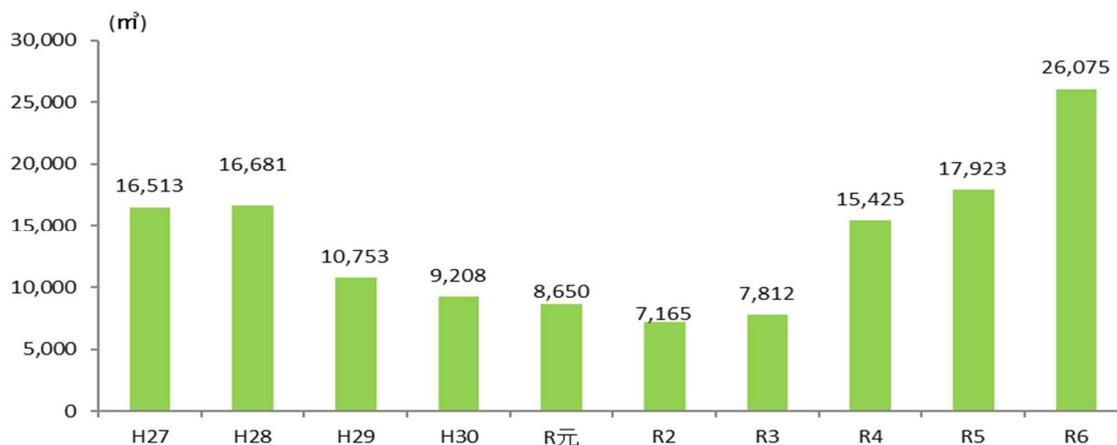


R6.7 大雨災害発生地(にかほ市)

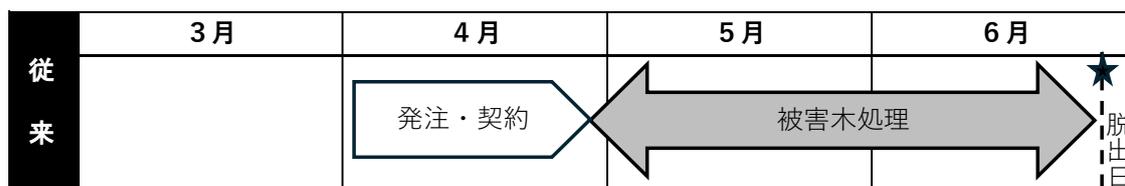


部材が腐食した鋼製ダム(男鹿市)

2 松くい虫被害量の推移



3 伐倒駆除（春）のスケジュール



債務負担行為により手続き可能

(担当課室名 農林水産部森林環境保全課)

---

## XII-6 大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策と被災者支援の充実について

内閣府政策統括官（防災担当）  
総務省自治財政局  
消防庁

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 大規模災害発生時に、道路の寸断やライフラインの断絶によって起こり得る、集落の孤立化等に伴う課題に対応するための備えとして、ヘリポートなど応急対策のための設備や備蓄物資の分散配置に必要な施設の整備に加え、スフィア基準等を踏まえた避難者の生活環境の改善に要する経費への財政支援の充実を図ること。
- (2) 災害救助法に基づく救助を効果的に行うため、住宅の応急修理にかかる期間や資金使途などの制約の撤廃等、地方公共団体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助の範囲を含めて見直しを行うこと。
- (3) 被災者生活再建支援制度について、居住地域にかかわらず、被災者が支援を受けられるよう、適用基準の見直しを図ること。  
また、大雪にかかる災害弔慰金については、災害救助法を適用した都道府県が1であっても支給を受けられるよう、支給基準の見直しを図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、能登半島地震を教訓に、地理的・気象的条件が似ている男鹿半島地域等において同様の地震が発生した場合に備え、令和6年度に、学識経験者や輸送・福祉・ライフライン分野などの関係機関、行政等で構成する検討委員会を立ち上げ、大規模地震発生時の課題と方針をとりまとめたところです。  
この方針や、令和6年12月に国が改定した避難生活における指針等に基づき、孤立集落対策や避難者の良好な生活環境を確保するため、通信・輸送手段等の確保や、避難所等の設備・備蓄品（トイレ、キッチン、ベッド等）の整備を県と市町村が連携しながら早急に進めていく必要があります。

す。

こうした施設・設備の整備には、緊急防災・減災事業債のほか、国の令和6年度補正予算により創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を活用しているところであり、地方公共団体の財政事情が厳しい中で、必要な設備等を着実に整備していくためには、令和7年度が期限となっている緊急防災・減災事業債の時限措置にかかる期限延長や、交付金の対象事業としての恒常化、補助率の嵩上げなど、財政支援の更なる充実が必要です。

- (2) 当県での災害救助法適用時には、住宅の応急修理の完了期間の延長や、当該修理の対象範囲の拡大等を求める声があったことから、被災者の生活再建に寄り添った対応ができるよう、同法の柔軟な運用を行う必要があります。
- (3) 被災者生活再建支援制度において、一部の市町村が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、当該制度にかかる法に基づく救済が平等に行われるよう、全ての被災市町村を支援の対象とする必要があります。

また、災害弔慰金は、「災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害」などを支給基準としていることから、仮に当該都道府県が1であった場合は、他の都道府県は支給の対象外となります。そのため、雪の事故で亡くなった方に対して、ある年は災害弔慰金が支給される一方で、ある年は支給されないといった不公平が生じています。

(担当課室名 総務部総合防災課)



### XIII 安全・安心な生活環境の確保

---

## XIII-1 空き家対策への支援について

総務省自治財政局  
国土交通省住宅局

---

### 【提案・要望の内容】

人口減少や少子高齢化が進行する中、空き家の増加への対応が喫緊の課題となっていることから、都道府県が取り組む空き家対策に対し、財政措置を講じること。

また、空き家の適切な管理や住宅を空き家にしないとの意識の醸成が重要であることから、空き家所有者等への普及啓発を一層推進すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 過疎化が急激に進む当県において年々増加する空き家は、防災、防犯、景観等の様々な方面に影響を及ぼしており、とりわけ豪雪地帯においては積雪による空き家の倒壊や落雪等による危害発生が懸念されるなど、大きな課題となっています。
- (2) そのような中、国においては、令和5年度に空家等対策の推進に関する特別措置法を改正し、空家等管理活用支援法人制度を創設するなど、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。
- (3) 当県においても、市町村や関係団体と連携し、県内外の空き家所有者等を対象とした空き家相談や空き家の適切な管理を促すための普及啓発事業に取り組み、空き家の増加抑制や活用促進に注力しているほか、特定空家や管理不全空き家対策を推進する上で、職員不足などから、有効な手立てを企画・立案・実施することに苦慮している市町村の実情を踏まえ、市町村職員を対象とした研修を開催するなど総合的な空き家対策を実施しています。
- (4) しかしながら、空き家相談や普及啓発、研修事業などのソフト事業に対する特別交付税措置は、市町村のみが対象となり、都道府県は対象外とされています。

- (5) また、空き家の適切な管理や発生抑制は全国的な課題であるとともに、空き家所有者等は所在都道府県以外に居住している場合もあることから、空き家を放置しておくことのリスクや、相続発生前から対処方針を決めておくことの重要性等の一元的な普及啓発が必要です。

## 【参考資料】

### 1 秋田県の空き家率

調査年	住宅総数 (A)	空き家 一戸建て (B)	空き家率 (B/A)	順位	
				全国	東日本
平成30年	445,700戸	34,700戸	7.8%	9位	1位
令和5年	440,600戸	40,500戸	9.2%	8位	1位

※推計値。空き家一戸建て(B)は、賃貸・売買用を除く。

(出典：総務省「住宅・土地統計調査」)

### 2 県が行う空き家対策の概要（令和7年度）

#### (1) 空き家無料相談会

行政と関係団体が協働で空き家に関する無料相談会を開催することにより、空き家の活用や除却等を促進する。

#### (2) 普及啓発の実施

新聞広告の掲出や住まいの終活セミナー開催等により、空き家の発生抑制、活用や適切な管理、除却等を促進する普及啓発を実施する。

#### (3) 市町村職員向けスキルアップ研修

苦情対応や代執行等困難事案の対応に主眼をおいた研修を実施する。

### 3 特別地方交付税措置の概要

区分	取組内容	対象	措置率
補助 事業分	・所有者などの調査等 ・空き家等対策計画の策定 ・空き家の除却、改修	県・市町村	0.5
単独 事業分	・体制整備(空き家データベース、相談窓口の設置等) ・空き家の活用(空き家バンクの設置等) ・特定空家の除却・改修	市町村	

(担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課)

---

## XIII-2 消費者行政の充実に向けた支援について

消費者庁

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、長期的な視点から消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、「地方消費者行政強化交付金」について、継続的かつ安定的な制度とすること。
- (2) 同交付金のうち「地方消費者行政推進事業」について、令和7年度で活用期間が終了することから、地方消費者行政の安定的な推進のため、消費生活相談員の人件費等に活用できる新たな財政支援を行うとともに、「地方消費者行政強化事業」について、使途の拡充や補助率の嵩上げなど制度の改善を図ること。

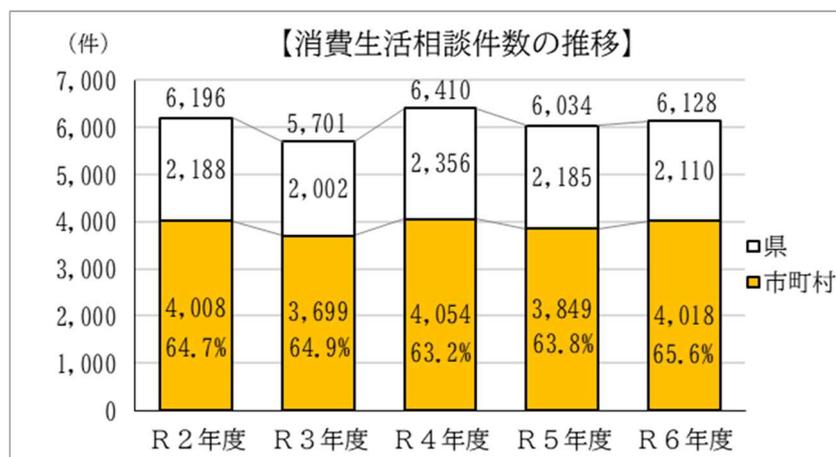
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、国の交付金を活用し、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化や消費者教育の推進に取り組んできましたが、近年、増加する特殊詐欺等の被害が幅広い年代に及び、深刻な情勢であるほか、高齢化の進行や成年年齢の引下げにより、更なる消費者被害の発生・拡大が懸念されています。  
このため、当県では、令和7年3月に消費者行政の基本計画となる「秋田県消費者施策推進計画」を策定し、消費生活相談体制や各年代に応じた消費者教育を一層強化していくことにしています。
- (2) 市町村では、国の交付金を活用して消費生活相談員の配置・育成等、相談体制の維持・充実を図っており、一部の市町村からは、厳しい財政状況の中、国からの継続的な支援が得られなければ、相談員の任用継続が困難になるとの声が寄せられるなど、消費者行政の機能低下にもつながりかねない状況にあります。  
このため、「地方消費者行政強化交付金」については、地域の実情に応じた取組を継続し、消費者の安全・安心が確保される体制を維持することができるよう、使途の拡充や補助率の嵩上げなどの十分な財政支援が必要です。

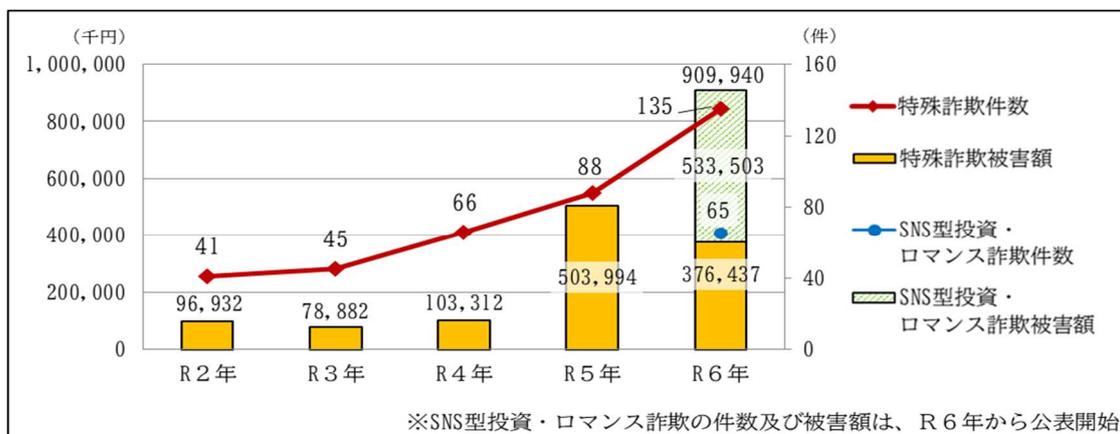
## 【参考資料】

### 1 秋田県の消費生活相談体制

- 消費生活相談件数（令和6年度）  
6,128件（県：2,110件、市町村：4,018件）
- 消費生活相談員数（令和6年4月1日現在）  
33人（県：10人、市町村：23人）



### 2 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況の推移



### 3 令和7年度の主な取組

- ① 生活センターの機能強化による消費生活相談体制の充実  
オンライン相談の実施、法執行体制の強化、相談員の資質向上
- ② 各年代に応じた消費者教育の推進  
啓発資料の作成・配布、ウェブ広告、出前講座等の実施による特殊詐欺等被害及び消費者トラブル防止の取組
- ③ エシカル消費の普及・啓発
- ④ 交付金を活用した市町村事業（相談員の配置、研修参加等）への助成

（担当課室名 生活環境部県民生活課）

---

### XIII-3 雪対策にかかる支援の充実について

内閣府政策統括官（防災担当）  
総務省自治財政局  
国土交通省国土政策局

---

#### 【提案・要望の内容】

- (1) 過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の除排雪費用への助成、緊急的な空き家の除排雪に要する経費などについて財政措置を拡充すること。
- (2) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」について、除排雪作業時の安全確保に継続的に取り組めるよう、予算を十分確保するとともに、「安全克雪事業」の対象要件の緩和など制度の改善を図ること。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、除排雪中の安全対策に関する普及啓発や地域において除排雪に取り組む団体の立ち上げ支援等の対策を講じています。  
また、多くの市町村では、高齢者世帯等の雪下ろし及び道路除雪により間口に寄せられた雪の処理などにかかる経費の助成を行っていますが、厳しい財政状況の中では、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ない状況にあります。  
さらに、積雪による空き家の倒壊、空き家からの落雪等による危害の発生を防止するため、緊急的な除排雪等の安全対策が求められています。  
このため、県及び市町村の雪対策にかかる助成について、措置率の引き上げのほか、空き家や間口等の除排雪を対象経費に加えるなどの財政措置の拡充が必要です。
- (2) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」においては、令和6年度に活用期間が3年から6年に延長されたものの、事業の実施に当たっては、内容の拡充や新規の取組が求められているなど、限定的な支援であることから、既に事業を実施している県や市町村にとって活用しにくい制度となっています。

このため、既存事業も対象とするなど、豪雪地帯のニーズを的確に捉えた制度とする必要があります。

## 【参考資料】

### 1 雪による人的被害の発生状況

	死者 (人)	重傷者 (人)	軽傷者 (人)	合計 (人)	最深積雪 (cm)
令和2年度	18(16)	137(92)	109(73)	264(181)	203
令和3年度	9(7)	106(78)	102(72)	217(157)	199
令和4年度	5(5)	39(27)	47(32)	91(64)	86
令和5年度	0(0)	12(9)	9(6)	21(15)	54
令和6年度	4(4)	69(43)	40(27)	113(74)	126

※( ) 65歳以上。

※最深積雪の観測地点は横手市。

### 2 市町村による除排雪費用の助成実績

	雪下ろし		間口等の除排雪	
	市町村数	助成実績額 (千円)	市町村数	助成実績額 (千円)
令和2年度	16	74,522	23	140,090
令和3年度	16	100,815	23	170,943
令和4年度	16	35,034	23	130,410
令和5年度	16	3,890	23	96,063
令和6年度	16	48,760	23	153,161

※令和6年度、助成制度に上限額や利用回数等の制限を設けた市町村数  
雪下ろし 15市町村、間口等の除排雪 16市町村

### 3 特別交付税措置の対象となっている主な経費（高齢者世帯等の雪下ろし支援）

- ・ 事業者へ雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成
- ・ 安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出
- ・ 共助組織（自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

### 4 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の活用状況

- ・ 令和4年度 1町 交付額 7,094千円
- ・ 令和5年度 1町（継続） 交付額 3,025千円
- ・ 令和6年度 1市2町（新規2、継続1） 交付額 19,600千円

（担当課室名 生活環境部県民生活課、あきた未来創造部地域づくり推進課）

---

## XIII-4 水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について

総務省自治財政局

国土交通省水管理・国土保全局

---

### 【提案・要望の内容】

人口減少社会にあっても、水道事業の「安全」・「強靱」・「持続」が確保されるよう、市町村が推進する水道事業の基盤強化に向けた取組に対する支援を拡充すること。

- (1) 「水道施設整備費国庫補助金」及び「防災・安全交付金」について、引き続き十分な予算を確保すること。
- (2) 水道施設の更新事業に対する財政支援措置として地方交付税措置の拡充を図るとともに、老朽管の更新事業に対する補助率を引き上げること。
- (3) 水道事業の広域連携にかかる補助金等の採択基準を緩和するとともに、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度を創設すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の水道普及率は令和5年度末で約92%、基幹管路の耐震適合率は令和5年度末で約27%と依然として全国平均よりも低い水準にあります。  
水道施設の本格的な更新時期を迎える当県にとって、今後も所要額を満たす予算の確保が必要です。
- (2) 水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や施設・管路の老朽化、多発する災害への対策等に伴い、経営努力を超えて、その厳しさを増しています。住民生活に必要不可欠なライフラインである水道を将来にわたって維持するには、水道施設の更新事業に対する財政支援措置の拡充が必要です。  
水道管の老朽管の更新事業の国庫補助率は、令和7年度、「1/2又は1/3」から「1/4」に引き下げられましたが、インフラの老朽化対策が全国的に課題となっている中、老朽管の更新を進めるためには、補助率の引き上げが必要です。

(3) 令和4年度に策定した秋田県水道広域化推進プランでは、市町村を超える様々な広域化シミュレーションを実施しましたが、69から25市町村へ合併が進んだ当県において、地形の制約もあり、施設の共同化等については課題が多い一方、共同調達や共同研修等については一定の効果が期待できることが分かりました。

広域連携を更に推進するためには、「水道事業運営基盤強化推進等事業」について、補助対象に事業統合等を伴わない2事業体間の広域化を加えることや給水人口要件の撤廃といった採択基準の緩和や、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度の創設など、それぞれの地域に適した取組を進める必要があります。

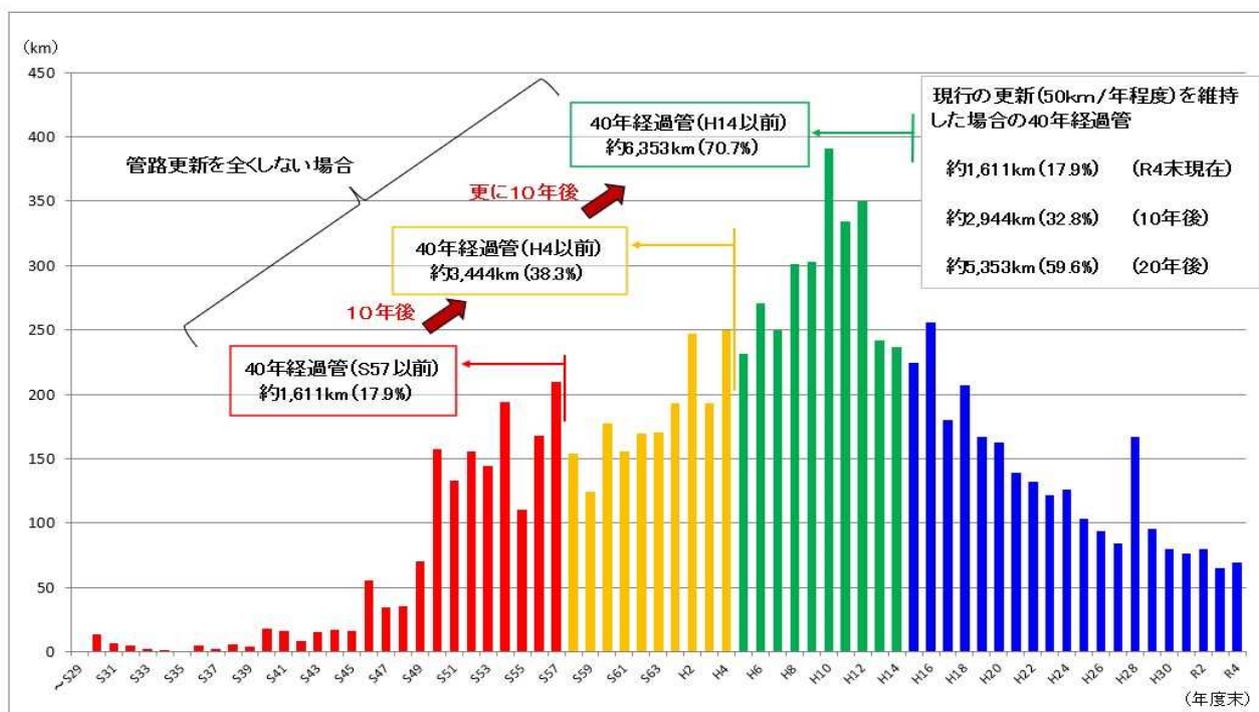
## 【参考資料】

### 1 国の水道事業予算額の推移

(億円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初	606	395	387	372
補正	390	390	371	371
計	996	785	758	743

### 2 秋田県の水道管路の布設状況（令和4年度末現在）



(担当課室名 生活環境部生活衛生課、企画振興部市町村課)

---

## XIII-5 公衆衛生獣医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について

厚生労働省健康・生活衛生局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 地方における公衆衛生獣医師の不足が顕著となっていることから、地域偏在の解消に向け、国が主体的に実効性のある取組を実施すること。
- (2) 公衆衛生獣医師が不足している地域での勤務を促進するため、獣医師に適用される給料表の抜本的な改正により処遇の改善を行うとともに、獣医学生への修学資金貸与の財政支援制度を創設するなど、公衆衛生獣医師の魅力向上に向けた総合的な対策を講じること。
- (3) と畜場法第14条に規定されると畜検査員が行う検査の補助を行える者について、民間の獣医師以外の者にも拡充すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の公衆衛生獣医師は、本庁、保健所、食肉衛生検査所、動物愛護センターにおいて勤務していますが、獣医師の採用が非常に困難な状況が続いており、人員不足が常態化しています。
- (2) 公務員獣医師については、高度な自己判断に基づき、困難な業務を遂行しなければならない高度専門職であることから、医師等に準じた処遇改善が必要ですが、処遇については多くの地方公共団体において、国家公務員に準じた取扱をしているため、国家公務員における改善が求められています。  
また、当県では、公衆衛生獣医師不足の解消に向け、県への就職を条件に、獣医学生に県独自の修学資金を貸与してきたほか、県が交通費等を負担して行うインターンシップ、獣医大学での説明会の実施、初任給調整手当の支給など、公衆衛生獣医師確保対策に取り組んで来ましたが、県単独の取組には限界があります。
- (3) 公衆衛生獣医師の不足により、結果的に、と畜場の検査体制を縮小せざるを得ない可能性があり、それに伴い事業者は他のと畜場へ輸送する必要が生じるほか、と畜場に勤務する地域住民の雇用維持が困難になるなど、多大な影響を及ぼすことが予測されます。

令和3年地方分権改革に関する当県の提案への政府の対応として、と畜検査員が法第14条の規定による検査を実施することを前提に、民間の獣医師が当該検査の補助を行うことを認めるとの回答がありました。当県では民間獣医師数も少ないことから、更に獣医師以外の職種の者による検査補助員の活用について検討する必要があります。

**【参考資料】**

**1 当県の公衆衛生獣医師の推移** (単位：人)

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
獣医師数	38	35	38	40	39	35	35	32	31	27
新規採用数	2	1	3	0	0	0	1	0	1	0

(R7.4.1 現在 60代含む)

**2 当県の公衆衛生獣医師の年齢構成** (単位：人)

年代	20代	30代	40代	50代	60代
獣医師数 (R7.4.1 現在)	2	5	2	12	6

(担当課室名 生活環境部生活衛生課)

## XIII-6 無線警ら車・小型警ら車の増強等について

警察庁長官官房、生活安全局

### 【提案・要望の内容】

国から配分される無線警ら車、小型警ら車は基本的に減耗更新されているが、令和3年12月に全ての車両を対象に更新基準年数が延長され、更新整備が滞っている状況にあることから、更新基準年数に基づき確実に減耗更新するとともに、更新基準年数を短縮すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

国から配分される無線警ら車、小型警ら車については基本的に減耗更新されるものですが、更新基準年数の延長や滞留により走行距離が増えるとともに、当該車両が全体的に老朽化しています。

警察用車両の購入については国庫で支弁することとなっており、不足する分については、県費で整備し必要台数を確保していますが、車両部品や素材の高騰、車両の先進安全装置の標準化などから車両単価は年々上昇し、10年前と比較し1.5倍から2倍以上に高騰しています。

今後もこれらの傾向は続くものと見込まれ、県費整備分の更新については厳しい財政状況から計画的に進まず、国費整備の減耗更新対象車両を延長使用しているところです。また、減耗更新予定の車両についても国からの配分が滞っており、全体的に老朽化が進んでいます。特に無線警ら車、小型警ら車についてはほぼ毎日稼働しており乗降回数が多いため、座席シートの破れやサスペンションのへたり、エンジンの不調など年々修繕費を圧迫している現状にあります。

### 【参考資料】

- 老朽化した小型警ら車に対する県民からの苦情事例  
「○○駐在所のパトカーが古く、見た目がみすぼらしすぎる。こんなパトカーで○○線を守れるのか。勤務員の士気にも関わるのではないか。コロナ情勢や警察が県の中で弱い立場で予算なども厳しいことも重々分かっているが、あまりにもひどいパトカーに見えるので、是非検討してもらいたい。」  
(小型警ら車に対する実際の苦情です。)
- 小型警ら車及び無線警ら車年式別配備状況
  - ※ 警察庁が示す警察車両更新基準年数
  - 小型警ら車 11年
  - 無線警ら車 7年
  - (1) 小型警ら車 110台 うち更新基準を超過 23台 (20.9%)
  - (2) 無線警ら車 54台 うち更新基準を超過 22台 (40.7%)
  - ※ 令和7年3月31日現在

(担当課室名 警察本部警務部警務課)

XIV ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進

---

## XIV-1 ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について（拡充）

農林水産省農村振興局  
環境省自然環境局

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) クマによる人の生活圏への出没防止や出没時の緊急対応、個体群管理の強化、被害対策を担う人材の育成・確保などを着実に推進するため、技術的な支援の強化に加え、「指定管理鳥獣対策事業交付金」の予算の十分な確保と運用の弾力化を図ること。
- (2) クマ等による農作物や家畜への被害を防止するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算を十分に確保すること。
- (3) 鳥獣保護管理法が改正されたが、現場における緊急銃猟を市町村が円滑に運用できるよう、可能な限り早期にガイドライン等を示すこと。
- (4) 地方公共団体や捕獲従事者等に対し、クマの捕獲について過剰な批判が寄せられないよう、国においても捕獲対応の必要性等の情報発信を強化し、広く社会の理解を求めていくこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における令和6年度の目撃情報は1,340件、人身被害は10件11人と過去最多を記録した前年度より少ないものの、冬期でも市街地における人身事故や商業施設への侵入が発生するなど、クマによる被害の発生が懸念される状況が続いています。

このため、集落周辺での緩衝帯整備などの出没抑制対策や出没時の緊急対応など、被害防止対策に取り組むとともに、令和5年度において、推定生息数の半分以上である2,334頭を捕獲したことを踏まえ、改めて生息数推定のための調査を実施しているところです。

また、ゾーニング管理による人とクマとの棲み分けを図るため、集落周辺での捕獲圧の強化や効果的な出没抑制に取り組むことにしていますが、そのためには、捕獲や被害防除に関する新たな技術の研究開発や取組事例

などの情報が不可欠であり、加えて、クマの生息動向を把握するための春季の生息調査は、残雪期に実施するため、年度をまたぐ必要があります。さらに、地域における被害対策の主体となり、住民指導に当たる市町村職員等の育成と専門性の向上が課題となっているほか、登録者数の減少や高齢化が進む狩猟者など鳥獣捕獲の従事者の確保対策が必要となっています。

こうした施策を総合的に推進するためには、技術的な支援の強化や十分な財政的支援とともに、年度をまたぐ事業も機動的に実施できるよう弾力的な運用が必要です。

(2) 市町村では、交付金を活用して電気柵の設置や有害鳥獣捕獲、緩衝帯の整備などの対策を講じていますが、事業を活用する市町村が増加しており、対策を継続的に実施するためには、十分な予算の確保が必要です。

(3) 改正鳥獣保護管理法の施行後、速やかに運用するためには、あらかじめ市町村が緊急銃猟の実施体制を構築しておく必要があります。ガイドライン等は早期かつ具体的に示すことが求められています。

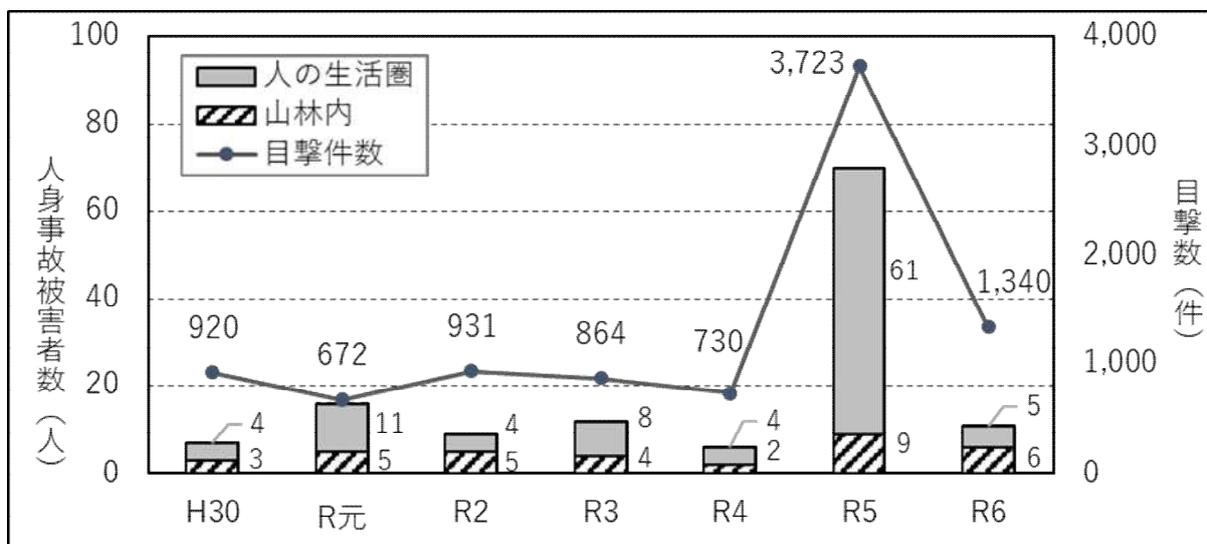
とりわけ当県では、今年堅果類の凶作が予測されていることから、早期の体制構築が必要です。

(4) 法に基づき適正に行われたクマの捕獲に関して、主に県外から、地方公共団体や捕獲従事者等に過剰な批判が寄せられることで、対応する職員の業務に支障を来しており、地域住民の安全を守るために必要不可欠な捕獲の担い手の確保にも重大な支障が生じることが懸念されます。

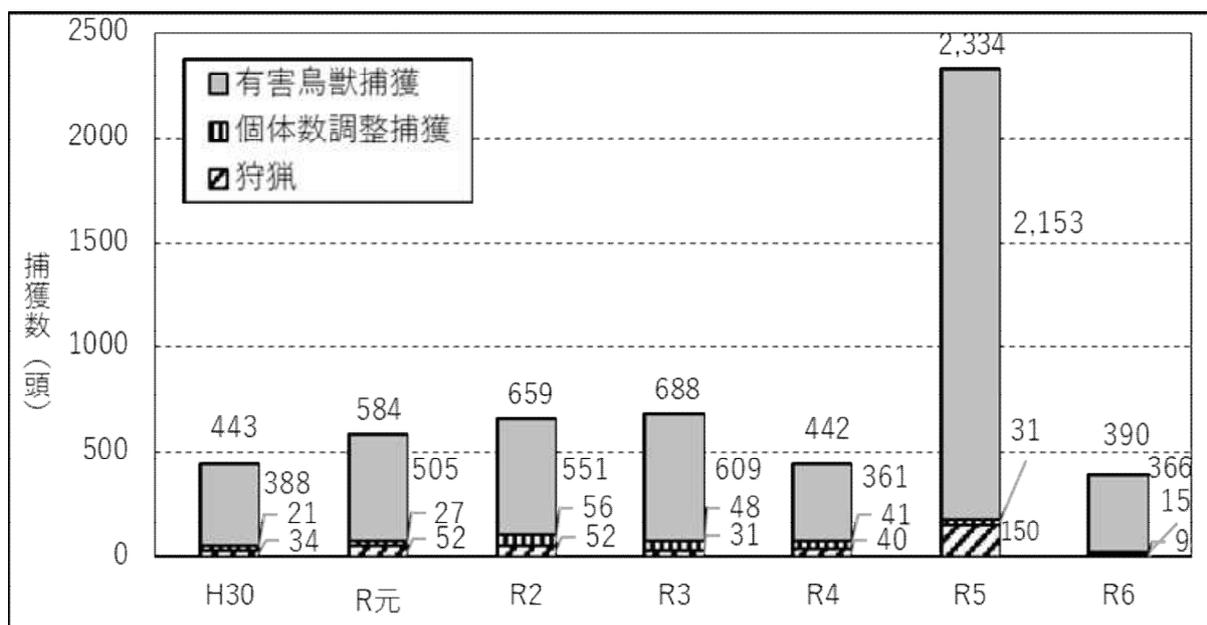
捕獲の必要性等の情報を様々な媒体で発信し、正しい理解の促進に取り組んでいますが、国においても、情報発信を強化し、広く社会の理解を求めていく必要があります。

【参考資料】

1 クマの目撃件数及び人身被害者数（令和7年3月31日現在）



2 クマの捕獲頭数（令和7年3月31日現在）



（担当課室名 生活環境部自然保護課、農林水産部水田総合利用課）



---

## XIV-2 八郎湖の水質保全対策に対する支援強化について

環境省水・大気環境局  
農林水産省農村振興局

---

### 【提案・要望の内容】

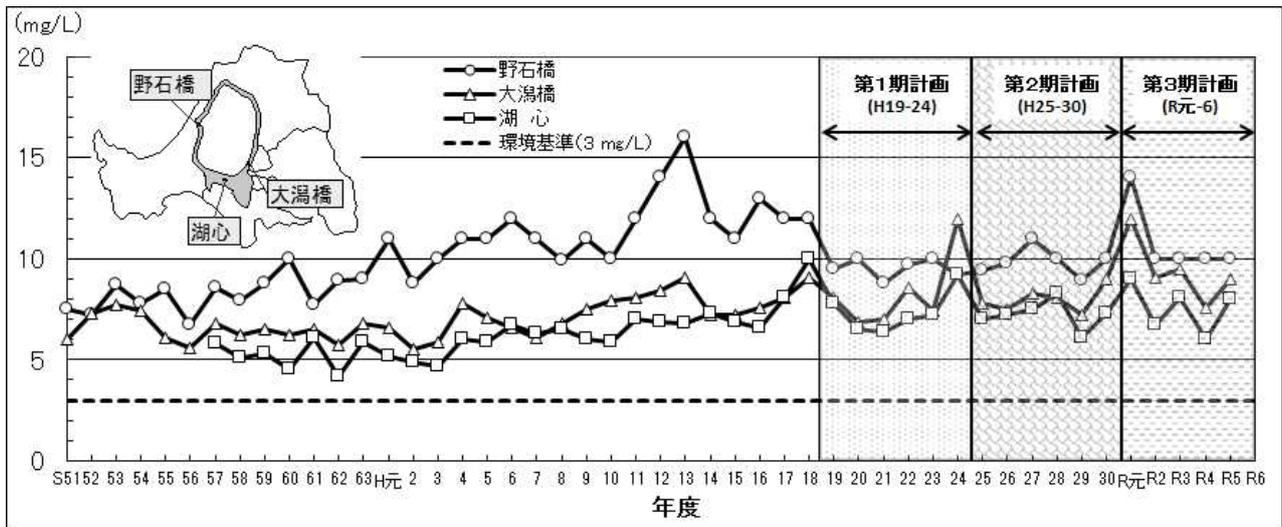
閉鎖性の水域であり、富栄養化の進行により水質汚濁が顕在化し、水質の改善が必要な指定湖沼である八郎湖において、湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づき、各種対策事業を中長期にわたり安定的かつ継続的に取り組めるよう、財政的・技術的な支援をより一層拡充すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 八郎湖については、国営干拓事業が昭和52年3月に完了してから徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として平成20年3月以降「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、流域市町村や関係機関と連携しながら、生活排水や農地排水の浄化・抑制といった発生源対策、アオコ対策や湖内浄化対策等による水質保全対策を実施してきました。しかしながら、依然として湖水の環境基準を達成できておらず、夏場にはアオコが発生し、悪臭等で地域住民の生活に悪影響を与えていることから、今後とも水質保全対策を強力に推進していく必要があります。
- (2) 八郎湖の水質保全対策においては、本年度策定する第4期計画に掲げる各種対策の推進のほか、湖底に堆積したヘドロの浄化やアオコ発生抑制につながる対策を検討するための調査研究に取り組んでいますが、県単独事業で実施せざるを得ず、必要な予算の確保に苦慮しています。同計画に掲げる水質保全対策の効果をできる限り早期に発現させるためには、助成事業など中長期にわたり安定的に活用できる充実した財源を確保することが喫緊の課題となっています。なお、八郎湖中央干拓地は湖沼法に基づく流出水対策地区に指定されていることから、現在、大瀧村で実施されている国営かんがい排水事業八郎湖地区においても、水質保全対策を着実に行われることが望まれます。

【参考資料】

1 八郎湖水質の経年変化（COD 75%値）



2 令和7年度における主な対策等の位置図



凡例 ◆：環境基準点

(担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

---

## XIV-3 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

---

### 【提案・要望の内容】

海岸及び海洋における環境を保全し、良好な景観を維持していくため、地方公共団体が着実に海岸漂着物等の回収処理や発生抑制にかかる取組を実施できるよう、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改めること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が必要な財政上の措置を講じることとされています。

地方公共団体等では、同法に基づき、海岸漂着物等の回収処理を続けてきましたが、依然としてプラスチックなどの海岸漂着物等が発生し、海岸及び海洋の良好な環境が損なわれる事例が生じていることから、長期間にわたり継続的な取組を推進していくことが必要です。

- (2) 当県では、秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、地域環境保全対策費補助金を活用し、重点区域における海岸漂着物の回収処理をはじめ、漂流ごみへの対応や調査及び普及啓発を含めた発生抑制の取組を行ってきたところです。

事業の推進に当たっては多大な地方負担が生じることから、今後も海岸漂着物の回収処理等を着実に実施するため、補助率の見直しを行い、地方負担が生じない恒久的な財政支援制度に改めることが必要です。

【参考資料】

海岸漂着物等の回収・処理の状況



海岸漂着物の状況



漁業者ボランティアによる漂流ごみの回収



砂浜に漂着した木造船



行政による海岸漂着物の回収



回収した漂流ごみの搬送



行政による木造船の解体・回収



ボランティアによる海岸漂着物の回収の様子



秋田県海岸漂着物対策推進協議会の様子

事業費の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県予算（千円）	51,843	65,743	75,834	90,789	97,426	90,504	80,644	85,112
国費	41,292	53,678	60,641	72,595	77,094	72,110	61,249	68,478
県費	10,551	12,065	15,193	18,194	20,332	18,394	19,395	16,634
国補助率 ※1	7/10～8/10	7/10～8/10	7/10～8/10	7/10～8/10	7/10～8/10	7/10～8/10	7/10～8/10	7/10～8/10
国予算（億円）※2	31.0	35.0	37.0	37.0	80.6	37.0	37.0	37.0

※1 海上保安庁が認める朝鮮半島由来の木造船等にあつては8.5/10～9/10  
漂流ごみ等の処理については、10,000千円を上限とした定額補助

※2 地域環境保全対策事業費補助金

（担当課室名 生活環境部環境整備課）